

既設通話局へ收容ノ分	新設電話官署へ收容ノ分	電話線路	新設電話官署連絡線	輻輳救済線	電話官署町村役場間電話線	新設電話官署
四七三	一三六	一、〇七八、〇七八	三三八	三三七	四三三	一三六
四七三	一三六	一、〇三二、〇七三	三三八	三三二	四三三	一三六
四七三	一三六	三〇、〇八〇	三三八	三三二	四三三	一三六
四八〇	一四〇	五八	三三八	三三二	四四〇	一三四
一八二	八二	五六一、〇七一	九六	二五四	一六八	八七
二九九	五九	六三、〇〇八、〇七一	二三三	五六	二七三	四七
四七三	一三四	二五	三三八	三三二	四三二	一三四
二五	八	四四七	二八	一三	三三	九
四七三	一三四	四四	三〇〇	三〇〇	四〇八	一三五
四七三	一三四	四四	三三八	三三二	四三二	一三四
四四	五六	二二九	九三	八三	四四	六〇
四三三、三六九、一九五、一七四	七八	八五五、四〇三、九五〇、四五二	二二六、一七〇	二二九、五六五	三八七、一六七、一〇〇、〇六七	七四
二六三	四一五	二六三	八七三	九七八	四三六	六七八
			七九八	五八七	四三六	二五三

附記 一、豫定は當初大藏省と打合せたる分とす 二、實施工程は毎年度の成立豫算に對する分とす 三、新設電話官署中には電話擴張の分に依て町村電話を接続したるものを含む。

内務省に於いては郡役所廢止後に於ける地方自治行政の運行及地方財政の狀況などに鑑み、所要經費の負擔に堪へる役場に對しては、施設年限を昭和十年度迄延長したいと云ふ意見であつたが、逓信省では昭和六年度限り之を打切ることとし、昭和七年度より同十年度に至る電話事業擴張計畫改定を機會に町村電話計畫を該計畫中に包含せしめ、一般電話擴張計畫で施設することとして、實質上從前の町村電話施設計畫は一般の電話擴張計畫の中で施設されることとなつたのである。

本計畫遂行のために政府の負擔する創設費及府縣又は町村に於いて負擔する經費と其の支辨方法は次の通りである。

- 一、政府の負擔すべき創設費 (イ) 市外通話の輻輳を救済するために要する市外電話線架設費 (ロ) 府縣廳町村役場間市外通話を、市外電話線中繼度數二度以内にて取扱ふために要する市外電話線増設改良費 (ハ) 既設電話交換局又は既設電話通話局と新設電話官署とを連絡する電話線架設費中、新設電話官署への引込線架設費 (ニ) 新設電話官署公衆通話用電話機裝置費
- 二、府縣又は町村に於いて負擔すべき經費並に其の支辨方法

區	別	支辨方法
(一) 新設電話官署連絡線架設費		現金を以て國庫に納付するものとす。但し物件提供を許容することあるべし。
(二) 同上連絡線を既設電話交換局又は既設通話局に收容するに要する同局内裝置費		現金を以て國庫に納付するものとす。
町村の希望に依り加入電話又は役場専用電話の施設をなす場合に限り右の外左の經費を必要とする。		
一、創設費		
(一) 加入電話の施設をなす場合		
區	別	支辨方法
(イ) 新設電話交換局町村役場間電話架設費及町村役場内裝置費		特設電話規則により一切の所要物件を供給し工事費を支辨するものとす。但し工事費中施工者の旅費給料等は現金を以て國庫に納付するものとす。
(ロ) 同上線を新設交換局に收容するに要する同局内裝置費		現金を以て國庫に納付するものとす。

(二) 役場専用電話施設をなす場合

區

別

支

辨

方

法

- (イ) 新設電話官署町村役場間電話線架設費及町村役場内装置費
- (ロ) 同上役場専用電話線を新設電話官署に收容するに要する同署内装置費

特設電話の例により一切の所要物件を供給し工事費を支辨するものとす。但工事費中施工者旅費給料等は現金を以て國庫に納付するものとす。

二、維持費

- (一) 加入電話の使用をなす場合

區

別

支

辨

方

法

- (イ) 加入者線路維持費
- (ロ) 加入電話機維持費
- (ハ) 交換料

特設電話規則に依り現金を以て國庫に納付するものとす。

- (二) 役場専用電話の使用をなす場合

區

別

支

辨

方

法

- (イ) 役場専用電話線路維持費
- (ロ) 役場専用電話機維持費

現金を以て國庫に納付するものとす。

三、加入登記料

加入電話施設の際現金を以て國庫に納付するものとす。

町村電話施設費に於ける政府負擔の豫算成立經過状況を一覽表とすれば次に示す表の通りである。

町村電話施設費豫算成立經過状況

年度	三省協定額	大藏省ト打合濟額		二年度成立豫算	三年度同	四年度同	五年度實行豫算	六年度要求豫算	既往の分	將來の分	計	累計
		當額	初額									
昭和	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
二	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
三	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
四	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
五	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
六	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
七	11,103,991	11,070,316	33,675	11,070,316	11,054,777	11,960,337	8,033,446	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316	11,070,316
計	60,978,459	56,813,544	4,164,915	56,813,544	56,813,544	68,779,779	40,334,800	56,813,544	56,813,544	56,813,544	56,813,544	56,813,544

備考

- 一、三省協定額とは大藏内務逓信の三省協議に依りたるものとす。二、大藏省と打合済額の内當初打合額は各年度共三省協定額より事務官一名分（廳費共三三三三圓）を差引きたるものとす。但し三年度は三省協定額より支廳管内の分を除き、四年度は支廳管内の分を加へたるものとす。尙四年度以降は事業費の五分を節約したるものとす。
- 三、昭和七年度以降豫算は大藏省と當初打合額より毎年度成立豫算又は實施豫算を差引きたるものにして、當初架設計畫の内未だ架設をなさざる町村を七年度以降に於いて全部架設するものとし、之が架設費に充當するものとす。
- 四、*印は實施したるものを示す。

第八節 第三次擴張後期（昭和九年度特別會計實施以後）

第十一回改定

第六節に於いて述べたるが如く、第三次擴張計畫の遂行により、我國の電話事業は長足の進歩を遂げたが、此の間に於ける計畫遂行の經驗を回顧すれば、一面に於いては社會の要望は變轉常なき財界の好不況に左右せられて、將來長期に互る擴張工程の基礎的決定を至難ならしめ、他面に於いては國家財政の窮乏に累せられて擴張財源の捻出意の如くならざるため、電話加入希望者に對し高額の負擔金を課し、然も希望數に對して其の數分の一を架設するに過ぎないといふ實狀なる結果、電話施設の内容は未だ先進諸國のそれに比し甚しく遜色あるを免れず、急速に整備改善を要する状態であつた。此の目的を達するの手段として、關係當局に於いては多年に涉り、通信事業特別會計制度の創始

に對し熱誠なる努力を拂うて來たのであるが、昭和九年度に於いて遂に之が實施を見るに至り、電信電話事業は事業自身の負擔に於いて施設の擴張改良を行ふこととなり、従つて長期に互り安定せる計畫を樹立し、之が遂行を容易且つ確實ならしめ、以て社會の電信電話施設に對する要望に副ひ得るの曙光を見るに至つた。そこで昭和八年には從來分離して計畫せられた電信擴張改良と電話交換擴張とを合同計畫とし、尙之に電信電話設備の腐朽頽廢せるもの取替に要する經費即ち設備の補充費をも包含せしめて電信電話設備擴張改良及補充費といふ一元的の豫算とした。

一面計畫に於いては相當長期の將來を遂観して最も適實なる計畫を樹て、之を合理的且つ經濟的に遂行するを最も得策とする建前より、電話事業に於いては、昭和九年度より同十八年度に至る十箇年間に加入者四十萬名、市外線二十三萬五千餘軒、電話通話事務開始二千八百局及公衆電話四千個を増設する基本計畫を樹立し、之が所要經費約三億三千三百五十五萬圓を繼續豫算として要求せんとしたが、財務當局の容るところとならず、僅に昭和九、十の二箇年繼續として豫算額五七、八七一、〇〇〇圓を以て加入者六四、〇〇〇名、市外線三五、三四三軒を架設する改定豫算を編成して、昭和八年十二月の第六十五回議會に提出し其の協贊を得た。

特別會計實施後と雖も、第三次擴張は豫算に關する限り繼續してゐるのであつて、本改定は其の第十一回の改定である。然れども本計畫は昭和九年度のみ豫定の通り實施したに過ぎなかつた。

第十二回改定

前述の如く特別會計實施の初年度たる昭和九年度は暫定的計畫とも稱すべき二箇年計畫を實行したのであるが、其の後に於ける經濟界の異常なる活況は電話需要の激増を招來し、昭和九年度に於ける加入申請數は架設豫定數たる三

二、〇〇〇名の六倍にも達し、市外通話も亦急激なる幅轆を來し、本計畫の工程を以てしては到底昭和十年度に於ける一般公衆の要望を充すべくもなかつた。そこで財源の許す限り工程を増大して社會の切實なる要望を満足せしむるため、昭和九年度以降十箇年間の基本計畫を再検討の上、加入者増設年度別工程を改定すると共に市外線架設料程を増加することとし、昭和十年度より同十四年度迄の五箇年間に經費總額一九五、二三三、一〇〇圓を以て、加入者二〇一、〇〇〇名及市外線一五五、九〇二杆を架設する改定計畫を樹て、之を昭和九年十二月の第六十七回議會に提出して其の協賛を得た。之れが第十二回目の改定であつて、本計畫は昭和十年度及十一年度の二箇年續いて實行した。

第十三回改定

然るに其の後に於ける我國力の發展は眞に目覺しく、一般經濟界の恢復も亦顯著なるものがあり、特に軍需工業と輸出産業の活況に伴ひ、電話の需要も激増の一途を辿り、昭和七、八年當時の社會事情を基礎としたる基本計畫に據り豫算化せられたる十年度以降五箇年計畫の規模を以てしては、到底社會の緊切なる需要に對應し得ないことは明白であつた。茲に於いて從來の擴張計畫に其の比を見ざる劃期的規模内容を有する昭和十二年度より同二十一年度迄十箇年間の基本計畫を樹立し、其の前半五箇年の豫算化を實現せしめたのである。今其の十箇年基本計畫並に豫算化せられたる五箇年計畫の内容と、從來の計畫に比較して特異とする事項に就き述べれば次の通りである。

- 一、最近に於ける大都市並に連繫都市地域の旺盛なる電話需要に應ふると共に、積極的に農山漁村方面の加入者増設並に通話機關の普及を圖るため市内電話擴張工程を從來に比し倍加すること。
- 二、市外電話回線を整備擴充して市外通話待合時間を短縮し、新聞通信社又は官廳の公共通話の圓滑を圖り、一面

非常災害並に國防對策上主要市外電話線路のケーブル化を促進し、通信の安固を圖ると共に我國市外電話回線網を最も合理的に組織するため市外通話帶域制度の實施準備をなすこと。

三、大都市及其の近郊地に於ける電話制度を都市生活の實際に即せしむると共に、農山漁村等少數加入者を有する土地の料金負擔を軽減すること。

四、國際貿易の振興を圖ると共に通信自主權の確立を期し、又遠洋及近海航行の船舶の通話需要に應じ其の航行安全を圖り、又離島に於ける文化の開發と災害時及國防上の通信連絡を確保する等のため、國際通話の發達を圖り對船舶無線電話、對離島無線電話の整備擴充を圖ること。

等を計畫の指針とし、加入者増設工程は

昭和十二年度		昭和十七年度	
十三年度	五五、〇〇〇名	十八年度	八〇、〇〇〇名
十四年度	六〇、〇〇〇名	十九年度	八〇、〇〇〇名
十五年度	七五、〇〇〇名	二十年度	八〇、〇〇〇名
十六年度	八〇、〇〇〇名	二十一年度	八〇、〇〇〇名
小計	三五〇、〇〇〇名	小計	四〇〇、〇〇〇名
合計	七五〇、〇〇〇名		

又市外線増設工程は

昭和十二年度	七五、二〇〇軒	昭和十六年度	一二八、五〇〇軒
十三年度	九二、三〇〇軒	小計	五〇五、五〇〇軒
十四年度	九八、三〇〇軒	昭和十七年度	六七四、五〇〇軒
十五年度	一一一、二〇〇軒	以降五箇年間に 合 計	一、一八〇、〇〇〇軒

其の外十箇年間に

公衆電話増設 五、〇〇〇個
通話事務開始 一〇、七〇〇局

を計畫したのである。尙無線電話に關しては技術の進歩發達の目覺しいのと、世界情勢の變化の豫斷を許さざるとに鑑み、特に最初の五箇年のみを基本計畫期間とし、此の間に

- 國際通信路増設 三座
- 固定局新設 二局
- 船舶局新設 二局
- 船舶無線電話設備改良 六局

を施工することとしたのである。

本基本計畫の遂行には約九億四千三百萬圓の巨費を要するけれども、之が完了の曉には我國電話施設は其の面目を一新し、普及發達の程度は列強の水準に達することが出来る見込である。

次に右基本計畫の豫算化に就いて述べれば、元來電信電話事業の如く其の擴張改良に多額の資本を必要とするものに對しては、投資計畫を經濟的ならしめ經營方針の誤りなきを期する必要がある。故に計畫期間は計畫の安定、工事費の經濟化を圖るため豫想し得る範圍に於いて成るべく長期間を見越して決定するを可とするのであるが、一面技術の進歩及財界の變動等を考慮するときは、計畫の目標と之を豫算化する年度とは必ずしも一致せしむる必要がないので、本計畫の豫算化は前半五箇年とすることとした。斯くして昭和十二年度以降五箇年間に經費總額四二〇、六三三、〇〇〇圓を以て

- 一 電話加入者新增設 三五〇、〇〇〇名
- 二 市外線新增設 五〇五、五〇〇軒
- 三 電話通話事務開始 五、三五〇局
- 四 電話交換事務開始 二、五〇〇局
- 五 無線電話新設改良 八方面、一〇局

等の施設を行ふこととし、之を昭和十一年十二月第七十回議會に提出して幸に其の協贊を經、十二年度より勇躍之が實行に著手したのである。

此の五箇年計畫に於いて特筆すべきことは次の三點である。

第一は本計畫に於いては從來の計畫の舊套を脱し、最近に於ける電氣通信技術の異常なる發達を實際の施設に具現せしむるために、我國獨特の最近技術たる無裝荷搬送方式に依る市外電話ケーブル網の可及的早期完成を期したること

とである。

第二は豫算編成に使用せる工事費単金の切下であつて、今次の擴張計畫の膨脹に伴ふ工用品の大量生産の結果、相當程度の價格低減を見越し、且つ計畫期間内に於ける技術の進歩發達による工事費の經濟化をも相當考慮に入れ、前計畫の單金に比し、市内電話に於いては約四分、市外電話に於いては約八分を積極的に低減し、以て豫算總額の膨脹を可及的抑制したのである。

第三は工事請負範圍の英斷的擴大であつて、從來電信電話工事は土木工事其他特別のものを除く外全部遞信省自ら直營施行して來たのであるが、改定豫算に於いては工事費の合理化經濟化を圖るため、民間の工事能力を利用して擴張改良工事の大半を請負に付することとしたのである。請負工事が直營工事に比し工期を短縮し工事費を低廉ならしめ、然も工事の品質に於いて直營のそれに較べて遜色を見ないものであるといふことは、昭和十年以來試験的に施行した各種工事の成績に徴し大體自信を得たので、今回の擴張改良計畫の改定を機とし、思ひ切つて其の種類並に工程を擴張し、

- 一 長距離ケーブル布設
- 二 搬送電信電話裝置
- 三 無線電信電話裝置
- 四 自動式市内電話局内裝置
- 五 新設及交換方式變更に伴ふ市外局内裝置
- 六 八大局市内電話地下ケーブル布設
- 七 八大局市内電話加入者宅内裝置

等の内大部分を請負に附することとした。而して豫算面に於いても直營工事費と請負工事費とを判然區分し、間接費

たる俸給事務費も夫々異なる率を研究の上案出して使用したもので、此の點も今次改定豫算の劃期的形式である。

以上が第十三回目に於ける改定の内容であるが、此は凡ゆる意味に於いて非常に期待され、其の圓滿なる遂行を部の内外より翹望せられた此の五箇年計畫も實行初年度に於いて、圖らずも支那事變の勃發に遭ひ、加ふるに世界情勢の激變に影響せられて、復た復た改定縮小せらるるの止むなきに至つた。

第十四回改定

昭和十二年度は前記の如く五箇年計畫の初年度工程即ち六三、六五九、〇〇〇圓の豫算を以て加入者五五、〇〇〇名及市外線七五、二〇〇杆其他の諸施設を實行中であつたが、支那事變の發生、社會情勢の急轉に伴ふ物價の高騰等により工事費に多額の不足を來し、工事遂行上多大の支障を感じつつあつたところ、大藏省より五、二七五、二〇〇圓の豫算繰延を要求せられたので、已むを得ず市外線増設豫定杆程七二、五〇〇杆の内八、六五〇杆を繰延べた外、市内外電話の基礎的工事に於いて大幅の繰延を餘儀なくせられ、僅かに加入者新增設工程のみ既に架設すべき加入者が決定後であつたため豫定通り五五、〇〇〇名を開通したのである。

而して昭和十三年度以降四箇年の豫算に對しては、事變の進展と國際情勢の逼迫に伴ひ、先づ昭和十三年度に於いて既定工程中時局と最も關係深く急速實施を必要とする最少限度の工程を實行することとし、殘餘の工程は凡て之を最終年度たる十六年度へ繰述べる方針の下に計畫を改定し、十三年度には豫算額五七、五五九、〇〇〇圓を以て

- 一 電話加入者新增設 四五、〇〇〇名
- 二 市外線新增設 七〇、〇〇〇杆
- 三 電話通話事務開始 七七〇局
- 四 電話交換事務開始 五〇〇局

五 固定局無線電話施設

三局

五八八

等の施設を行ふこととして之を昭和十二年十二月第七十三回議會に提出し其の協賛を得て實行に著手した。之れが第十四回目の改定である。

然るに事變の進展は遂に東亞再建設といふ我國曠古の大業が遂行せらるる時代となり、ために國費の大部分と重要物資の大半は作戦の遂行、國防の充實、生産力の擴充等に振向けられ、他の政府事業並に平和産業等は資金並に資材の使用に對し甚しき制限を受くるの餘儀なきに至り、十三年六月二十三日の閣議に於いて決定を見たる十三年度物資動員計畫に基き各省の十三年度歳出豫算は之を再検討することとなり、電話擴張改良費も此の結果一六、七九一、六二二圓といふ大幅の節減繰延を行ふといふ事態に立ち至つた。

そこで同年八月改めて實行豫算額四〇、七六七、三七八圓を以て新事態に對應する左の如き工程の實施計畫を樹て直し十三年度は之を實行したのである。

節約實行後の工程

- | | | | |
|------------|---------|-------------|------|
| 一 電話加入者新增設 | 二五、〇〇〇名 | 四 電話交換事務開始 | 四五〇局 |
| 二 市外線新增設 | 四一、五八四軒 | 五 固定局無線電話施設 | 二局 |
| 三 電話通話事務開始 | 五八五局 | | |

第十五回改定

現行五箇年計畫は上述の如く昭和十二年度及同十三年度の二箇年に互り、支那事變の影響により甚しき改變を行ふ

の餘儀なきに至つたが、昭和十四年度に於いてもまた、東亞新秩序建設の大業遂行に對應する物資需給計畫の強化と財政の極度の緊縮を必要とするを以て、電話擴張改良の目標を事變目的遂行に直接必要なる施設を第一義とし、軍需産業關係、生産力擴充、輸出振興等に關聯深きものの最少限を之に加へて實施することとし、既定年割額の内四四、〇〇三、〇〇〇圓を以て

- | | | | |
|------------|---------|-------------|------|
| 一 電話加入者新增設 | 二五、〇〇〇名 | 四 電話交換事務開始 | 五〇〇局 |
| 二 市内外線新增設 | 四五、八二八軒 | 五 固定局無線電話整備 | 二局 |
| 三 電話通話事務開始 | 五八五局 | 六 國際電話通信路増設 | 一座 |

等の施設を行ふこととして改定豫算を編成し、之を昭和十三年十二月の第七十四回議會に提出し、其の協賛を得て實行に著手した。而して年割額改定のため生じた剩餘額は十三年度の場合と同様凡て之を最終年度たる昭和十六年度の増加額とした。之れが第十五回目の改定である。

然るに昭和十四年五月二十六日の閣議で決定の十四年度物資動員計畫に於いて、通信事業に對し割當てられたる物資量から更に電信電話擴張改良及補充工事用として配分せられたる物資量は、原要求量に對し各品目共大體三割程度の減少を示してゐる。此の物資によつて十四年度の豫定工程を實施することは頗る困難を豫想せられ、一方大藏省よりは右の如き物資不足量より當然生ずべき豫算の不要額返上方を要求し來つたので、工務局に於いては技術の總動員を行つて此の程度の物資不足は之を克服して豫定計畫の遂行に邁進するの方針を以て、廣く代用品の使用を考究すると共に、代用品を使用し得ざる箇所には可及的使用量を低減することに努めて、工事の實行に對する調査を遂げたる結

果、電話擴張改良に於いては代用物資使用其他による豫算の純節約額八〇九、九一〇圓となつた。之を以て大藏省の要求に應へたる處、大藏省は斯かる物資不足の對策を全面的に容認するに至らず、代用物資と雖も無制限に使用し得ざることを理由として相當額の豫算使用不可能となるの結果を期待したるを以て、種々説明折衝を重ねたる結果、右純節約額の外に電話擴張改良費に於いて二、一二九、五五三圓の繰延額を生ぜしむることに協定成り、結局十四年度は四一、〇六三、五三七圓の豫算を實行することとなつた。而して前記の開通工程は總て豫定の通り實施する方針である。

以上第三次電話擴張に就いて、大正五年の初期より今日に至る迄の成立豫算と實施豫算並に豫定工程と實行工程等の徑路を敘述して來たのであるが、此の二十四年間の歴史を便宜上一表にして示せば次の通りである。

尙参考のため第三次電話擴張期間に於ける加入者開通寄附金又は負擔金の變遷調及市内電話並市外電話擴張改良工事費單金の變遷調を添付することとする。

第三次擴張計畫(後期)豫算年割額及工程經過一覽表 (※ハ實施セルモノヲ示ス)

年度	第十一回改定計畫 (第六十五議會協贊)		第十二回改定計畫 (第六十七議會協贊)		第十三回改定計畫 (第七十議會協贊)	
	年割額	加入者	年割額	加入者	年割額	加入者
昭和九	二八、九三五、五〇〇	三三、〇〇〇	三五、七八、〇〇〇	三八、〇〇〇	六三、六五九、〇〇〇	七五、二〇〇
一〇	二八、九三五、五〇〇	三三、〇〇〇	三五、七八、〇〇〇	三八、〇〇〇	六三、六五九、〇〇〇	七五、二〇〇
一一	二八、九三五、五〇〇	三三、〇〇〇	三五、七八、〇〇〇	三八、〇〇〇	六三、六五九、〇〇〇	七五、二〇〇

昭和	年度	第十四回改定計畫 (第七十三議會協贊)		第十五回改定計畫 (第七十四議會協贊)		記事
		年割額	加入者	年割額	加入者	
一三	一三	五七、五五九、〇〇〇	四五、〇〇〇	四四、〇〇三、〇〇〇	二五、〇〇〇	
一四	一四	四〇、七六七、三七八	二五、〇〇〇	四一、〇六三、五三七	四五、八二八	
一五	一五	八五、六六三、〇〇〇	七五、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
一六	一六	九三、七九九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
計	計	二八、九三五、五〇〇	三三、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五、〇〇〇	

昭和	年度	第十四回改定計畫 (第七十三議會協贊)		第十五回改定計畫 (第七十四議會協贊)		記事
		年割額	加入者	年割額	加入者	
一〇	一〇	五七、五五九、〇〇〇	四五、〇〇〇	四四、〇〇三、〇〇〇	二五、〇〇〇	
一一	一一	四〇、七六七、三七八	二五、〇〇〇	四一、〇六三、五三七	四五、八二八	
一二	一二	八五、六六三、〇〇〇	七五、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
一三	一三	九三、七九九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
一四	一四	九三、七九九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
一五	一五	九三、七九九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
一六	一六	九三、七九九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九三、七九九、〇〇〇	一一、二〇〇	
計	計	二八、九三五、五〇〇	三三、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五、〇〇〇	

昭和十四年度迄ノ累計
實行豫算額 二四三、〇九四、八三五圓
増設加入者 二四、〇〇〇名
市外線 二八、七四軒

第三次擴張計畫(後期)に於ける實行豫算並に實施工程調

年度	實行豫算額		加入者	
	市外線	市内線	市外線	市内線
昭和九	二八、九三五、五〇〇	三五、七〇八、〇六〇	三三、〇〇〇	一七、六七三
一〇	三五、七〇八、〇六〇	三七、三三六、五六〇	三八、〇〇〇	二七、四八九
一一	三五、七〇八、〇六〇	三七、三三六、五六〇	三九、〇〇〇	二九、四五三
一二	三五、七〇八、〇六〇	三七、三三六、五六〇	五五、〇〇〇	五六、〇四八
計	一四	一三		
昭和九	四〇、七七七、三七八	四一、〇六三、五三七	二五、〇〇〇	四、五六四
一〇	四一、〇六三、五三七	四一、〇六三、五三七	二五、〇〇〇	四、五六四
一一	四一、〇六三、五三七	四一、〇六三、五三七	二五、〇〇〇	四、五六四
一二	四一、〇六三、五三七	四一、〇六三、五三七	二五、〇〇〇	四、五六四
計	二四、〇九四、八三五	二四、〇九四、八三五	二四、〇〇〇	二八、〇七四

電話加入者開通寄附金又は負擔金額變遷調

局名	昭和九		昭和一〇		昭和一一		昭和一二		昭和一三		昭和一四		昭和一五		昭和一六		昭和一七		昭和一八	
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
東京	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
大阪	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
京都	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
神戸	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
名古屋	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
横濱	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
其/他	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
普通局	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
特設局	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五

市内電話並に市外電話擴張改良工事費單金變遷調

種別	自大正五年至八年		大正九年		大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
一、加入者新增設(一名當)	四〇〇	四〇〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	一、三五〇	
大東	四〇〇	四〇〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	一、三五〇	
京都、神戸	三五〇	三五〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	九五〇	
名古屋、横濱	一五〇	一五〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	七〇〇	
廣島、福岡	一五〇	一五〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	七〇〇	
八級局以上	一五〇	一五〇	八四〇	八四〇	五〇〇	五〇〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	七〇〇	
小八級局以下	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	一、〇五〇	
九級局以下	一五〇	一五〇	七〇〇	七〇〇	七七五	七七五	六五〇	六五〇	七〇〇	七〇〇		
市外線新增設(一料當)												
大東	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九五〇	
東京	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九五〇	
大阪	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九五〇	

種別	昭和七年度					昭和九年度					昭和十年度					昭和十一年度					昭和十二年度					昭和十四年度(逆算)				
	一、二〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、二〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、〇四五	一、二〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	九〇〇	六三〇	六三〇	六三〇	七〇〇	八〇	七〇〇	七五〇	五四〇	五四〇	七〇	六〇〇		
一、加入者新增設 (一名當)	七八六	八九七	六八一	三八五	三三五	七七八	九二三	六一三	四八一	四八一	七五九	九二四	六四八	五二二	五二二	六六一	六六一	六四四	六四四	六四四	七一六	六二八	六二八	七一六	六二八	六二八	六二八	六二八		
二、市外線新增設 (一軒當)	九八七	八〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、〇四五	八〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、〇四五	八〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、〇四五	八〇	六〇〇	六〇〇	九八五	一、〇四五	八〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇		
三、市内線新增設 (一軒當)	六四二	二三七	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二		
四、市内線 (一軒當)	六四二	二三七	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二		

第九節 國際電氣通信株式會社擴充計畫

一、會社擴充の理由

東亞の新事態に東亞に於ける電氣通信施設の現状に鑑み、日滿支三國の主要地を緊密一體に結合する安固堅牢なる通信ケーブル網を整備し、三國の國防政治經濟及文化の互助連環を確保するは東亞新秩序の確立上不可缺且つ喫緊の一要目である。

政府は曩に内閣總理大臣を會長とする電氣通信委員會に「東亞長距離通信網の整備方策」に就き諮問をなし、其の答申に基き國際電氣通信株式會社の從來の使命に照し、同會社をして之が建設及保守に當らしむる方策を定め、去る第七十四回帝國議會に同會社法の改正案を提出し、其の協贊を経て、昭和十四年法律第八十三號を以て之が發布を見るに至つたのである。

二、會社擴充計畫の概要

(一) 事業目的の擴張

會社從來の事業たる國際電氣通信専用の電氣通信設備の建設及提供の外國際及國內通信に供用せらるる國內長距離通信ケーブルの建設提供をなし得る如くならず必要があるので、其の主たる事業目的を擴張すると共に之れに對應し、左の事業をも經營するやう副目的も擴張せられてゐる。

- (イ) 外國に於ける有線電信電話の設備の貸付
- (ロ) 外國に於ける有線電信電話の設備の建設及保守の請負
- (ハ) 本邦に於ける電氣通信設備の建設及保守の請負
- (ニ) 有線電信電話の用品の製造及販賣
- (二) 資本の擴充

現在本會社の資本金は二千五百萬圓（一株五〇圓全額拂込済株四萬六千株二百三十萬圓、一株三〇圓拂込済四十五萬四千株、一千三百六十二萬圓、未拂込金九百八十萬圓）にして事業擴張に伴ひ資本金を約八千萬圓に増資する豫定である。

- (三) 交 付 金（又は使用料）

會社は長距離通信ケーブル施設の建設及保守を行ひ、電氣通信經營機關たる政府又は通信會社に回線を貸付け、之等經營機關より交付金（又は使用料）の交付を受くるものとし、大要左記方針に依り算出することとする。

- (イ) 當該設備を運營者の用に供する年經費（維持費、減價償却費、資本利子、營業費等）の二分の一に相當する金額
 - (ロ) 當該設備を使用して運營者の取扱ひたる電氣通信の料金収入に一定割合を乗じたる金額に前者を合計したる額とす。
 - (ハ) 無線通信に對する交付金は差向現行通りとす。
 - (四) 政府の保護
- 通信ケーブル建設提供事業は相當巨額の固定資本を必要とするも、其の性質上収益性大なるを望み難いものがある。

るので、本會社事業の圓滿なる遂行を確保するため、政府は左の如き特別なる保護助成をなすこととしてゐる。

- (イ) 社債發行限度を三倍迄擴大し、必要ある場合は政府は社債の元本の償還及利息の支拂に付保護し得ること。
 - (ロ) 政府は資本の半額を限り出資をなし、民間株の配當が年六分の割合に達せざるときは該出資に因る政府株を後配とすること。
 - (ハ) 民間株に對する配當が年六分の割合を超過する場合に於いても其の超過する利益金額は利益配當が總株式に付拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外のもの所有する株式の拂込金額及政府の所有する株式金額に對し一と五との割合を以て之れを配當すること。
 - (ニ) 會社は一定期間通信ケーブルの設備を以て營む事業に付所得税、營業收益税及地方税の賦課を受けず且つ登録税の減額を受くること。
 - (ホ) 會社の施行する公衆通信の電氣通信設備の建設及保守に關し政府に準ずる特權を賦與すること。
 - (五) 會社の監督
- 政府は會社の擴充に伴ひ其の事業の國策的且つ公共的性質の愈々増大することに鑑み從來の監督方法の外
- (イ) 會社監督官を置き會社の業務を常時監視せしめ、
 - (ハ) 借入金並に事業計畫の設定及變更に就いては政府の認可を受けしめ、
 - (ロ) 會社の技術者は一定の資格を有するものを選任せしめ、
 - (ニ) 會社の決議又は役員が行爲が不法又は不當なる場合に於ける政府の監督權能を強化し且つ役員に對する罰

則を強化し、

尙政府は電氣通信の技術の研究に關し必要なる命令をなし得ることとしてゐる。

第十一章 電話事務員の養成

電話事務員

電話事務員は初め電話交換手と稱し、社會一般に於いては現在も電話交換手と稱呼してゐるが、昭和二年八月二日、公達第六百二號を以て現在の如く電話事務員と改稱された。

電話事務員の任務は、電話交換即ち番號の接続に従事すること勿論であるが、由來電話交換業務は一分一秒を争ふ仕事であつて、充分の熟練を必要とする。之を例へば他の通信機關即ち郵便、電信と比較してみても、郵便が一便位遅れても、又早急を要する電信が少し位遅配されても、利用者は多く問題となし得ないが、電話に於いては目にこそ見えないが使用者は取扱者の目前にをり、又多くは火急を要する場合であるが故に、その取扱は頗る敏速且つ丁寧なるを要する。もし遅延せんか十秒の遅延も一時間の怠慢の如くにも感ぜられ勝ちである。従つて電話事務員の養成訓練は電話事業遂行の上に甚だ重大なる意義を有してゐるのである。

電話事務員は創業當時に於いてはその數僅かに東京十一名（内男子二名）横濱四名（全部男子）の少數であり、其の後には必要ある場合に適宜採用してゐた。採用の條件は終夜勤務する者を除いて年齢十四歳以上二十五歳未満の女子

であり、(一)夫なく且つ家事に關係を有せざること(二)品行方正なること(三)視力聽力共に善良にして且つ言語明瞭なること(四)日常の算筆を能くすること(五)電話交換局所在地に住居すること等の條件を具備する者に限つた。當時は未だ年少女子の社會的職業への進出は殆ど皆無の時代であつたので、吏員の子女を勧誘して漸くその用を充すの有様であつた。

その養成も勿論組織的のものではなく、採用したる毎に實務に就いて練習せしむるの方針を採つてゐた。

翌明治二十四年九月、電話交換手採用規程を制定し、初めて試験及實務練習を経て後採用することに定められたが、その資格は、一、夫なきもの二、年齢十五歳以上二十五歳以下の者三、身體強健殊に視聽二官善良にして言語明晰なる者四、品行方正なる者にして、且つ(一)故意を以て電信電話に關する罪を犯し刑に處せられたる者(二)禁錮以上の刑に處せられたる者(三)懲戒の處分を受けたる者(四)身代限の處分を受け負債の辨濟を終へざる者等の各項に該當しないことを必要とした。

採用試験課目は讀書、作文、筆跡及算術であつて、これに及第したる者より必要の人員を選抜して一箇月間電話交換局に於いて交換の實務を練習せしめ、交換局長が適當と認めたる時電務局長の承認を得て電話交換手に採用したのである。電話交換手見習の養成制度と見るべきものは、此の



手換交局換交話電版大の時當業創

時初めて設置されたのであるが、その養成方法は依然未だ組織的のものではなく、實務練習と同時に關係法規を教授するといふ程度のものであつた。當時は加入者數も東京六四七名、横濱一七四名であり、電話交換手も東京二十三名(内男子三名)横濱五名(全部男子)の少數であつたので、それらの必要も無かつたのである。明治二十五年三月、從來の交換實務練習一箇月を一箇月以上に改め、又二十六年十二月には電話交換手規則を定め、資格、採用試験、再採用、給與等に就いて二十一條文を以て詳細規定したが、年齢を十三歳以上二十三歳以下と改めた外は格別の變化を見ず、養成方法も従前の通りであつた。

その後明治三十四年、從來夜間勤務は男子のみであつたのを、東京交換局に於いて初めて女子を採用したが、その成績甚だ良好であつたので、三十七年度以降は男子本位を女子本位に改めた。即ち「電話交換ノ業務タル織手妙舌ノ女子ニ適スルヲ實驗上認メタル」が故である。斯くして明治三十五年度末には二百三十六人の多數であつた男子交換手は漸次その影を没し、今や電話交換手と言へば直ちに女子を聯想する有様となつてゐるのである。而して當時辭職したる男子交換手の中には後に知名の士となつた人が少なくない。有名なる文學博士金子某氏の如きも當時京都局に交換手をしてゐたことがあつたさうである。

越えて明治三十八年三月、電話交換手、交換手伍長及電話交換手取締規則を定め、高等小學校第二學年の修業證書を有する者は無試験を以て交換手見習に採用し、右以外の者は讀書(電信電話に關する規則書類)作文(音信文)筆跡、算術(筆算及珠算)の試験を課し、之に合格したる者を交換手見習に採用した。而して交換手見習の訓育は之を交換手伍長の指導に委ね、専ら實務に就いて練習せしめたのである。當時東京大阪等の大局に於いては加入者も漸く増加し、從

つて交換手の養成人員も亦漸次増加したので、休憩室の一隅等に練習用單式交換機一臺を設備し、之に依つて名稱、取扱方等を教授した。併しながら尙未だ組織的養成の制度も機關も無く、只實務の方法を會得するに従つて習慣的に操業せしむる程度に過ぎなかつた。

明治四十一年十一月、通信官署雇員規程を制定し、電話交換手見習の者も此の規程中に包含せしめ、その資格、採用條件等を明定した。

その後明治の末年に至つて、第二次電話大擴張も完了し、事業は大に發展した。即ち大正元年度末には取扱局所數二千二百六十八、公衆電話六百五十四、加入者總數十八萬を算してゐる。故に電話交換の需要も愈々増加し、遂に組織的機關の必要を生じた。即ち四十五年二月、東京中央電話局交換課に初めて養成係を設け、京橋分局内に練習用交換機を設備し、養成事務を執掌せしめたのである。當時實務の外、學術の教授をなしたか否かは不明であるが、長き經驗に依つてその必要を認められてゐたのであるから、恐らく之を行つたであらうと思はれる。その後大正四年頃に至つては内容も益々充實し、學科、實地共に頗る組織的方法を以て教授した。又時々大家を招聘して修養に資し、その他裁縫、編物、造花、生花等女子に必要な技藝の修習も顧慮するに至つたのである。即ち其の名稱も養成所と改められ、其の後大正六年八月には一課を形成して養成課となつた。また大阪、京都、神戸の各中央電話局も交換課に養成係を設け、次で大阪に於いては大正九年二月中央電話局の一分課として養成課を設置し、尙同年十月には横濱名古屋も養成係を設けたが、その後昭和三年四月に至つては、京都、神戸、名古屋の各電話局にも遂に養成課を置くに至つた。

養成機關の斯くの如き發展は、何によつて促進されたかと云ふに、之は言ふ迄も無く、組織的養成の成績が顯著であつたことが、最も大なる理由の一つに相違ないが、同時に又時代の影響も之を無視することが出来ない。何となれば歐洲大戰が我國に齎した財界の好況は各種の事業を雨後の筍の如く勃興せしめた。而して之等民間の諸會社は電話開通難のために自家用交換機を設け、之によつて能率的に電話回線の利用を計つた。故に之等交換機を操業する交換手の需要は愈々社會的となり、且つ交換手を一般事務員としても歓迎するの狀勢を致したので、熟練交換手の退職するものも日に月に相次ぎ、見習募集の困難と共に優良従事員の喪失に悩まされたのである。ために新聞廣告は勿論電車内廣告、道路立札、立看板等あらゆる方法をつくし、又小學校長を或は局に或は精養軒等に招待して斡旋の勞を懇請し、又中央電話局課長分局長は市内外の小學校を歴訪して説明勧誘をなし、其の他従事員の志願者推薦に對しては、一名三圓若しくは二圓の推薦手當金を付與する等、局を擧げて大童の募集事務に奔走した。

斯くの如く當時は必要以上の募集をなし、必要以上の養成をなさざるを得ず、然も尙足らざるを憂ふるの有様であつた。従つて養成人員も夥しい數に上り、養成事務は甚だ多忙となり、必然に機關の整備を促したのである。

大正八年十月、電話局課長會議が開催せらるるや、電話交換手見習養成の手續を統一するため、本問題を同會議に提出して各自の意見を徴し、相當參酌の上大正九年十一月十七日電話交換手見習養成準則を制定し、養成方法を統一すると同時に養成設備をも改善することとした。

本準則は大體六大都市を標準として定められたものであるが、其の他の局に於いても適宜斟酌して實施することになつてゐる。今之が内容を窺へば、見習の資格は通信官署雇員規程に依り、採用試験は口頭と學科の二つに分かれて

る。而して口頭試験は志願者の家庭、經歷、志願の動機其の他参考となるべき事項に關して直接質問し、その應答振等に依つて聽覺、視覺、發音、體格、人物の適否等を判定するのである。學科試験は尋常小學校卒業の程度で、課目は次の通りである。



見習採用試験口頭試問状況

算術 一時間 簡易なる四則應用問題五題以上
讀書 二十分 小學讀本又は交換取扱手續等より選出したる短文
作文 四十五分 讀書に準ずる
地理 四十五分 業務に關係ある都市名等
斯くして合格したる者は書面若くは實査に依り、家庭の狀況、素行の良否、他の職業に従事したる經驗の有無等に就き身元調査をなし、支障なしと認めたるとき採用するのである。

次に養成は教室養成と實務養成とに分かれ、その期間は大體教室養成二箇月、實務養成一箇月計三箇月である。尤も複式局以外の地に於いては教室養成一箇月、實務養成一箇月計二箇月を標準としてゐる。

授業時間は日曜及祝祭日を除いて一日約六時間とし、教授課目及教習時間の標準は次の通りである。

教 授 課 目	教習時間の標準
一 服務心得	十時間乃至二十時間

- 二 電話機及電話交換機
- 三 電話交換取扱手續
- 四 電話番号の稱呼及聽取方
- 五 電話交換手用語
- 六 電話に關する規定
- 七 電話交換技術
- 八 數字練習

- 二十五時間乃至五十時間
- 七十時間乃至百四十時間
- 五時間乃至十時間
- 五時間乃至十時間
- 十時間乃至二十時間
- 二十時間乃至四十時間
- 五時間乃至十時間
- 合計百五十時間乃至三百時間

各科目の教授方法及程度は次の如くであり、又別に各局現行機械裝置及取扱方法等に依つて見習養成教範を編纂し、之を教科書として貸與してゐる。

- 一、服務心得は電話官署組織の概要、關係部局相互の連絡及電話交換手の身分、職務、其の他執務に關する一般の心得を説明する。
- 二、電話機及電話交換機は現用機械要部の名稱、働作の概要及その交換取扱方法並に一般電話交換作業の意義等を解説し、適宜圖表又は實物に依り之を會得せしむる。
- 三、電話交換取扱手續は各臺に於ける現行取扱手續、事故交換及注意事項等を講述し、交換技術の教習と相待つて實用的に教授する。
- 四、電話番号の稱呼及聽取方は適當に數字を配列したる掛圖等に依つて、先づその稱呼方を口授し、最初は全員一

齊に復稱せしめ漸次速度を早めると共に、各個人に稱呼せしめ明確迅速の發音に慣熟せしめる。

五、電話交換手用語は専ら語記せしむるを旨とし、一一口授に依つて發音の抑揚、語調等を會得せしめ、その用法を誤らないやうに教習する。



見習生電話交換用語練習状況

- 六、電話に關する規定は、電話加入種類、電話番号、度數料金制、特別市外通話装置、増設及私設電話等の接続、通話停止、通話種別、通話區域、電話呼出、託送電報、火災竝に應急救護報知等交換取扱上直接必要なる事項を説明する。
- 七、電話交換技術は養成當務者指導の下に、實習用交換機を動作せしめブラッキングの練習、其他各臺に於ける實際の取扱竝に呼數統計方法を教習する。
- 八、數字練習は一定の手本に依つて書體を明瞭にし、運筆を快速ならしめる。
- 各科目の教案は見習養成教範に依つて他科目との連絡に注意し、互に漸進的に且つ復習的に講述し、必要があれば筆記等も行はせるのである。
- 以上の要領を以て講習し、全科目終了の後試験を行ふ。

試験 課 目

試験 課 目	試験時間	問題數	答 案
一 服務心得	一時間	三問乃至五問	筆 記
二 電話機及電話交換機	一時間	三問乃至五問	筆 記
三 電話交換取扱手續	一時間	三問乃至五問	筆 記
四 電話に關する規定	一時間	三問乃至五問	筆 記
五 電話番号の稱呼方法及聽取方	稱呼方は約二十箇の番號を發音せしめ、聽取方は筆記又は復稱せしめて、其の適否を考試する。		
六 ブラッキング	約二十箇の番號を稱呼し、ジャック檢索の適否を調査する。		

試験に合格したるものは實務養成を施すのであるが、及第點に達しないものも實務養成の結果に依り考査の餘地があるものは假に及第せしめ、成績劣等にして到底卒業の見込がない者は之を解免するのである。

實務養成は見習約十名を一組とし、各組に養成當務者（書記補又は主事補を之に充てる）一名を配置し、實習の指導其他一般の取締に當らしめる。實習時間は電話交換手の勤務時間に準じ、實習事項及その標準時間は次の通りである。

實 習 事 項	實 習 時 間 の 標 準
一 座 席 聽 話	二十時間乃至三十時間
二 ブラッキング練習	二十時間乃至三十五時間
三 學科試問及一般の心得	三十時間乃至四十時間

四 實地交換取扱

八十時間乃至九十時間

合計百五十時間乃至百九十五時間

實習方法は左の要領を以てし、既成學科の完成と共に漸次實地交換取扱に習熟せしめるのである。

一、座席聴話は先づA臺より始め、一日二、三時間伎倆優秀なる交換手の背後に於いて其の取扱方を聴話せしめ、順次B臺其の他に及ぼさしめ、その期間は最初の一、二週間である。

二、ブラッキング練習は二人を一組とし、空席等を利用して一人は番號を稱呼し、他は其の座席に於いて練習する。斯くして番號稱呼、應答、聴取方及機械取扱方を實習せしめる。

三、學科試問及一般の心得は實際の取扱に基き必要事項の質問を試み、又は箇々の場合を利用して實際的に説明を與へ、實務の取扱を會得せしめる。其の重なる事項を擧ぐれば(一)交換機要部名稱(二)プラグコード、各種キーの取扱方(三)電話交換取扱手續(四)オーダーコード指定方(五)代表番號、發信専用番號取扱方(六)特殊ジャックの取扱方(七)各種埋栓取扱方(八)主事補への接續心得(九)火災並に應急救護報知心得(十)交換手の錯誤及事故の種類並に其の發生原因(十一)定期試験心得(十二)統計心得、其の他特殊設備、申告、障害に關する心得等、執務上必要なる事項である。

四、實地交換取扱は各臺の聴話を終りたる後、閑散なる座席に於いて養成當務者又は伎倆優秀なる交換手附添の上、實地交換を取扱はしめる。而して一回の服務時間は二、三十分とし、一日の總時間は漸次増加して五、六時間に至らしめる。

實習の成績は技術、應答、勤務振の三項に就き平常試問及實地取扱の状況に依り之を考査し、及第點に達したるものを卒業とする。併しながら學科及實習の成績が優秀なる者は、養成期間滿了前といへども特に卒業せしめ、又及第點に達しない者は養成期間を伸長することもあり、更に學科及實習を通じて成績が劣等であり、到底成業の見込がない者は之を解免するのである。

養成設備は各局の状況に應じて之をなすのであるが、大體の標準を示せば左の通りである。

一、器具機械

磁石式の部

- 加入者用交換機、市内中繼交換機、ブラッキング練習臺、市内交換機
- 解剖臺、市外交換機、自動電話交換臺、案内臺、プレストレフォン、
- 乙號卓上電話機、壁掛電話機、自動電話機、戴頭受話機、磁石電鈴、
- 教授臺

共電式の部

- 加入者用交換機、市内中繼交換機、ブラッキング練習臺、市内交換機
- 解剖臺、市外交換機、自動電話交換臺、案内臺、プレストレフォン、
- 卓上電話機、壁掛電話機、自動電話機、戴頭受話機、電鈴、教授臺、度



市外交換實習状況

數計（但度數制實施局のみ）

共通の部

度數制用標示環及同受器、度數制用標示管及同受器、度數制用通話票座、印字機、音響機、電鍵、黑板、ストップウォッチ、時計、消毒器、卓子、椅子、視力表、身長器、體量器

二、圖 表

磁石式の部

磁石式加入者臺圖解、同中繼臺圖解、市外臺圖解、キーボード配置圖、磁石式記錄臺圖解、同監督臺圖解、同案内臺圖解、

共電式の部

共電式加入者臺圖解、同中繼臺圖解、同市外臺圖解、キーボード配置圖、共電式記錄臺圖解、同監督臺圖解、同案内臺圖解、度數計接続圖

共通の部

電話局組織圖、電話加入種類略圖、電話加入區域及各分局所屬地域圖、加入者宅内より自局交換機迄の回線接続圖、プラグコード圖、プラグコード取扱方圖解、複式ジャック、キヤップ、ランプ記號圖、キー取扱方圖解、電話番號稱呼及練習臺、各種埋栓木栓一覽表、自局接続交換略圖、他局接続交換略圖、市外通話接続略圖、A臺記錄臺間接続圖、市外中繼信接続圖、重要市外電話回線圖、數字書體圖

以上の如く電話交換手見習養成準則は養成方法を統一化すると共に、之によつて養成設備を充實化さるるに至り、茲に重要な一時期を劃したのである。

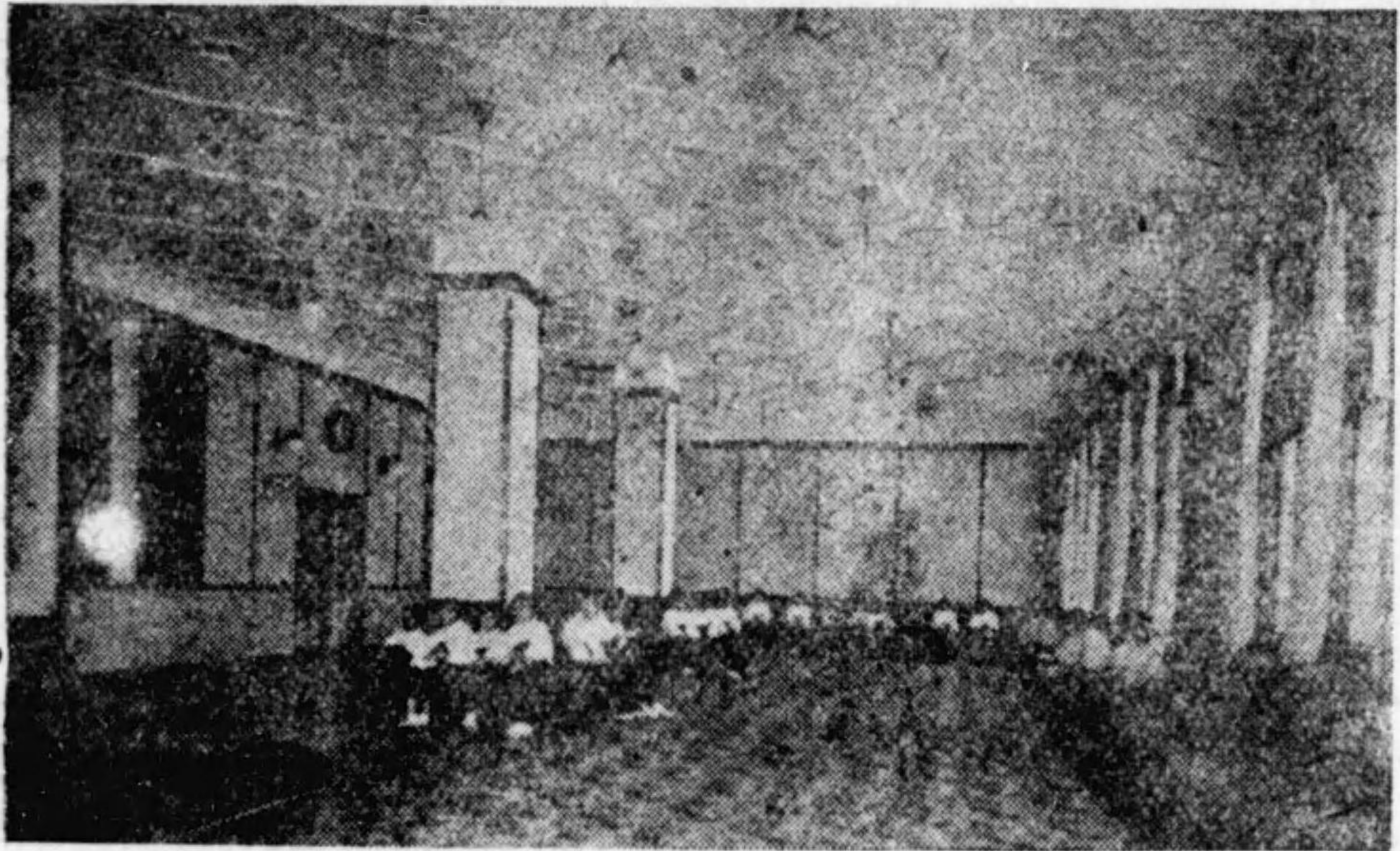
其の後大正十二年九月、關東大震災起り、京濱地方電話機關の大半は烏有に歸したので、東都に於ける電話事務員



見習生體操

の大部分は過剰の人員となるに至つた。故に給料の六割を支給して大多數を待命非役とし、其の後必要に應じて本務に復せしめた。尙家庭の事情其の他に依つて地方轉勤を希望する者は、大阪、神戸等の關西各局に轉勤せしむることとし、約三百名を三回に分つて夫々課分局長引率の下に輸送した。當時は養成課に於いては人事相談事務をも掌り、又待命者の思想善導及熟練者の離散を防止する目的を以て毎週二回講演會を催した。尙、又臨時通話所に使用する者は勤務上支障なきやう、事務取扱に關する規程手續等を講習して事務開始に際し遺憾なきを期したのである。斯くて大正十三年三月末迄に過剰人員を整理し、同年五月より再び養成事務を開始したが、然も遂に震災前の盛況を致すことは出来なかつた。今養成人員を閱すれば、震災前には東京に於いては毎年約二千名内外に及んだのであるが、大正十三年以後は次の如く漸次減少の傾向を示してゐる。

東京中央電話局電話事務員見習養成人員



東京中央電話局女子休息室

年 度	見習養成人員	年 度	見習養成人員
大正十三年度	一、五一八	昭和 四年度	六七〇
十四年度	一、二三七	五年度	三四二
昭和 元年度	一、一一六	六年度	二三〇
二年度	七三二	七年度	六三〇
三年度	八五一		

又設備に就いて見れば、震災前に於いては見習約八百名を養成し得る尨大なるものであり、教室數十五、實習室六その他事務室休憩室等十一、合計三十一室を算し、日本橋區蠟鼓町本課の外京橋、淺草、青山に分教場を設備し、養成課員數も百四名の多數であつたが、現時に於いては青山分局内に教室三、實習室三、事務室その他五、計十一室を數ふるに過ぎず、職員數も約五十名となり殆ど半數となつてゐる。

この傾向は其の他の各都市に於いては東京程激しくはないけれども同様である。即ち今大阪の養成人員を閱すれば次の通りである。

年 度	養成員數	年 度	養成員數
昭和 元年度	一、一八一	昭和 四年度	一、二一一
二年度	一、四九四	五年度	四一三
三年度	八七九	六年度	五八四

斯くの如き養成人員の減少は何に原因するかと云へば、言ふ迄もなく自動交換方式の採用と社會一般の不況とに根ざしてゐる。

自動式交換法は第七章に於いて既に述べた通り、大震災によつてその採用を促進せられ、爾來各地に施設せられ、甚だ好成绩を示してゐる。同法によれば公衆臺、案内臺、市外交換臺等の外は電話事務員を必要としないので必然に其の減少を來す譯である。又財界の不況は電話事務員の退職者を減少せしめ、斯くて前表に示す如き新規養成員數の減少となつてゐるのである。尙不況の影響は退職者の減少のみに止まらず、新規採用者の素質を甚だしく向上せしめた。今試みに東京及大阪の志願者數と採用率とを見れば左の如くである。

東 京				大 阪			
年 度	志願者數	採用者數	志願者に對する採用者の割合	年 度	志願者數	採用者數	志願者に對する採用者の割合
昭和 四年度	一、七五一	六七〇	〇・三八	昭和 四年度	二、八一七	一、二一一	〇・四三
五年度	一、九三六	三四二	〇・一七	五年度	二、七二四	四一三	〇・一五
六年度	二、〇〇一	二二〇	〇・一五	六年度	四、二三九	五八四	〇・一四
七年度	四、一五七	六三〇	〇・一五	七年度			

従つて電話事務員としての適否を嚴選の上にも嚴選し得るに至つたので、近時は各局に於いて種々の適性検査をなしてゐるが、一例として横濱中央電話局に於いて行つてゐる方法を記してみよう。

一、マッチボード法

此の方法は、目で讀みつつ手を働かせて行く動作や、耳で聴きとつたところに應じて手を働かせてゆく能力を試験

するのであるが、厚さ三種、縦二八種、横三六種の豪盤の上に圖のやうな数字を整然と書き並べ、数字の横にマッチ棒を立てる穴をあけておく。之を受験者のテーブルに据ゑ、又別にマッチ棒を入れた箱を置いて、検査者が読む番號と同一の番號の所にマッチ棒を立てさせるのである。又紙に書いた数字を見て順に間違のないやうにマッチ棒を立てさせるのであるが、斯くして所要時間と正確度を測定するのである。

二、集注力検査

之は同じく右圖のやうな四桁の数字を書き並べたものを出来るだけ早く受験者に讀ませ、その正確度に依つて受験者の注意集中力を検査するのである。之は例へば通話請求者がその電話番号を本局三八八六番と告げたとき、交換證には三八八番と誤記しながら三八八六番と正しい番號を言ひながら確めてゐることがある。斯様の間違は

01476	01656	05064
03565	01749	02482
02722	03869	03363
03117	04863	05140
02153	02653	04263
03787	01720	02488
02487	03250	01399
02939	04096	05383
03482	02438	03887
05363	05757	04970
03961	05670	02020
02170	05685	04405

少し注意したら避けられさうにも考へられるが、事實は之に伴はず、人に依つて此の種の間違を起し易い傾向をもつた者と然らざる者がある。故に之等の傾向を検査するのであるが、斯くの如き種々の試験に依つて近時頗る成績の向上を見つつあるのである。

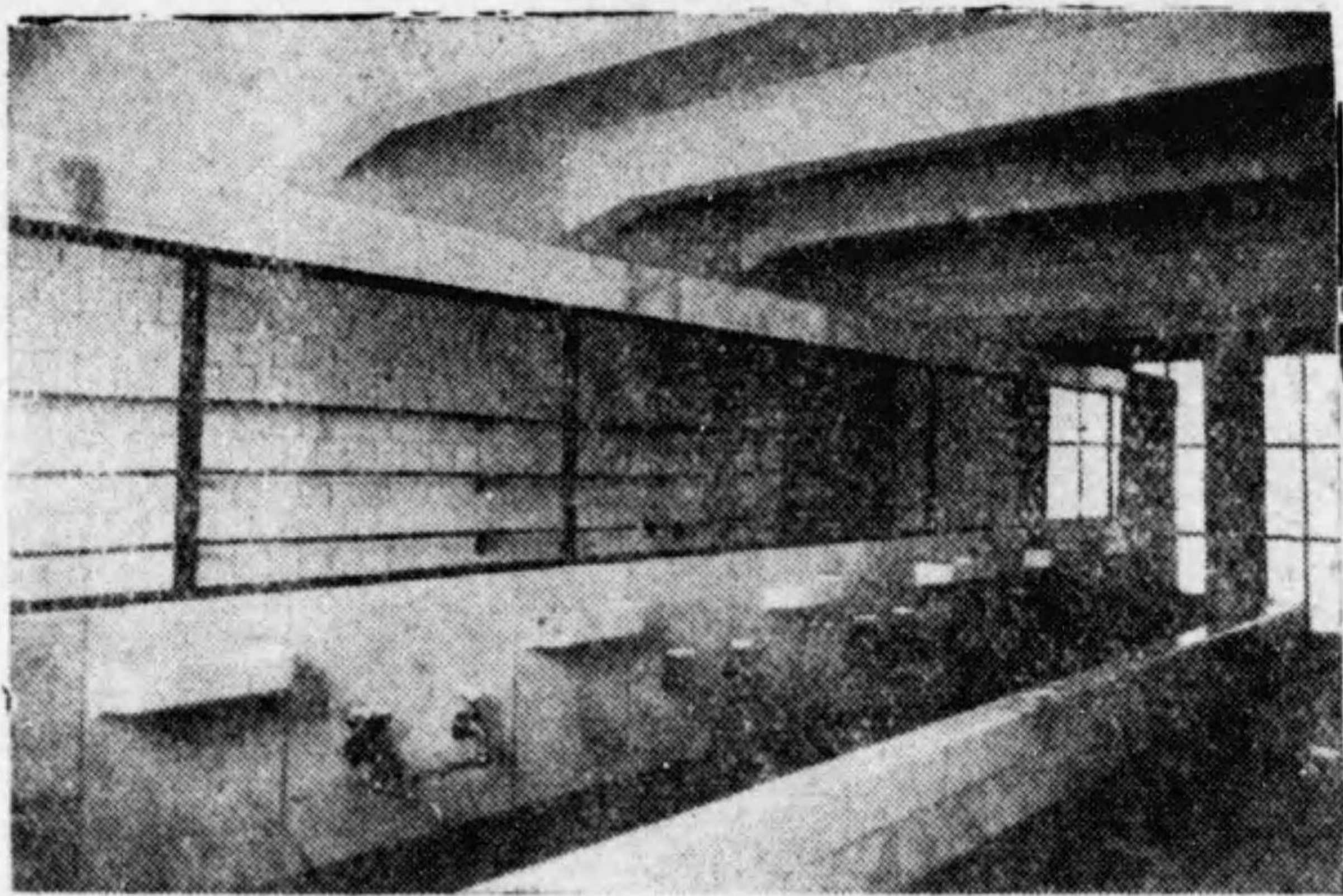
尙自動交換方式の採用に依つて、手働交換方法にも變化を招來し、このために養成に従事する職員は経験深く且つ教養ある吏員を各分局中より轉動せしめてゐるが、各分局の状況は轉動を困難とする場合もあり、故に高等女學校出身者を採用して見習の教課を卒へしめたる後、三四箇月各局に委託して實務を経験せしめ、その上養成事務の補助より漸

次進んで直接指導に當らしめてゐる。又自動式交換法の漸増に比例して市内交換事務員の減少を來しつつあることは既に述べたが、一方市外交換の取扱は愈々複雑となり、漸次擴張を餘儀なくされてゐる。而して是等の従事員は、新規採用の時最初より市内交換と區別して教育し、又別に自動化に依つて生じた過剩人員を短期に（東京に於いては約一

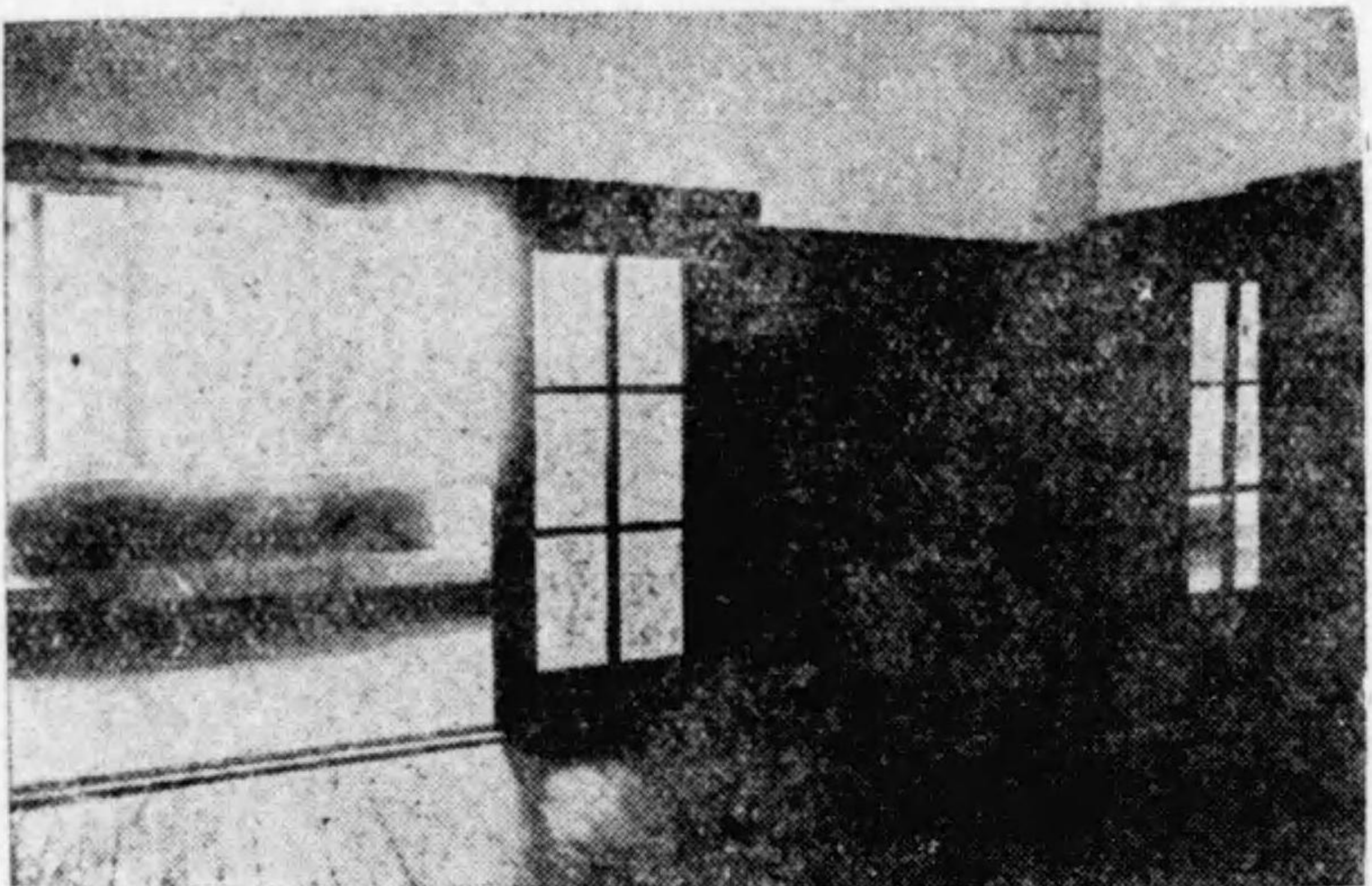
箇月半）再養成して市外交換に

ふりむけることもある。其の他之は直接業務上の教育ではないが、電話事務員の修養の向上を圖る趣旨を以て所在地女學校に依託し、修身、國語、地理、算術、家事裁縫及音樂等の教授を施すこともあり、又随時教師を招聘して生花、編物等の修習をもなさしめてゐる。

以上は東京其の他の大局に於ける養成方法を概括的に記したものであるが、地方の小局に至



室面洗子女局話電中央京東



室浴子女局話電中央京東

つては従事員數も少なく、故に隨時一名若くは二名位づつ採用する有様であるから、正式の養成の如きは殆ど不可能であり、従つて全然素人を數日間他の従事員の作業を見せしめ、簡單にプラグの挿し方キーの扱ひ方を教へて従事させてゐるやうなところもある。併し之等は取扱の理由や機能を全然知らないで交換に支障を來し易く、又市内交換は辛うじて辨じてても、市外交換の際は回線能率を減殺する等不都合のことが多い。故に將來は何等かの方法が講じられるであらうと思はれるが、大都市近郊の局に於いては過去に於いても大局に委託して養成したることがあつた。例へば昭和二年二月荏原電話局より、昭和六年一月落合長崎局より東京中央局に委託養成したるが如きが之である。斯くの如き方法も確かに一便法であり、將來更に考慮するところがあらうと思はれる。尙地方に於いてはアクセント、方言等を矯正するため、標準用語をレコードに吹き込み、蓄音機を利用して用語や語調の統一を圖つてゐる。

第十二章 戦時の電話

我國に於いて事業創始されて以來三度の外戦を敢行した。日清、日露、日獨の戦役が之である。而して日清戦役當時に於いては電話技術も未だ甚だ幼稚であり、實戦上には尙應用されず、若くは多少應用されたりとしても重要な實績を擧ぐるには至らなかつた。我陸軍がはじめて之を實戦に應用したのは實に日露戦役を以て嚆矢とする。當時は旅順、奉天その他各地の會戦に於いて第一線附近には最も盛んに利用され、電線總互長は保線用をも含めて約八千里に及び、大にその價值を認められた。又海軍に於いては明治三十五年頃より次第に軍艦内に電話を設備し、日本海海戦等には、大の効果を齎したのである。當時は主力艦一艦に付き電話機の數は五十内外であつたが、今日では數百に達し、高聲式、増音式なども用ひられ、昔日とは雲泥の相違がある。然れども、之らの電話は、すべて軍用電話のことであるから、茲には之以上の記述をしないこととして、本章に於いては逓信省の管掌する公衆通信用の電話に就いて、戦争が如何なる影響を與へたかを簡單に述べることとする。

日清戦役は明治二十七年八月に開戦されたが、戦争の勃發と共に電話擴張の財源は殆ど總て削除せられた。従つて同年度及翌二十八年度に於いて電話の新設は、僅に軍事關係其他特急架設を要するものみに止まつたことは、前述せしが如くである。斯くして俄然電話擴張難は問題となり、明治二十八年の第八回帝國議會には之に對する建議案を提出するものがあつた。即ち衆議院に於いては中島祐八氏外二名、河原義雄氏外六名よりの二件があり、貴族院に

於いては尾崎三郎氏外一名よりの建議があつた。今之を轉載すれば

電信電話ノ如キハ社會ノ進展ト共ニ其ノ擴張ヲ圖ルベキコト言フタス。政府モソノ必要ヲ認知シ既ニ第六議會ニ當リ電信及ビ電話ノ兩費目ヲ要求シタリト雖モ偶々議會解散ノ爲メノ目的ヲ達スルヲ得サリシハ頗ル遺憾トスル所ナリ。今ヤ軍國ノ事急ナルヲ以テ政府ハ新事業ヲ興スヲ躊躇スルカ爲メ本議會ニ於テハ該費目ヲ要求セスト雖モ電信電話ノ事業ノ如キハ軍國多事ノ故ヲ以テ徒ニ之ヲ緩慢ニ附スヘキニ非ス。寧ロソノ必要ノ平時ニ比シテ緊切ナルヲ認ムル也。仍テ政府ハ速カニ該費ノ要求アラン事ヲ望ム。

尙前記中島祐八氏外提出の建議は更に一步を進めて電話民營案の建議であつた。即ち

一、政府が漫りに官業を經營して國民經濟の領域を浸蝕し、殊更に民間の活動を妨害し、その範圍を縮小するが如きは甚だ不可也

可也

二、電話事業は郵便電信と異り、利益の及ぶ所は單に交換架設地に止まり、一般に普及し難きものなれば官營は不可也

三、政府の管掌するときは其の經費を國庫より支辨せざるべからず。故に一般國民に於て經費を負担し、一部局の人民を利用する傾あり、國庫豈にかゝる經費支辨するの理あらんや

四、官營は經費限りありて豫算額外に架設し得ず、然るに民營は便宜の處置を爲し易し。

如上の理由によつて電話官營は之を廢して民營に移さんとするの建議であつたが、之は可成りの衝撃を與へたものと見え、雜誌「交通」紙上には若宮正音氏外數氏の反駁文を載せて官營の必要を力説してゐる。今日に於いてはかかる議論の當否は自ら明かであるが、只之等の建議案は明治二十九年以降の第一期擴張計畫の實現のためには多少の拍車を加へたものと見得るであらう。

次に日清戰役當時に於ける電話利用の狀況を見れば、明治二十六年度に於いては市内通話は七百萬度であつたものが二十七年度に於いては千三百萬度となり夥しい増加を示してゐる。而して之等の増加の殆どすべてが戰爭に起因したものであつたことは、二十八年四月戰爭の終局と共に減少し、二十九年度に於いては更に一層の減少を見てゐるのに徴しても明かである。市内通話は創業以來大正九年度數制施行の年及大正十二年大震災の年を除けば、例外なく増加してゐる。それにも拘はらず日清戰役後に於いてのみ減少をなしてゐるのは、それだけ戰時中の利用が異常に多かつたものと斷定し得るであらう。されば前掲の建議案も寧ろその必要の平時に比し緊切なるを認むるといつてゐる。又市外通話も六萬四千通話増加し、前年に比して約六割の増加となつてゐる。尙戰時中大阪、神戸間の市外通話輻輳を救済するためにはじめて重信法を採用した。

降つて日露戰役に於いては電話技術も大に進歩し、前述の如く實戰にも應用されるに至つたが、又國內に於いても日清戰役當時と比較にならない程の利用を見てゐる。而して戰爭の勃發と共に一般電話擴張の財源を削除されたが、然も尙軍事上の必要に基いて、各所に交換局を開設し、所謂戰時擴張時代を形成してゐる有様である。今交換を開始したる局を數ふれば普通交換局に於いては横須賀、吳、佐世保、青森、若松(福岡縣)小倉等九箇所に及び、特設電話に至つては北海道の岩内、厚田、濱益、増毛、九州の大牟田、八幡、直方、飯塚等無數である。而して之等の土地は皆、軍港、師團等の所在地か若くは軍事上樞要の地であることは言ふを要しない。又取扱局所のみならず、市外電話線も大に發達した。殊に特筆大書すべきは東京長崎間八百八十七哩の最長市外線の完成を見たことで、此は日露戰爭に依る通信上の一大收穫であつた。例へば、今之を當時の世界最長市外線と比較してみても、次の如く世界第二に位

し、誠に驚異的壯舉であつたのである。

日露戦争當時に於ける世界最長市外線比較

合衆國	ボストン、ギヤルベストン線	二千二百哩
日 本	東京、長崎線	八百八十七哩
澳 太 利	ポーテンパツハ、トリエスト線	六百八十四哩
獨 逸	伯林、メメル線	六百二十九哩
佛 蘭 西	巴里、マルセイユ線	五百二十六哩
瑞 典	ストックホルム、ゲテボルグ線	三百二十九哩

本線は添架約二百六十里、新設約百里に及ぶものであつたが、然も之を僅々十箇月間に完成したのであるから、當局者の苦心も亦想像に難くないものがあつた。殊に當時は電話擴張に伴ふ工事が頻繁であると共に、戦役に伴ふ臨時急設を要する重大の工務が一時に幅濶し、設計に、測量に、試験に幾多の技術者を忙殺せしめた。「約百里の新設（丹攀注入柱）は、山陽道の累々たる山嶺豁間に建設するの止むべからざりしものにして、局の内外を問はず技術上又は施設上如何に當局者の腦漿を痛めしめたるや計るべからず」とは當時の工務課工事係長松田政一氏の回想談にも見ゆる所である。（雑誌「交通」日露戦争紀念號所載）

又東京長崎線の外長崎佐世保線（二十一里）廣島下關線（五十三里）廣島吳線（八里）廣島岡山線（四十五里）門司八幡線（五里）若松八幡線（五里）等も戦時中建設され、尙戦争の必要に基いて關係重要土地間に急遽増設せられた長距離電話線を

戦後遞信省に引繼いだものの互長は約五百里に達してゐる。

次に電話利用の状況を見れば市内通話は三十七年度に於いては千三百万度増加し約一割の増加であり、三十八年度に於いては四百萬度増加し約三分の増加である。又市外通話は三十七年度に於いては十七萬通話増加し、三十八年度に於いては三十七萬通話増加してゐる。その増加率を見れば前者は一割六分、後者は二割八分の増加である。而して茲に注意すべきは明治三十八年三月以降三十九年三月まで約一箇年間、電信法第四條に依り東京、廣島間外全國十一箇所間の長距離電話に對して、直接軍事に關係を有する官廳公署及公共團體等の通話の外は、通話の制限を行つたことである。即ち明治三十八年度に於いては重要な十二區間に於いて一般の通話が無かつたにもかかはらず、前記の如き通話の増加を見てゐるのは明らかに戦争の影響が表現されたものと観ることが出来る。只通話数は財界の變動に影響されるところが最も大きいのであるから、戦時は他の年度と比較して特に著しい増加を示してはゐない。尙日露戦争は電話制度の上には特別の影響を與へてゐないが、只呼出通話の呼出區域を港灣に碇泊中の艦船にも及ぼしてゐる。其の後大正三年日獨戦争があつたが、日獨戦争はその影響するところも一局部の地に限られてゐた關係上、殆ど電話事業には何らの影響も與へず、従つて特に言ふべき顯著な事實は無かつた。

第十三章 重要な臨時施設

電話施設は社會生活に密接なる關係を有し、その進展に伴うて普及發達してゐるが、その結果として一時的にも社會生活に著しい變動を生じた場合に於いては、之に伴つて電話の利用狀況は著しく變化する。従つて電話設備も之に應ずる様施設されなければ、充分に其の機能を發揮して完全に使命を果すことは出来ない。

本章に於いては電話の利用關係に著しい變動を與へた一時的現象に對する電話施設の概要を述べることとする。

第一節 恆例的臨時施設

臨時的電話施設中にも稍々週期的に來る事態に對するものと、全然突發的に起る事態に對するものがあるが、稍々週期的に來るものの中特に顯著なものは大演習と選舉とである。

第一款 大 演 習

陸軍特別大演習は、毎年一回數箇師團より選出せられた部隊に依つて行はれ、其の演習地には毎回異なる地方が選定されるが、大概數縣下に跨つてゐる。近時新兵器が考案實用せられるに伴ひ、漸次大規模となり、その地域も擴大さ

れて來た。

此の特別大演習は 大元帥陛下親しく御統裁遊ばされ、國務大臣、陸海軍將星、貴衆兩院議員其の他文武百官貴顯名士が陪觀又は扈從し奉るを以て、大本營其の他の行幸地並に陪觀扈從の人々の駐泊地は一時政治の中心地となり、全國主要地との通信は著しく増加する一方、演習關係地は大概山村廣野である關係上、平素は通信數少なく、従つて通信設備も亦小規模であるから、多數の陪觀者等の集合に依り著しく通信の増加する場合に於いては、豫め各般の通信設備に對し充分の措置を採らなければ其の疏通を完全ならしめることは出来ないのである。左に從來各地の大演習に伴つて施設された電話施設の大要を述べよう。

一、電話回線の施設

大演習に伴つて大本營所在地、行幸地、御駐泊地及陪觀、扈從の人々の滞在地に演習關係地相互間及之と東京其の他の全國主要地との間の通信は著しく増加するを以て、相當廣範圍に互り、可成り多數の電話回線を施設して、御用通話、軍用及演習通話並に新聞通話の疏通の完全を期してゐる。

二、電話交換機の施設

多數の電話回線の施設變更に伴つて市外交換機を新增設する必要あるを以て、大概相當數を増設してゐるが、稀には單に補助座席の増設に止め、市外交換機の新増設又は收容替等を行はなかつたこともある。又市内交換機に於いても短期加入電話若くは臨時業務用無料電話の架設に伴つて相當増設してゐる。

三、臨時公衆電話の設置

行幸地、演習關係地の必要の場所に相當数の公衆電話機を設置して電話利用の利便を圖つてゐるが、演習關係地等は其の地況の關係上相當有用な施設とされてゐる。

四、短期加入電話の特急架設

大演習に關する各種の事務用として關係官公署其他より短期加入電話の特急架設方申請あるが、毎回数十箇の電話が架設されるを例とする。

五、臨時業務用無料電話の架設

逓信省に於いても御駐泊地、行幸地、演習關係地等の必要の箇所に數十箇の臨時業務用無料電話を架設して、業務上必要な通信連絡に供し、通信業務の運行の完全を期してゐる。

六、無料市内専用電話の施設

尙特に必要ある場合に於いては、必要の箇所に無料の市内専用電話を施設して、關係箇所間の直接連絡をすることもあるが其の例は餘り多くない。

七、臨時市外電話線の専用

宮内省に於いては行幸に伴ふ御用通話の必要に依り、陸海軍省等に於いては演習關係通話其の他の軍事通話若しくは時局重大の際には、時局關係通話等の必要に依り、夫々臨時に必要な區間の市外電話線の専用方を申請することもあるが、大概申請通り許可されてゐる。

八、官私設電話を演習通話等に供用

演習關係地相互間又は之と必要衛戍地との間に演習關係通話若しくは軍用通話連絡の必要上、互地間を連絡する官私設電話を其の施設者と協議の上臨時に使用方を申請することがあるが、其の例は比較的少く大概許可されてゐる。

九、通話の特別取扱

宮内省關係の特急御用通話は最先順位に、又一般御用通話は其の種別に應じ、一般通話に優先して取扱ひ、御用通話の疏通の完全を期してゐるが、大演習統監部に於いて演習統監に關する統監部通話に對しては、一般御用通話に次ぐ優先取扱を認め、又大演習参加部隊に於いて演習に關してする演習通話に對しては統監部通話に次ぐ優先的取扱を認め、演習の實施を完全ならしめてゐる。又新聞社、通信社支局出張員等の新聞通話に對しては、特に演習通話に次ぐ優先的取扱を認め、報道通信の敏速を期してゐる。

十、短期豫約通話の取扱

行幸の御模様並に大演習の狀況の報道に依り、新聞通信は相當に増加するを以て、其の輻輳を緩和するため行幸及演習關係地と、主要地間に短期豫約通話の取扱をするが、其の區間は大概四、五十區間で、總通話時数は延六、七百通話時乃至千二、三百通話時に及び、相當利用されてゐる。

十一、臨時電話事務取扱

大演習に際しては御用通話、演習及軍用通話、新聞通話其の他の一般通話の速達を期するため、行幸地及演習關係地の必要の箇所に臨時に局所を設置して、電話通話及呼出事務を取扱つてゐるが、其の局所数は十數局に及んでゐる。尙大本營より各行幸地に至る通路、又は演習中心地に當る各地に於いては、一般に電話の利用多き見込なるを以

て、之等各地の局中未だ電話事務を取扱はざる向に對しては、臨時に電話事務を開始して利用者の便益を圖つてゐる。

十二、一般的電話事務開始

大演習の際に於いては、行幸各地、演習關係地の通信機關は相當利用せらるるを以て、近く電話事務を開始せらるべき局に於いては、大演習に先立つて電話事務を開始し置き、大演習時に於ける取扱増加に備へてゐる。

十三、電話通話及呼出取扱時間の延伸

行幸各地及大演習關係地の局に於いては、電話通話及呼出取扱時間を臨時に延伸して、利用者の便益を圖るを例としてゐる。

十四、電話通話區域の擴張

大演習に際しては通信の利用増加すると共に、通信利用の範圍も相當廣まるを以て、事前に可及的に通話區域等を擴張し置く必要有り、毎回四、五千區間の通話區域等を設定してゐる。其の他行幸地及演習中心地と主要地間に定時通話區域を設定して通話輻輳を緩和すると共に、利用者の利便を圖つてゐる。尙臨時に設置せられた局所に對しても夫々必要な區間に臨時通話區域を設定してゐる。

十五、公衆用ボックスの施設

毎回臨時通話局の電話設備として公衆用ボックスを數箇設置してゐるが、本機は主として移動式のものを使用してゐる。

尙海軍特別大演習は比較的稀に行はれ、演習地が海上の關係もあり、演習に伴ふ臨時電話施設は陸軍の場合に比し大概小規模で、範圍も狭小であり、又施設の内容は類似してゐるから之を省略する。

第二款 選 舉

恆例的性質を有する臨時電話施設の他の一に選舉に對するものがある。選舉の主なるものとしては、衆議院議員、道府縣會議員、市町村會議員等の選舉があるが、其中電話施設の利用に至大の影響を及ぼすものは、衆議院議員の選舉が第一で、道府縣會議員の選舉が之に次ぎ、市町村會議員其の他の選舉は各選舉區域が夫々市、町、村等の如く一局部に限定される關係上隔地間の通信が少なく、従つて電話施設には餘り著しい影響を及ぼさない。又衆議院議員の選舉に對する施設と、道府縣會議員の選舉に對するものとは大體同様であるから、以下主として衆議院議員の對するものに就いて述べ、道府縣會議員の選舉に對するものの中特殊のものあらば之に加味することとする。尙選舉の際に於いては候補者、選舉事務長、選舉委員、選舉事務員其の他の選舉關係者相互間の通信は、人員數の關係上著しく多數に上ることなく、之等の選舉關係者等より選舉人に對する通信が大多數を占むるを例とする。然かも此の大多數を占むる選舉人に對する通信は、其の大部分が郵便に依り、其の殘部が電信に依るを以て、電話は主として選舉關係者相互間の通信に利用せられる關係上、其の利用増加は前二者の如く著しくない。其の上衆議院議員の總選舉の如きは、全國同時に施行されるを以て、電話の特殊施設も全國的なるを要し、實行困難なる關係もあり、前款の大演習の如き比較的大規模の臨時施設をすることを得ないから、已むを得ざる事情あるもの外は、大概現在の設備及

人員等を繰合せて之に對應してゐる。従つて特に取立てて述べべき點は少いが、比較的普遍的になされる措置を擧ぐれば次の如くである。

一、電話回線の臨時施設

平常通信の輻輳する電話回線に對しては、其の救済のため臨時に増設又は變更をする外豫備線に依り臨時回線を施設し通信輻輳に備へる。

二、電話交換機等の施設

市内交換機、市外交換機其の他の特殊臺に臨時に補助席を増設し、又は必要の場合には、收容替等を行ふこともある。

三、通話區域の擴張

選舉區内各地間で未だ通話區域の設定されてゐない區間及選舉關係地と、主要地間等には豫め通話區域を設定して利用者の便益を圖つてゐる。

四、電話事務開始

選舉關係地の局で近き將來に於いて電話事務を開始せられる計畫のものに對しては、可及的事前に電話事務を開始して選舉に備へる。

五、無料電話機の臨時架設

選舉關係通信取扱上必要ある向に對しては、臨時に業務用無料電話を架設して、通信業務の運行の圓滑を期してゐる。

六、短期加入電話の特急架設

選舉事務關係の官公署等より短期加入電話の特急架設方申請ある場合は、必要と認められる向に對し特急架設してゐる。

七、其の他公衆電話に臨時施設、電話事務取扱時間の延伸等は各地の特殊の事情に依り臨時に措置せられることもあるが一般的ではない。

第二節 異例的臨時施設

前節の恆例的臨時施設に對して、異例的臨時施設がある。而して此は御大禮等の國家的御儀式等に對するものから震火水災其の他偶發的事象に對するもの迄、大小多數あるが、本節に於いては其の中御大禮等の如き國家的御儀式其の他に對するものを述べることとする。

第一款 明治天皇大喪儀に伴ふ臨時施設

六千餘萬の民草が熱誠凝らした虔禱も、遂に其の甲斐なく明治四十五年七月三十日 明治天皇は竟に神去り給ひ、萬民慟哭の裡に九月十三、十四、十五の三日間に亘り大喪儀が執行はせられた。

逓信省に於いては、此の際に於ける電話通話の増加を慮り、之に備へるために市外通信に對しては、協定新聞通話の制を設け、豫め利用者側と連絡を取り、取扱の敏速正確を期すると共に利用者の利便を圖つた。又市内通話に對しては官内省、大喪使、警視廳など御用關係の通話をする加入者について使用電話機を調査し、取扱上特別の注意を拂ふと共に、當日主として市外通話に使用する電話機及通話區域等を關係の向と打合せ置くなど、通話の利用に支障のないやうに豫め種々の方法を講じたが、市外電話回線の増設又は加入電話の特急架設等は行はなかつた。尙東京中央電話局に於ける市外通話は、御不例中及大喪儀中を通じて、大體平常に比して一割内外の増加であつて、唯崩御の前日即ち七月二十九日に其の増加が三割五分に上つただけであつた。又東京と大阪、京都、伏見の各地との間の通話は三割餘の増加を示したが、其の通話の八割餘は新聞通信關係のものであつた。市内通話については、東京中央電話局に於いては御不例中一割程度の増加を示したこともあつたが、大喪儀中は却つて減少を示した。

第二款 大正天皇御大禮に伴ふ臨時施設

大正四年秋十一月山川佳色方に滿つるの時 大正天皇賢所を奉じ給ひて京都の皇宮に行幸あらせられ、同十日御即位の大禮を擧げさせ給ひ、次で同十四日大嘗祭を行はせられた。此の曠古の御盛儀に伴ふ電話施設は大要次の如くである。

一、電話回線の増設及臨時變更

京都關係の電話回線の増設は京都奈良間一回線、東京大阪間五回線、京都山田間一回線、京都京都府廳内間二回線、京都京都御所内一回線であつて、回線の臨時變更は東京大阪間三回線を京都に於いて折半し、東京京都間及京都大阪間各三回線としたる外、東京大阪一番線中より横濱局を除き、東京京都大阪三局接続とした。

二、電話交換機の増設

京都中央電話局に大市外臺二（座席四）及市内臺一を又中局及下局に市内臺一及中繼臺一を夫々増設使用した。

三、電話の特急架設

官内省、大禮使關係の分を始めとして、百二十箇の電話の特急架設した。

四、自動電話の臨時設置

京都市内の七條大橋、祇園石段下、清水坂等約十四箇所に臨時に自動電話を設置した。

五、市内専用電話の施設

大禮使の用に供せらるる御所内専用電話は、逓信省に於いて工事及取扱の委託を受け、御所内へ百人付單式交換機二臺を装置し、御所内大禮使事務所、長官官房等二十七回線の専用線を收容し、其の交換を取扱つたが成績は良好であつた。

六、短期豫約通話の取扱

東京、京都、大阪、八木、山田の各地と關係密接なる主要地二十二區間に短期豫約通話の取扱を開始し、新聞通信の圓滑を期したが、其の中實際利用せられたのは十四區間であつた。

七、電話通話及呼出取扱時間の延伸

京都市内の一、二等局に於いては、通話取扱時間の制限を撤廢して、終日其の取扱をしたが、市内無集配三等局に於いても、亦十一月中は通話の取扱時間を午後十二時迄延伸した。尙京都市内の一、二等局と伏見、深草兩局に於いては、十一月中終日呼出の取扱をした。又伊勢皇太神宮御親拜の際は、神宮司廳を行在所と定められ、十一月十九日、二十日、二十一日の三日間御駐泊あらせられたので、之に伴つて大要左の如き電話施設をした。

- (一) 市外電話回線を増設又は變更して、山田と京都、大阪との通話を直通とした。
- (二) 山田郵便局に市内交換臺及市外交換臺各一箇宛を増設した。
- (三) 此の大禮に直接関係のある向に、約二十箇の電話を特急架設した。
- (四) 山田市内に數箇の自動電話を増設した外、通話所を設置した。

第三款 大正天皇御不例及崩御に伴ふ臨時施設

大正十五年八月 大正天皇葉山に御轉地、御療養に親ませ給ひてより、國を擧げて一日も速に御平癒あらせられんことを御祈り奉りしに、十一月十一日御熱昂まらせらるる由の御發表に依り、一色方面の通信は増加の形勢にありたるを以て、御用通話の速達と通信の輻湊に備ふるため、電話回線及電話機械の増設變更等相當措置するところがあつた。次で十二月二十五日晏駕させ給ふ由の御發表に依り、一色、葉山、逗子の各局及東京中央電話局の通信取扱は極度に達し通信機關の活動は見覺しいものがあつた。御不列より崩御に至る迄の、電話施設の大要は、次の如くである。

一、十一月十五日以降十二月九日迄

- (一) 電話回線の増設 十一月十六日より東京、一色兩局を接続する東京一色二番線を増設した。
- (二) 電話交換機の増設 一色局(三等局)には従來市内交換臺(百人付市内交換機)一臺設置せられてゐたが、十一月十七日小市外臺一臺を増設した。

(三) 公衆電話の増設 十二月二日より一色局の窓口に公衆電話機一箇を増設し、又同三日より逗子驛前に同機を一箇施設した。

(四) 定時通話區域の設定及通話區域の擴張 十一月二十七日より東京一色間を定時通話區域とし、輻輳する通話申込の混雜を緩和し、又二十八日より一色、逗子、鎌倉等より關係重要地間に通話區域を設定し、利用者の便を圖つた。

(五) 電話通話及呼出取扱時間の延伸 一色及葉山兩局の電話通話及呼出取扱時間は午前八時より午後八時迄なりしが、十一月二十九日より之を午前六時より午後十二時迄に延伸した。

二、十二月十日以降同二十三日迄

(一) 電話回線の増設 十二月十日より東京一色間の通話は一層激増したるを以て、同十六日迄に十一回線を増設し、尙同日迄に鎌倉、横須賀其の他の關係區間に八回線を増設した。

(二) 電話交換機の増設 一色局に十二月十五日より市内交換臺一臺を増設し、又同十六日より小市外臺三臺を増設した。逗子局には従來市内交換臺(百人付單式交換機)二臺設置せられてゐたが、十二月十六日に小市外臺一臺、

二十四日に二臺合計三臺を増設した。

- (三) 電話の特急架設 一色、葉山及逗子の各局に於いては、必要の向に對し夫々電話の特急架設をした。
- (四) 通話區域の擴張 十二月十四日より一色、葉山、逗子及鎌倉等の各局と、關係主要地間に通話區域を設定した。

- (五) 電話通話及呼出取扱時間の延伸 一色、葉山及逗子の各局に於いては十二月十六日より電話通話及呼出取扱時間の制限を廢して終日其の取扱をした。

第四款 大正天皇大喪儀に伴ふ臨時施設

昭和二年二月七日大喪の御儀を行はせられ、武藏横山の地に御靈は永久に神鎮まり給ふと定まるや、大喪儀の準備及御陵御造營に關して通信連絡の必要を見、一方還ります日のなき最後の大行幸に參列し、又は之を拜し奉らんと集まれる赤子の數夥しく、通信機關の利用著しく増加したので、之等の御用通信並に國民の至情より出づる奉送關係通信疏通の完全を期するため、關係各地に充分なる措置を講じた。其の大意を擧ぐれば左の如くである。

一、電話回線の施設

從來東京、淺川間には直通電話回線の施設なく、八王子の中繼に依つて連絡されてゐたが、十二月二十六日より、東京、淺川間に電話回線一回線を施設實施したる外、二月四日迄に同區間に、更に六回線を施設實施し、又八王子淺川間に二回線を施設實施した。尙武藏横山局の開設と共に、東京、武藏横山間に四回線を施設し、又同局東淺川分室

の開設と共に、東京、同分室間に四回線を施設した。その他八王子局にも東京及淺川間等に四回線を増設した。

二、電話交換機の増設

八王子局には從來市内交換臺（百人付單式交換機）十一臺及小市外臺五臺設置されてゐたが、十二月二十九日より小市外臺二臺を増設した。

淺川局には從來市内交換臺（百人付單式交換機）一臺設置されてゐたが、十二月三十一日に市内交換臺（百人付單式交換機）一臺又一月二十七日には小市外臺三臺を増設した。

武藏横山局には、一月二十三日より小市外臺二臺を設置したる外、公衆用ボックス（通話局の電話設備）五箇を設置した。又武藏横山局東淺川分室には、一月三十日より小市外臺二臺を設置したる外、公衆用ボックス（通話局の電話設備）五箇を設置した。

三、電話の特急架設

淺川局に於いては御大喪事務處辨上必要ある向に對し、五箇の電話の特急架設した。

四、公衆電話

淺川驛前、東淺川驛前及淺川村字原熊野神社前に各公衆電話を設置して一般の利用に供した。

五、特殊電話施設

- (一) 大喪使關係 大喪使の緊急要務處辨のため、横山村御料地附近に官廳用電話の施設を認めた。
- (二) 鐵道省關係 御大喪儀關係武藏御陵墓地に於けるインクライン工事施行上の必要に基く八王子驛、御陵イ

ンクライン工事掛間に官廳間電話の施設を認めた。

六、通話區域及呼出區域の擴張並に定時通話區域の設定

八王子、浅川より關係主要地間(八王子より三十六區間、浅川より十六區間)に通話區域を設定し、一月十六日より實施したる外、東京、八王子間を定時通話區域とし一月二十一日より實施した。尙御陵墓地地域を浅川局の呼出區域に編入した。

七、短期豫約通話

大喪儀に伴ひ新聞通話の幅濶すべきを慮り、東京浅川間、東京武藏横山間(以上二月五日より同九日まで)及東京東浅川間(二月七日及同八日)に短期豫約通話を實施したが、右豫約通話を申請せる新聞社又は新聞通信社は十一社に達し、認可せられたる通話時数は東京浅川間のみにも千百二十一通話時に上つた。

八、放送用市内専用電話施設

東京中央放送局に於いては靈輦宮城御發引より、葬場殿御著迄の鹵簿進行の御模様を告知するため臨時に施設したる屋外放送装置に關し、路傍に特置せるマイクロフォンと放送所内放送機との連絡用及放送事務打合用として市内専用電話三回線の専用を申請したるにつき之を許可した。

第五款 今上天皇御大禮に伴ふ臨時施設

昭和三年十一月 今上天皇御即位の御盛儀舉行に伴ひ、施設したる電話設備の概要を記せば次の如くである。尙此

の臨時電話施設に要したる經費は電信の分と合して約十六萬七千圓で、大禮施設費と電信電話營繕費との兩方より支辨された。

一、電話回線の施設

御大禮に伴ひ、市外通話の激増すべきことを慮り、之に備ふるため關係各地間に六十三回線(内京都及伏見兩市内相互間の十三回線を含む)を増設し、夫々既設又は増設市外臺に收容したが、右増設市外回線中主要地間のものを示せば左表の通りである。

區 間	平 常		大禮期間中	區 間	平 常		大禮期間中
	平	常			平	常	
東 京 京 都	一	〇	八	東 京 京 都	一	〇	一
名 古 屋 京 都	一	〇	三	東 京 神 戸	一	三	二
京 都 大 阪	五	六	三	東 京 大 阪	一	九	九
			〇				二
			三				八
			〇				一
			三				五
			〇				二
			三				八

尙市外通話は大禮期間中相當増加し、殊に東京京都間の如きは平常に比し平均三十一割五分、最高四十四割五分の激増(十一月十五日分)を示したが、平均待合時分は急報四分、普通報六分にして、最大待合時分は急報九分、普通報十八分程度にて、其の疏通は頗る良好であつた。

二、電話交換機等の増設

京都中央電話局に於いては、市内通話度数が平常に比し著しく増加すべき見込を以て、交換機其の他の増設を行つたが、總體で加入者臺十八席、中繼臺八席、公衆電話臺四席、案内臺二席を夫々増加した。

京都局に於ける大禮期間中の市内呼数は、平常に比し平均四割二分の増加を示し、殊に御著輦前日の十一月六日には一躍十割六分の激増を示したが、座席設備が充分であつたため、其の取扱成績は平常より却つて良好であつた。又市外通話の増加に備へるため、同局に案内臺四席市外臺十八席記録臺六席を増設したる外、近郊の嵯峨局外六局に小市外臺九席を増設した。

大禮期間中に於ける京都局の市外通話は平常に比し平均二割一分の増加にして、御著輦前日の十一月六日には一躍發信十四割八分著信七割二分中繼十一割三分平均十割九分の激増を示したが、同日以外には五割以上の増加を示した日はなかつた。

三、公衆電話の増設

京都市内に於ける公衆電話は従來九十六箇設置せられてゐるが、御大禮に際しては入浴者の激増に伴ひ、其の利用の増加すべきことを慮り、更に二十八箇を増置したが、平常に比し平均三割九分の利用増加を見た。其の外伏見に三箇、奈良及八木に各二箇の公衆電話を増置した。

四、御所内専用電話の施設

大禮使の用に供せられる御所内専用電話は、遞信省に於いて其の工事及取扱の委託を受け、共電式複式交換機二臺（四座席）に専用線百二十九回線、局線二十回線合計百四十九回線（十一月十五日現在）を收容したが、尙繁忙時に備ふるため各座席に補助交換設備を施した。其の取扱は頗る多忙を極め「コード」の使ひ切りの場合を生じた程であつたが、交換取扱者はいづれも伎倆優秀なりしたため頗る良好の成績を収め得た。

五、電話の特急架設

御大禮に伴ひ、各宮家、大禮使、内閣、各省、京都府等より短期電話の特急架設方申請あり、總計三百十五箇を架設したが、其の中主なるものは宮家七箇、大禮使五十三箇、内務省十八箇、京都府七十七箇等である。

六、業務用無料電話の施設

御大禮に伴ひ事務上必要の向に對し、合計四十八箇の無料電話を架設した。

七、市内専用電話の施設

大阪朝日新聞社等九社の新聞社又は新聞通信社よりの申請に依り、京都御苑内新聞記者詰所と其の各社支局又は事務所との間に、市内専用電話各一回線を施設し、御大禮に關する記事報道を迅速ならしめた。

八、業務用無料市内専用電話の施設

遞信省の御大禮關係員相互間に於ける事務打合を敏速ならしめ、以て御大禮に伴ふ業務の運行を遺憾ならしむるため、遞信省出張所、遞信局出張所、京都市内各局、その他市内の關係箇所を連絡する業務用無料市内専用電話を施設したが、架設電話機箇数は七十六箇に及んだ。

九、短期市外専用電話の施設

御大禮に關する報道の敏速を圖るため新聞社、新聞通信社及放送協會等より左の通り短期市外専用電話の申請ありいづれも許可せられた。

大阪京都間五件、 大阪神戸間一件、 東京大阪間一件、 名古屋山田間一件、 計八件

十、短期豫約通話の取扱

御大禮に伴ひ、激増すべき新聞通話の輻湊を緩和し、通話の迅速を圖るため、京都大阪間等二十五區間（十一月一日より同月末日までの間に於いて數日又は全期間）に短期豫約通話を実施したが、實際申請ありしは十五區間にして、其の通話時数は延八千九百十二通話時に達したが、取扱上支障なしと認め全部之を認可した。又京都、大阪、神戸の各新聞社、新聞通信社に對し合計二十八箇の豫約専用電話機を設備して豫約通話の運行を円滑ならしめた。

十一、通話區域の擴張

御大禮期中の入浴者は全國的なるに鑑み、市外通話の利用範圍を出來得る限り擴大するため、御大禮關係地を始め約九百區間に通話區域を擴張した。

十二、臨時電話事務取扱

御大禮に伴ひ京都市内、伏見、野洲及八木等に臨時に設置せられたる局所にして、電話通話及呼出事務を取扱ひたるもの九局あり、又京都御所を中心として樞要と認められる場所の局にして未だ電話事務を取扱はざる七局に對し、臨時に電話事務の取扱ひを開始した。

第十四章 災害と電話

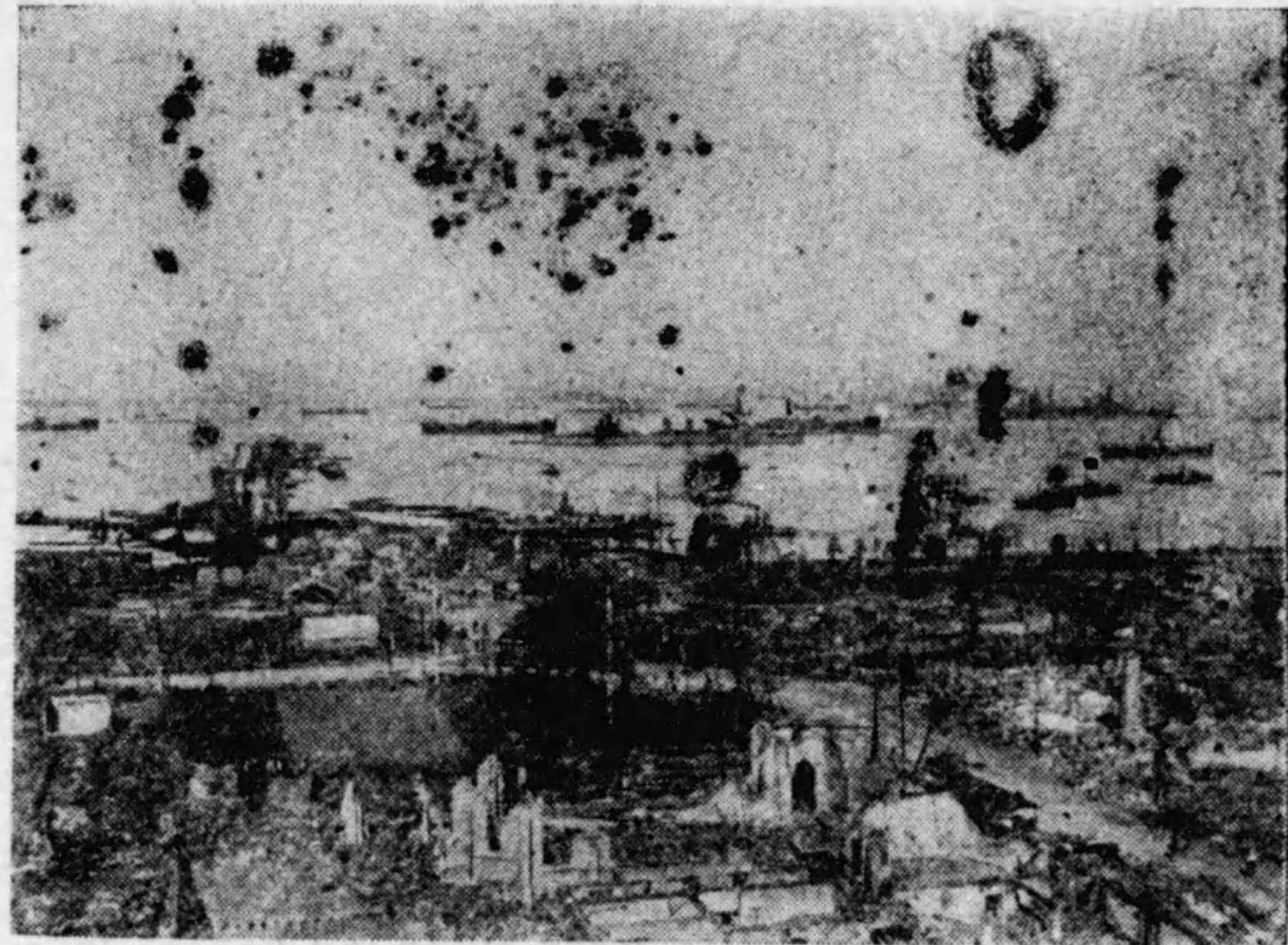
第一節 震 災

第一款 大正十二年關東大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分に突如として關東を襲つた大地震は、初震振幅四寸振動五、六分の長きに亘り、非常なる災害を一府五縣に被らしめた。尤も地震のみとしての大きさに於いては、安政、元祿其の他のものに比ぶれば其の程度は左程でもなかつたさうである。併し家屋崩壊のために諸所に起つた火災と之に伴ふ旋風等の結果は意外の大事となり、東京、横濱其の他湘南地方に於いては、前代未聞の慘害を惹起した。殊に東京、横濱の如きは繁盛の下町が二晝夜も焼け續けて茫茫たる焼土と化した。之がために經濟、交通、通信等の諸機關は

(一の其) (む望を面方東江りよ局町番) 狀慘の跡災火震京東





横濱震災火災の惨状

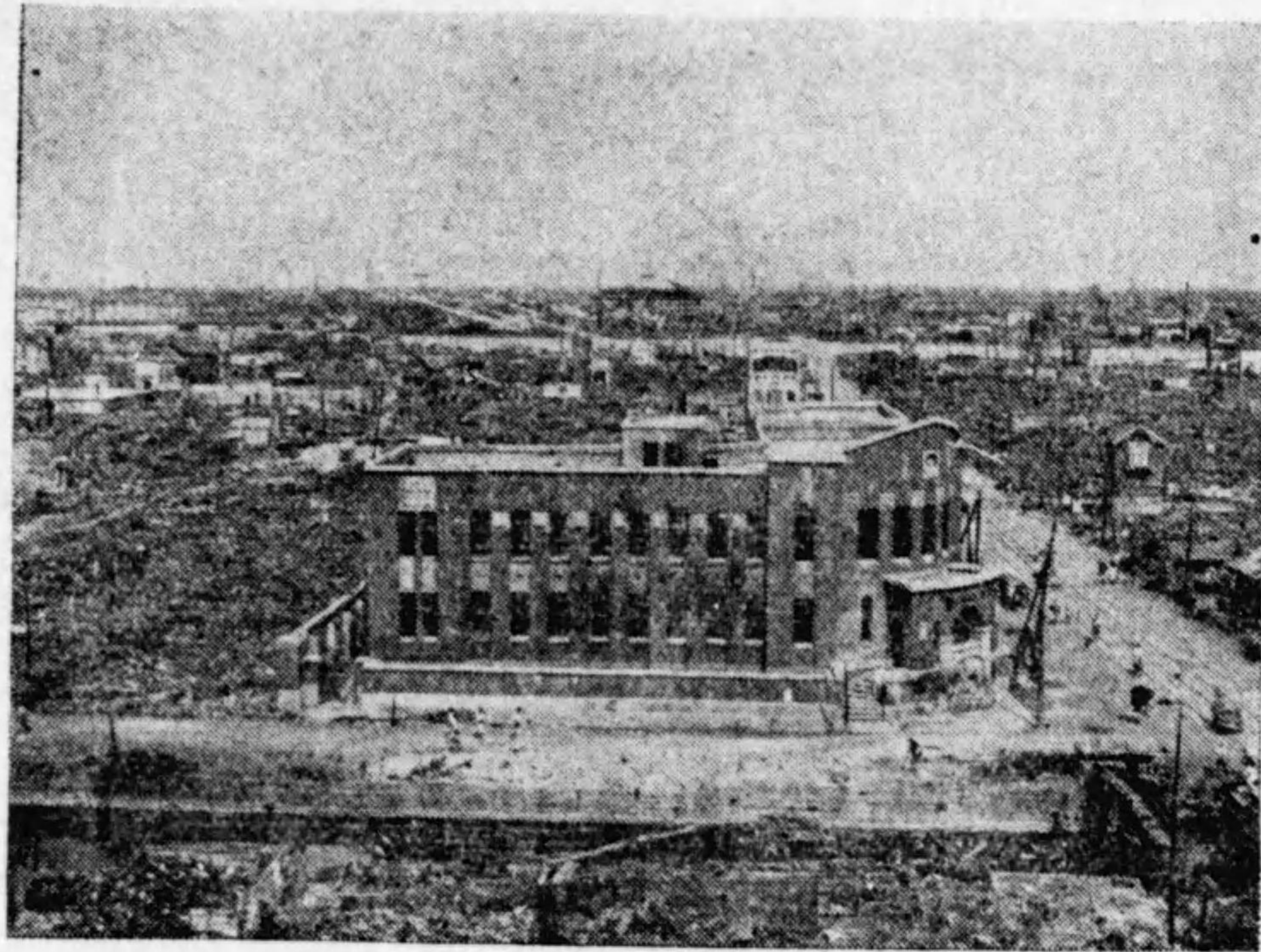
局名	加入者数前	焼失及倒壊加入者数	局舎被害
東京局	八三、〇七九	五二、九四四	焼失
本郷局	三、五七〇	三、五七〇	焼失
花谷局	一、八〇七	一、七九九	焼失
四谷局	一、八四四	一二二	大破
下谷	六、二八〇	五、一四〇	焼失
芝橋	七、四〇五	一、五九〇	焼失
京橋	六、三五一	六、三〇〇	焼失

六四三

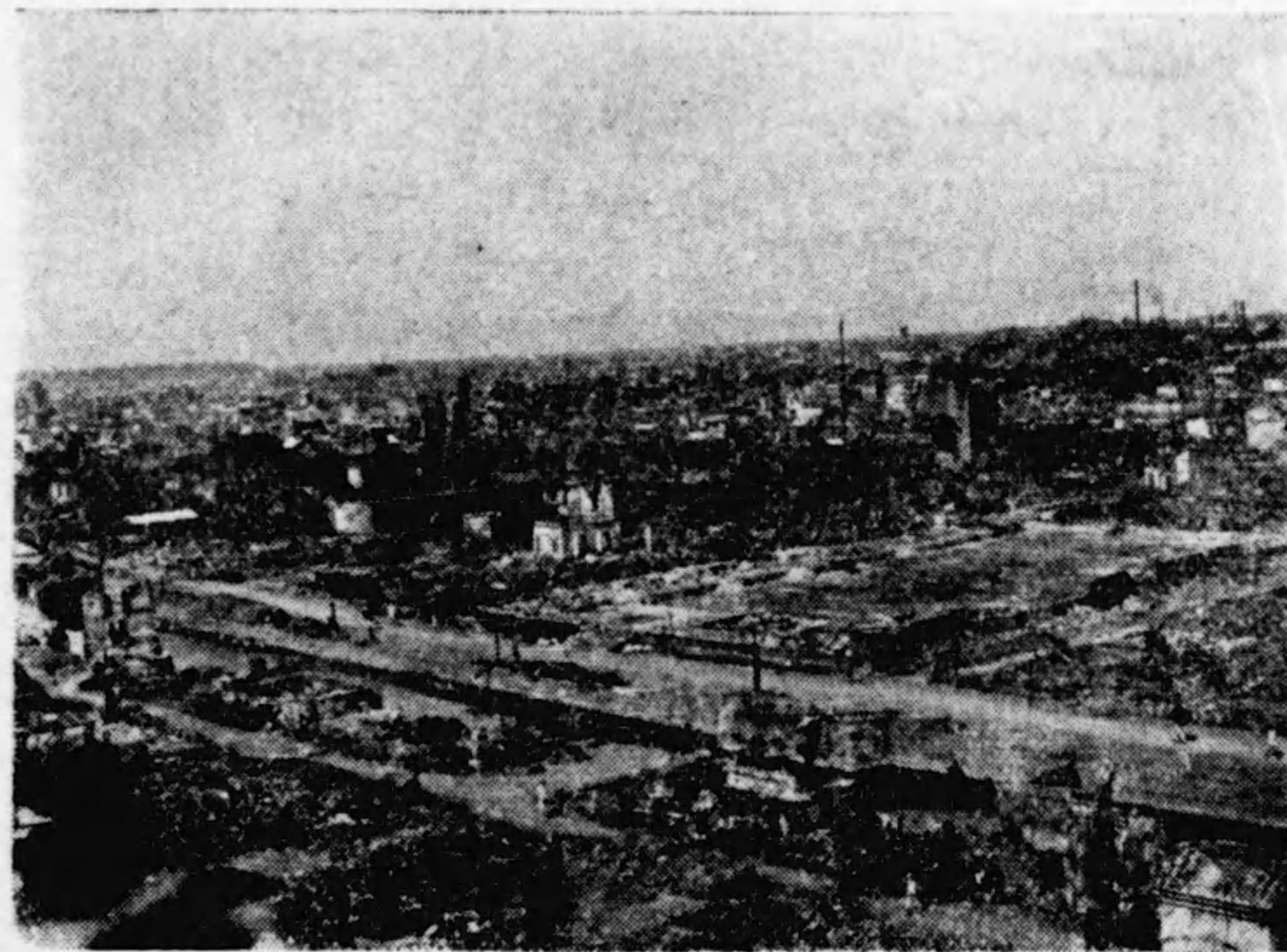
一、市内電話

(一) 局舎及加入者

殆ど其の機能を失ひ、加ふるに食糧は缺乏を告げ、其の光景は到底言語に盡すことの出来ない惨状を呈した。此の大震災災に依り逓信省所管の電話も空前の大損害を蒙つた。被害地域は廣袤一府五縣に亘り、東京横濱を初め、横須賀小田原其の他の各地に於いて、局舎の焼失倒壊並に破損せるもの百二十局にも達し、通話機關は全く根柢から破壊されてしまつた。今電話設備の被害状況を列挙すれば左の通りである。

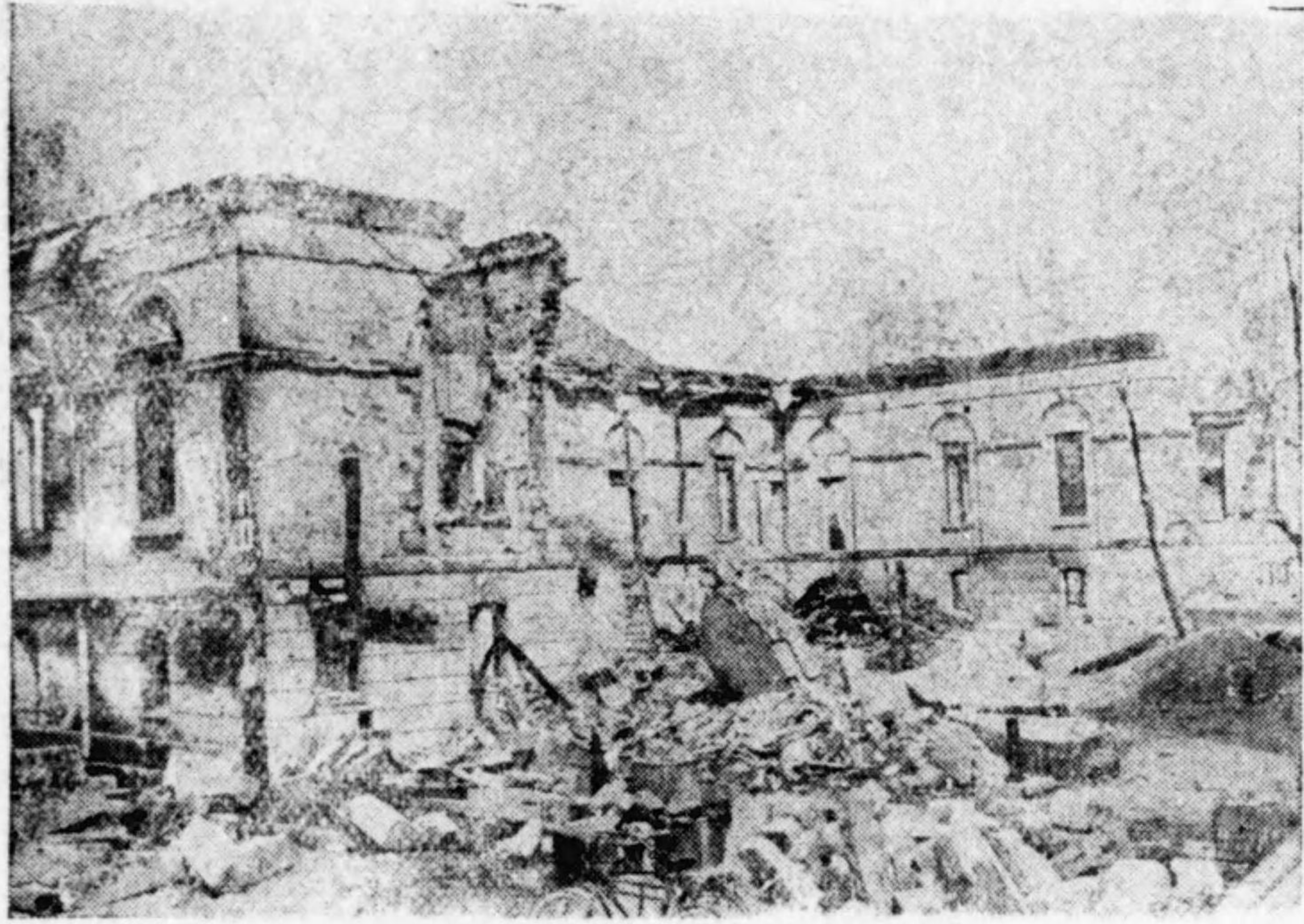


(二の其)



(三の其)

六四二



東中央電本局の被災の惨状

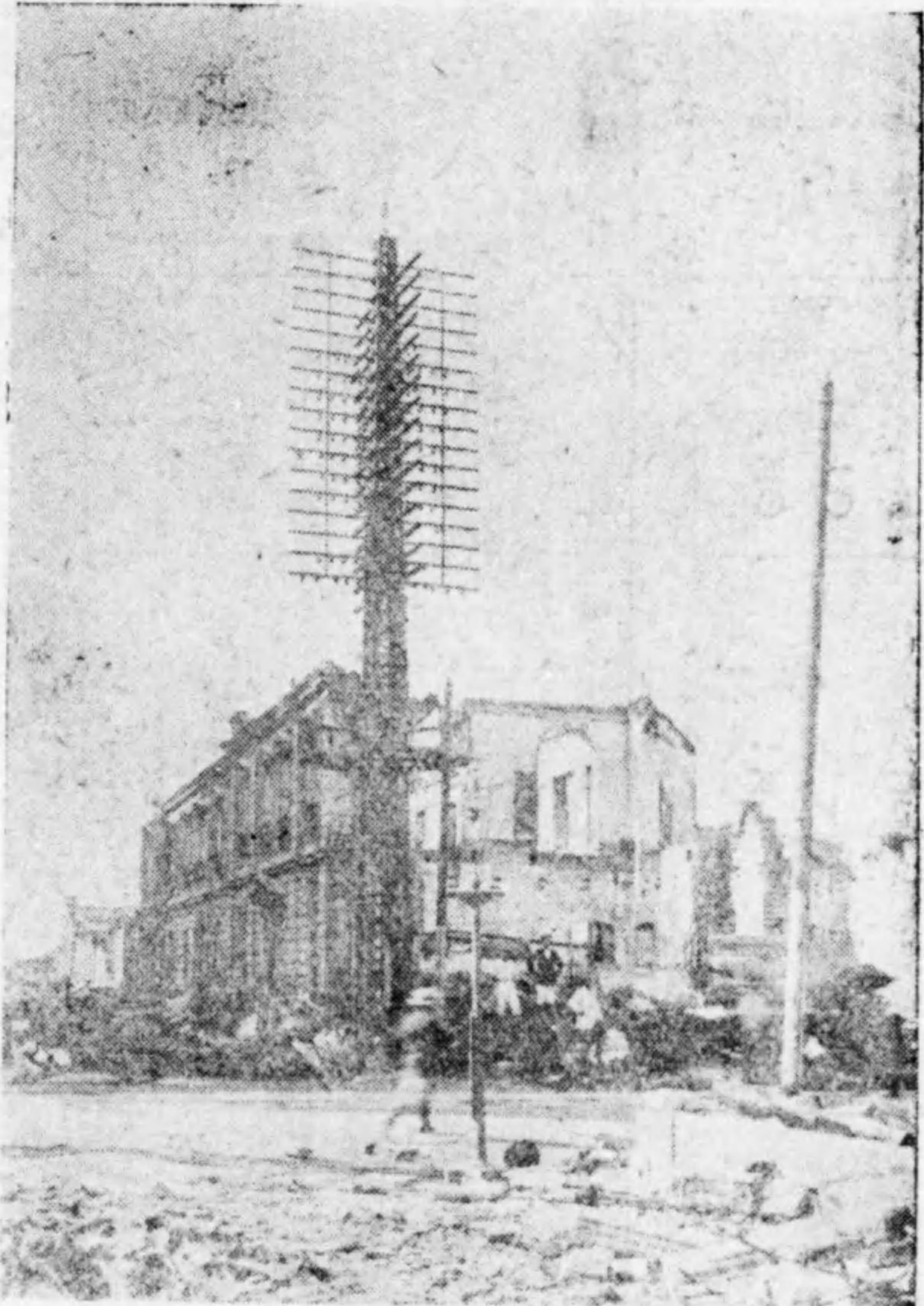
本所	神田	小川	高輪	濱町	銀座	丸の内	浅草	墨田	青島	牛込	本郷	長町	横須賀	小田原	鎌倉	館山	大磯	合計		
六、八三一	五、二八八	七、〇五〇	四、六五四	四、六二七	四、二二八	四、九二七	二、五五六	五、五三九	二、〇〇〇	二、四六八	一、三二六	一、四八三	五、一〇八	五、三七五	一、〇五四	七、五五	三、七四	六、八二九	七、四七六	一、〇〇五〇
六、六五〇	五、二二〇	八、一一一	四、九一	四、六二七	三、八〇一	二、五〇八	一、六七七	五、二三七	一、九三八	四、〇〇	一、三一六	九、八四〇	四、八七〇	四、九七〇	九、二〇	七、四一	二、二二	一、一三四	二、三八九	六、八一〇
燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失
傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜
二																				

(二) 線 路

局名	電 柱		計 (本)	架空ケーブル 延 (長) (里)	地下ケーブル 延 (長) (里)	腕 (本)
	焼失	其の他				
東京	二五、四二五	一、一六三	二六、五八八	一七三、五	一〇三、九	八二、二五一
横濱	一一、〇〇〇	一、二〇〇	一二、二〇〇	四一、三	一六、七	二一、六〇〇
其の他	八四五	三、八五六	四、七〇一	八、六	〇、九	四、二六六
普通局	一九二	四、九一九	五、一一一	二六一箇所		一、七五一
特設局	三八、四六二	一一、一三八	四九、六〇〇	二二、三、四里 二六一箇所	一一、一、五里	一〇九、八六八

(三) 地下管路

局名	人 孔	手 孔	橋梁添架装置	専用橋梁	管 路	分線鐵管
横濱	一五〇	一五	二五		互長二、四、二 延長二、九	〇、五
横須賀	一〇				〇、四	〇、一
小田原	五	二			〇、一	



横濱中央電話局火災の跡

(四) 交換機焼失数

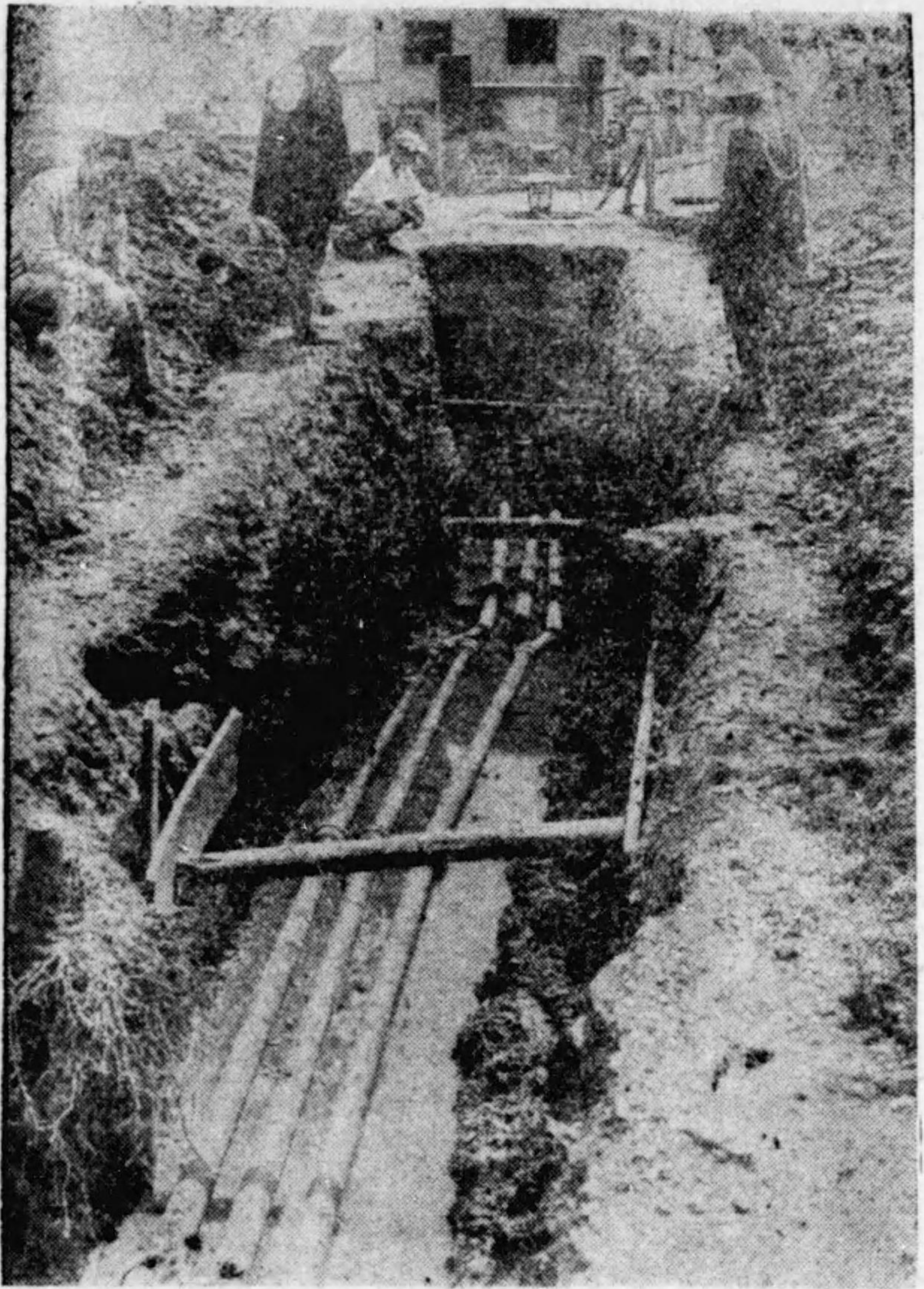
局名	加入者	交換機
東京	三〇四	二二二
横濱	四三	一三
その他の局	一六	一

以上の外遮信省内で大正十一年十一月以来試用中のストロージャー式交換装置及従来使用の手働交換装置一式も烏有に歸したのである。

二、市外電話

(一) 線 路

種 別	数
回線	四七六回線
電柱	七、六六五本
腕線	三、〇〇四本
架空ケーブル線	九、二六五條
延長	二里



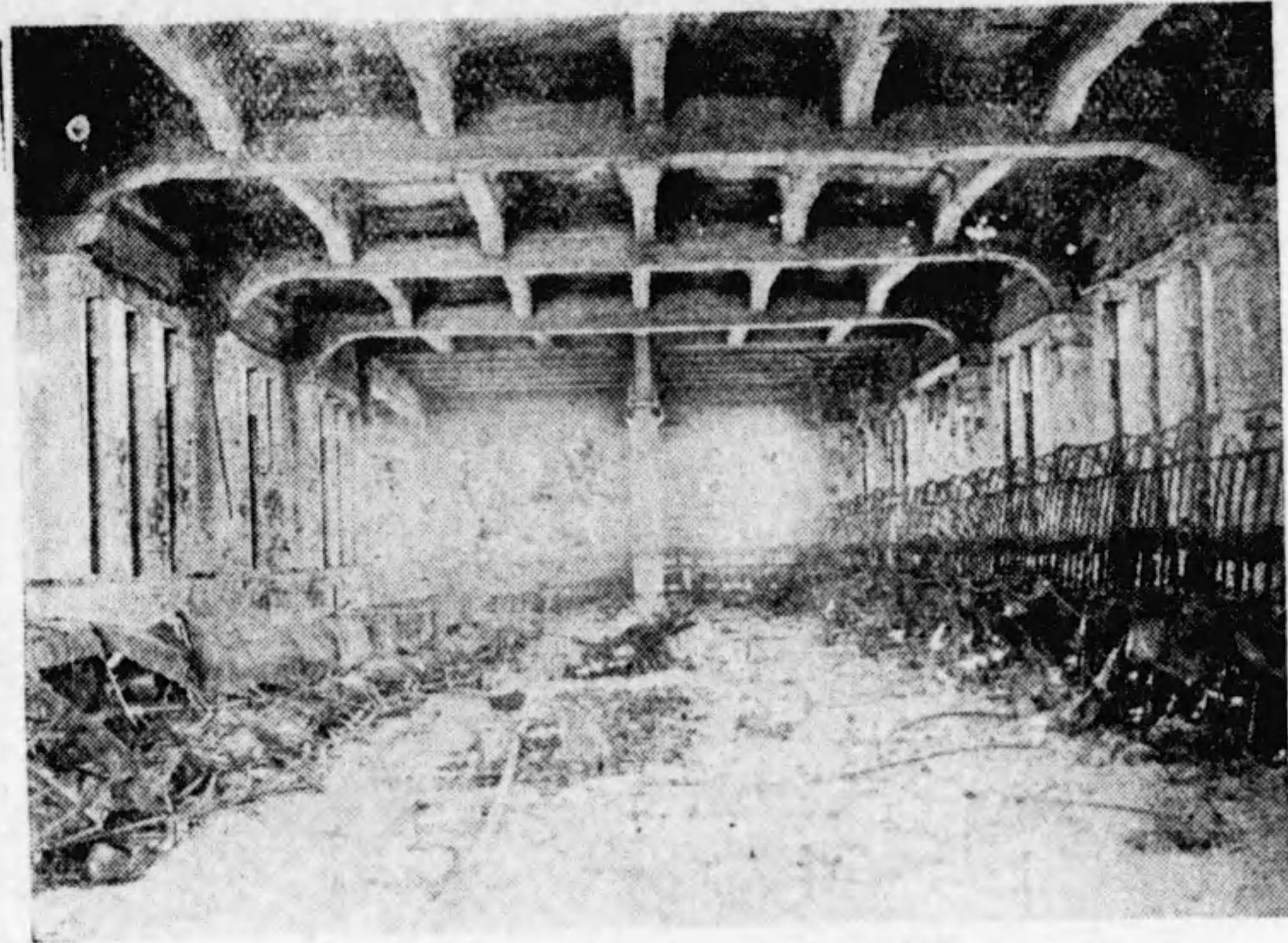
地下管線路管の破損

(一) 交換機焼失数

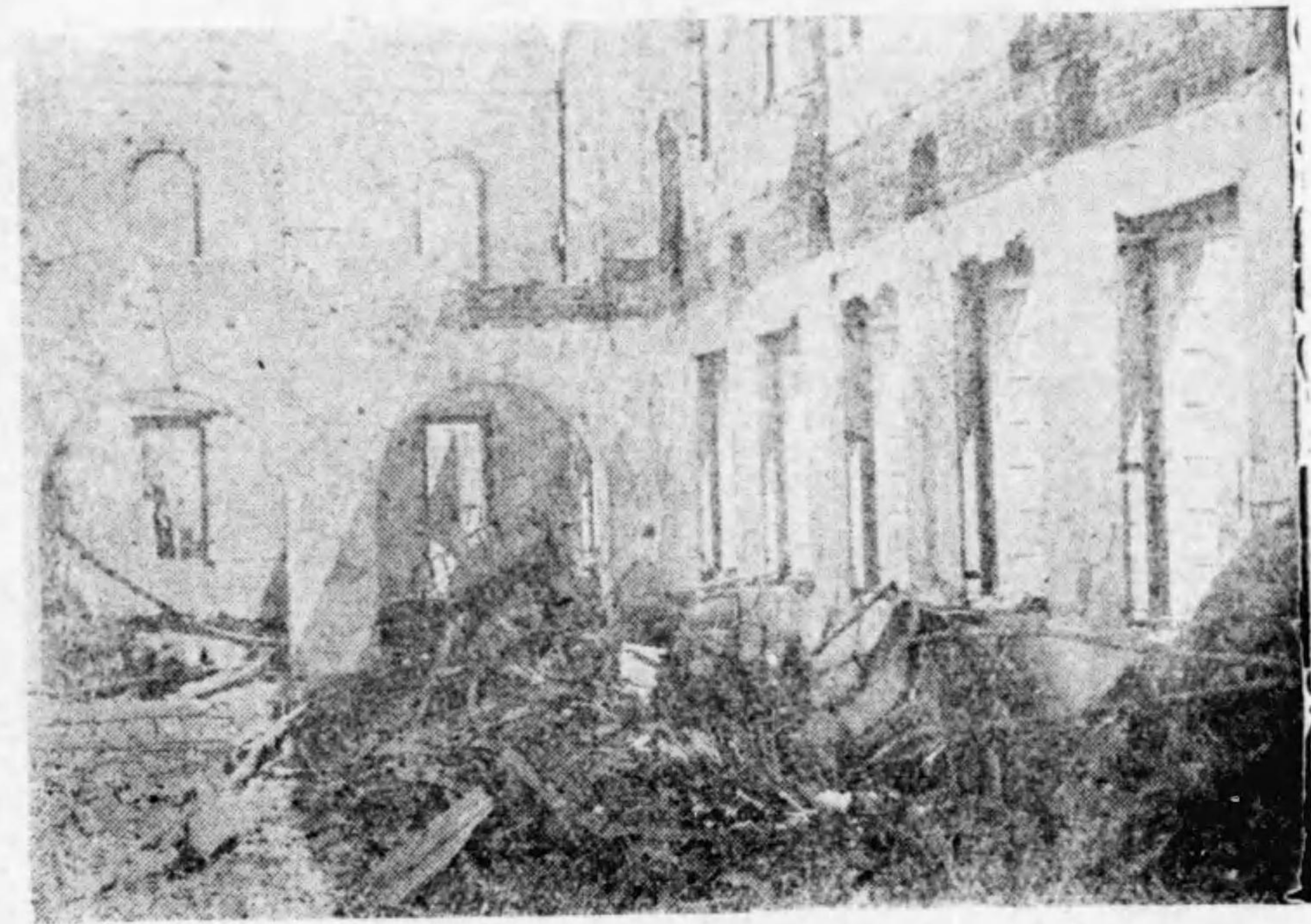
局名	市外交換機(臺)
東京	五四
横濱	二〇
横須賀	六
小田原	九
その他の局	三

地下ケーブル 延長 四里
線條断線 一九、四九六箇所
地下管路 延長 六、三里

一、應急施設(其の一東京) 帝都に於ける電話は設備の大部分を烏有に歸して全く孤立してしまつたので、一刻も早く各地と通信の連絡を採る必要に迫られたが、當時畏れ多くも聖上陛下には日光に御滞在をあらせられたので、萬難を排し、翌二日午



仙台の震災火災の交換局分庫座



仙台の震災火災交換局分庫座



地下管路人孔の損破

後十一時に第一著の措置として、日光御用邸と千住局との間に電話連絡の途を開いた。其の後東京逓信局から各方面へ派遣された視察員の報告によつて、震災地に於ける通信機關の被害状況も判明した。幸にして芝浦倉庫が焼失を免かれたために、若干の應急工事用材料を得たので、早速之を利用し、火災を免かれたる東京中央郵便局を臨時電話局に當て、五十回線單式交換機七臺を裝置して、之に市外線を收容することとし、九月五日に信越線方面の浦和、高崎、新潟、長岡、中央線方面の甲府、八王子、中央線經由による名古屋に各一回線と大阪への二回線を開通した。

尙九月六日長野、同七日前橋に各一回線を開通すると同時に、中央郵便局内に電話機拾箇を取付け、市外通話事務の取扱を開始した。又千住局を修理して、九月六日に東北方面の宇都宮、仙臺、水戸、福島に對し、市外電話各一回線を作り、翌七日から市外通話事務の取扱を開始した。九月十一日には前記千住、日光御用邸間電話線を宮内省へ延長することが出来た。又東京横濱間市外電話ケーブルの内浸水の被害を免かれたる心線を選び出し、東京横濱間に對し二回線を作ることが出来たので、之を高輪局へ引込み、又横濱側は京濱電車の神奈川停留所に於ける臨時通信所へ引込み、九月六日に東京横濱間を連絡することが出来た。而して之は最初救護事務に使用し、後公衆用市外通話事務の取扱に當てた。房總方面に對しては九月七日に龜戸郵便局に電話機を取付けて、龜戸千葉間に電話三回線を作り、市外通話事務の取扱を開始した。

以上の應急措置により不完全ながらも各方面との連絡をつけたが、之等を東京中央郵便局内の臨時電話局へ集中しなければ電話の機能を充分發揮することが出来なかつたので、生命懸けの作業を晝夜續行して、電話線の架設連絡に努めたる結果、九月八日には高輪局より同十日には千住局より、同十八日には龜戸局より、中央郵便局内の臨時電話局へ前記の諸回線を集中連絡することが出来て、茲に各地との市外電話が交換され、救護復興の連絡上に對して、電話の使命を果すことか出来た次第である。

十月末には東京大阪間十回線、東京名古屋間六回線を初めとして、各地に七十三回線の市外線を開通することが出来た。其の後丸の内局を應急修理して、此處に一號磁石式大市外交換機、直列複式交換機十五臺、小市外交換機八臺、磁石式案内兼監督臺五臺を取付け、同年十二月一日に中央郵便局より之に移轉し、百六十四回線の市外線を收

容して市外電話の中心とし、同年度末には百六十四回線を開通した。

市内電話に就いては、何分大震災のために百五十四萬五千餘人（總人口の六割三分）のものが住居を失ひ、五萬八千百餘人が慘死し、行方不明者亦一萬五百餘人に達し、家産を失ひ、肉身に離れ、日夜彷徨呼號する者が路傍に充滿する有様であつたから、治安維持上戒嚴令が發布され、或は震災救護委員會官制が布かれる有様で、加入電話の應急施設も焦眉の急を告げてゐた。そこで前述の東京中央郵便局臨時電話局に百回線單式交換機三臺を据付け、九月八日には左記の官署用電話を設備した。此の震災救護事務官署用電話は其の後漸次増設されて、一般電話の開通と同時に廢止されたる九月二十九日迄には百七十八回線に及んだのである。

震災救護事務官署用電話數

加入者名	回線數	加入者名	回線數	加入者名	回線數
内務省	五	東京中央郵便局	一	朝鮮總督府出張所	一
文部省	一	東京市長私邸	一	東京府知事私邸	一
參謀本部	一	東京市電氣局	一	東京市電氣局	一
東京中央電話局	二	遞信省	五	大藏省	三
内閣	二	鐵道省	四	農商務省	二
控訴院檢察局	一	戒嚴司令部	二	憲兵司令部	二
陸軍省	三	司法省	一	東京中央電話局	三
赤阪離宮	一	警視廳	五	地方裁判所檢察局	一
革新俱樂部	一	會計検査院	一		

一〇	東方通信社外大新聞 平田、松方兩邸	一九	東京株式取引所 南滿洲鐵道株式會社	一	警務部長宅
一	東京瓦斯株式會社	一	簡易保險局	一	日本郵船株式會社
一	東京刑務所	一	芝浦配給司令部	一	大阪商船株式會社
一	印 刷 局	一	關東廳出張所	一	日本興業銀行外十行
一	英、米、獨、佛、伊、瑞、和、白、波、蘭、西、伯刺西、波蘭、チエツコスロバキア、支那、智利等の大使館	一五	深川外十四區役所	一	東京市水道課芝給水場
一	東京汽船株式會社	一六	東京米穀商品取引所	一	研究會本部
一	總理大臣私邸	一	東京市水道課本郷給水所	一	復興局
一	日 本 銀 行	一	日本赤十字社	一	計百七十八回線
一	憲政會本部				

一般加入電話は、燒失又は破損を免れたる高輪、青山、小石川、牛込の四分局に修理を加へ、四週間後の九月二十九日には當該局所屬の加入者にして燒失を免れたる者、及區域の如何に拘はらず、公益上並に經濟上重要なる加入者を合せて、一萬五千六百餘名を開通した。丸の内局を修復して、燒失の難を免れたる九段局の交換機を使用し、大手局の名稱を以て、大正十三年二月十一日に開始し、更に破損したる四谷局を修繕して、同年三月二十日に開始し、大正十二年度末迄には、兎に角全加入者の約三二%に相當する二萬六千五百三十餘名を開通せしめたのである。

次に一般公衆に利用せらるる通話所の復舊も亦急務なりしを以て、極力線路の補修建設を行ひ、九月十五日には巢鴨、本郷、小石川、牛込、淀橋、四谷、澁谷、麻布、三田、品川の各郵便局に、同十八日には龜戸局に通話所を開始した。尙公衆電話室は四百三十二箇所の内二百五十六箇所即ち約六割燒失したが、殘存交換局所屬のものであつて燒

失を免れたるものの全部と燒失區域内の中で必要程度の高いものとを復活せしむることとし、震災二箇月後に於いて高輪局四十箇所、青山局二十一箇所、牛込局五十五箇所、小石川局七十箇所、計百八十六箇所を開通した。

以上の如く殘存地域の電話は比較的早く復活したが、燒失區域の電話は局舎、局内装置、線路等の復舊容易ならざるにつき、臨機の措置として特設電話規則に基いて、物件提供による臨時市内特設電話規則を設け、設備維持を加入者に負擔せしめ、之に従事する交換取扱者及吏員を東京中央電話局より派遣して臨時電話交換所を開始した。此の設備は大正十二年十二月三十日麻布永坂に開設されたものを最先とし、同三十一日に日本橋區室町に三共電話交換所を、丸の内ビルヂング内に丸ビル電話交換所を開始し、十二年度中に四十七箇所十三年度中に七十四箇所合計百二十一箇所開設せられ、其の使用者数は五千九十二名の多數に上つた。其の他臨時通話所三十四箇所を設くる等、兎も角此の大震災の場合に處する臨機の措置としては先づ最善を盡したものと云ふことが出来る。今左に臨時特設電話交換所の開廢並に臨時通話所開廢の跡を列挙して見よう。

臨時特設電話交換所開廢一覽

所 名	區 別		所 名	區 別		所 名	區 別	
	加入者數	開始年月日		加入者數	開始年月日		加入者數	開始年月日
丸の内ビルヂング内	七〇	大正十二年三月七	永樂町	二二	大正十二年五月七	尾張町	一〇	大正十二年三月十一
丸の内ビルヂング内	九二	大正十二年三月七	京橋出雲町	三三	大正十二年五月七	橋	一〇	大正十二年三月十一
仲 仲	三〇	大正十二年三月七	京	五〇	大正十二年五月七	橋	五〇	大正十二年三月十一

京橋南鞘町	二五 一三、三、四一五、一、二九	日本橋小網町	二三 一三、三、五〇同、一、二
八丁堀仲町	六八 七、三、二九五、一、二九	龜島町	七三 七、三、四、二四、一、二
京橋横町	四三 四、三、四九五、一、二九	日本橋	九五 九、三、六、四一四、二、三八
越前堀	六四 六、三、五、三、五、一、二九	通旅籠町	四四 四、三、五、七、四、二、三八
京橋桶町	三八 三、三、七、三、五、一、二九	新乘物町	二二 二、三、五、三、一、二
京橋月島	二〇 二、三、一〇、三、五、一、二九	日本橋若松町	八〇 八、一、三、四、一〇、二、三八
銀座	九三 九、三、三、二、六、一、一〇	水天宮前	四三 四、三、三、二〇、一、一
櫻橋	六七 六、七、三、四、八、四、一、二	日本橋	一五六 一、六、三、三、三、二、四、一、三
築地	四一 四、一、三、六、四、一、三	日本橋青物町	四八 四、三、三、二、四、一、三
新橋	一三〇 一、三、三、八、四、一、三	日本橋吳服町	一五六 一、六、三、三、三、二、四、一、三
木挽町	二五 二、五、三、六、七、四、一、三	日本橋掛橋	七四 七、四、三、四、一、二、三〇
二葉町	二七 二、七、三、三、八、四、一、三	日本橋本石町	六七 六、七、三、五、一、八、四、三、三〇
三共	二八 二、八、三、二、三、一〇、二、六	日本橋本銀町	二九 二、九、三、三、六、三、五、三、三
蠣殼町	一〇 一、〇、三、一、七、四、一、二	濱	三五 三、五、三、三、七、四、三、三〇

蠣殼町三丁目	二〇 二、〇、三、一、七、四、六、三〇	濱町一丁目	三三 三、三、四、三、八、一、四、六、三〇
日本橋箱崎町	三三 三、三、四、一、六、四、六、三〇	淺草田原町	八〇 八、〇、五、八、四、六、三〇
日本橋橋町	六二 六、二、三、五、一〇、四、二、三八	淺草南元町	二二 二、二、三、五、三、三、一、二、八
日本橋馬喰町	七八 七、八、三、三、二〇、四、三、三〇	淺草猿屋町	二五 二、五、三、三、五、三、一、三、〇、二、三
室町	三二 三、二、三、三、七、四、三、三〇	深川西大工町	二〇 二、〇、三、三、五、三、一、二、四
日本橋魚河岸	二二 二、二、三、三、九、四、一、三	深川數矢町	二九 二、九、三、三、五、三、一、二、四
吉川町	三三 三、三、四、一、六、四、三、二〇	深川洲崎	六〇 六、〇、三、六、三、五、一、二、四
小傳馬町	二〇 二、〇、三、三、四、一、四、一、三	深川黑江町	三八 三、八、三、三、九、三、六、一、一、四
本所横綱町	三三 三、三、五、三、二、四、一、三	芝	六一 六、一、三、三、四、四、三、一、二、三
本所柳原	二二 二、二、三、六、一、六、四、一、三	芝鳥	七八 七、八、三、三、四、二、四、一、三
横川	二〇 二、〇、三、一、九、四、一、三	芝露月町	三三 三、三、四、一、二、四、三、三〇
兩國	六三 六、三、三、一、四、二、二、八	深川東元町	三六 三、六、三、三、五、三〇、一、二、四
本所二ノ橋	六〇 六、〇、三、三、七、四、二、二、八	森	三九 三、九、三、三、六、三、五、一、二、四
本所菊川町	六三 六、三、四、一〇、五、一、二、四	佐賀町	九〇 九、〇、三、三、七、四、一、二、四

宛名	設置場所	開始年月日	廢止年月日	宛名	設置場所	開始年月日	廢止年月日
深川冬木町	芝區白金三光町	二五、大正	三、三、同	神田連雀町	芝區西久保巴町	二七、大正	三、三、同
深川木場町	日本橋區新村木町	三、三、同	一、二、同	神田美土代町	四谷區傳馬町一丁目	二七、大正	三、三、同
深川平野町	京橋區銀座一丁目	九、六、同	一、二、同	神田錦町	淺草區松清町	四五、大正	六、九、同
富岡門前町	本所區小梅五町	四、五、同	一、二、同	秋葉原	下谷區上野三橋町	二二、大正	八、三、同
神田鍋町	深川區西森下町	三、三、同	一、二、同	松枝町	本所區柳原一丁目	二二、大正	八、三、同
神田猿樂町	深川區靈岸町	三、三、同	一、二、同	池の端	本所區綠町二丁目	二二、大正	八、三、同
神田東福田町	深川區江裏町	三、三、同	一、二、同	下谷御徒町	芝區愛宕町一丁目	二二、大正	八、三、同
神田銀治町	麴町區錢瓶町	三、三、同	一、二、同	下谷車坂	京橋區數寄屋町一丁目	二二、大正	八、三、同
神田柳原	中央電話局 麴町區八重洲町二丁目	三、三、同	一、二、同	計	計	二二、大正	八、三、同
神田多町	中央郵便局 麴町區小梅五町	三、三、同	一、二、同	計	計	二二、大正	八、三、同
麻布永坂	淺草驛前 本所區西森下町	三、三、同	一、二、同	計	計	二二、大正	八、三、同

臨時通話所開發一覽

宛名	設置場所	開始年月日	廢止年月日	宛名	設置場所	開始年月日	廢止年月日
兜町	日本橋區茅場町河岸	大正 一、二、一	同 一、二、一	同	一丁目	大正 一、二、一	同 一、二、一

三光坂町	芝區白金三光町	一五、三、二	一四、三、三	西久保巴町	芝區西久保巴町	一三、三、三	一三、一、五
杉之森	日本橋區新村木町	一三、三、二	一四、三、三	四谷見付	四谷區傳馬町一丁目	一三、三、三	一四、六、三〇
銀座	京橋區銀座一丁目	一三、三、二	一三、九、五	松清町	淺草區松清町	一三、三、三	一三、一〇、三一
尾張町	京橋區尾張町二丁目	一三、三、二	一三、九、五	上野公園前	下谷區上野三橋町	一三、三、三	一三、一〇、三一
丸の内	同三十間堀三丁目ニ移ル	一三、一、二	一三、九、五	本所柳原	本所區柳原一丁目	一三、三、三	一三、一〇、三一
丸の内	麴町區永樂町一丁目	一三、一、二	一三、九、五	本所區綠町	本所區綠町二丁目	一三、三、三	一三、一〇、三一
海の上	同	一三、一、二	一三、九、五	芝區愛宕町	芝區愛宕町一丁目	一三、三、三	一四、六、三〇
中央電話局	麴町區錢瓶町	一三、一、二	一三、九、五	京橋區數寄屋町	京橋區數寄屋町一丁目	一三、三、三	一三、一〇、三一
中央郵便局	麴町區八重洲町二丁目	一三、一、二	一三、九、五	八丁堀仲町	京橋區八丁堀仲町	一三、三、三	一三、一〇、三一
淺草驛前	本所區小梅五町	一三、一、二	一四、一、二	深川公園内	深川區深川公園	一三、三、三	一三、一〇、三一
西森下町	深川區西森下町	一三、一、二	一三、八、三	二長町	下谷區二長町	一三、三、三	一三、一〇、三一
靈岸町	深川區靈岸町	一三、一、二	一三、八、三	月島	京橋區月島通三丁目	一三、三、三	一三、一〇、三一
江裏町	深川區江裏町	一三、一、二	一三、八、三	御藏前片町	淺草區御藏前片町	一三、三、三	一三、一〇、三一
帝國ホテル	麴町區山下町一丁目	一三、一、二	一三、一〇、三	表神保町	芝區濱松町二丁目	一三、三、三	一四、六、三〇
淺草橋公園内	日本橋區馬喰町四丁目	一三、一、二	一四、三、三	淺草公園	神田區表神保町	一三、三、三	一三、八、三一
箱屋町	日本橋區箱屋町	一三、一、二	一四、三、三	計	計	一三、三、三	一三、九、五
小傳馬町	日本橋區小傳馬町	一三、一、二	一四、三、三	計	計	一三、三、三	一三、九、五

二、應急施設（其二横濱）横濱に於ける慘狀は東京に比べ一層激烈を極め、損害の範圍竝に程度共遙に帝都を凌ぐ有様であつた。即ち全人口の六割四分に當る二十七萬八千三百八十餘人が住居を失ひ、二萬一千三百八十餘人の慘死者と千九百五十一人の行先不明者を出した位であるから、通信機關の蒙つた被害の程度も推して知るべしである。

殊に東京横濱間を連絡する唯一の重要性ある市外電話ケーブルが破損浸水して、兩地間の通信が杜絶するに至つたのみならず、電車鐵道等の交通機關も一切杜絶して徒歩連絡によるの外なかつた状態で、兩地間の混雜は實に名狀すべからざるものであつた。又流言蜚語の盛に行はれる間にあつて、従事員は必死の覺悟を以て應急措置に努めたことは東京と同様である。先づ救護事務臨時官署用電話を開設するために、同市高島町、内務省土木出張所内を一時臨時電話局となし、ここに五十回線單式交換機一臺を取付け、九月十五日警備隊司令部、神奈川縣廳、横濱市役所臨時詰所横濱郵便局假事務所に各電話一回線を開通したことが、震災後横濱に於ける電話交換の嚆矢である。次で九月二十九日には市外電話の施設と官廳用電話の施設とを櫻木町に於ける假局舎に移轉したが、當時施設したる官署用電話及開通の市外電話線は左の通りである。

(一) 臨時官署用電話……神奈川縣廳、各郵便局電信電話用、海軍棧橋司令部、神奈川縣警察署、裁判所檢事局、横濱市役所、横濱電氣電話技術官駐在所、配給司令部、横濱蠶糸貿易復興會、稅關海事部港務部合併事務所、警備隊司令部、臨時震災救護所神奈川出張所、神奈川縣警察部、横濱正金銀行、横濱復興會、鐵道省出張所、水道局、憲兵隊本部、横濱市臨時建築材料係。

(二) 市外電話線……東京横濱線、高輪横濱線、横濱大阪神戸線、横濱名古屋線、横濱静岡沼津線、横濱横須賀線倉線、横濱小田原線。

一般加入電話は當面の措置として、公益並に經濟上重要な加入者を最先に開通せしむることとし、取り敢へず櫻木町郵便局跡に假局舎を作り、ここに百回線單式交換機六臺、小市外交換機七臺を取付け、十二年十月十五日に加入

者八十名、市外電話三十四回線を開始した。之が一般加入電話の交換を開始した最初である。其の後加入者四百五十名迄を開通したけれども之以上加入者の收容が出来なくなつたので、當時新築中に焼けたる本局前の電話中繼所を修繕してここに第二期の應急施設として元東京の番町電話局より撤去したる磁石式並列複式交換機十三臺を取付け、十二年度末に加入者千七十九名、市外線三十四回線を開通した。又一面燒失區域に於いて左記の通り臨時特設電話所及臨時通話所を開設した。

臨時特設電話所

所名	加入者數	開始年月日	廢止年月日	所名	加入者數	開始年月日	廢止年月日
太田町	一二七	大正一三、二	同六、二五	梅ヶ枝町	三九	大正一三、八	同二、一五
千若町	二二	一三、二、二〇	〃	神奈川	二〇	一三、九、七	〃
青木町	二五	一三、四、一〇	〃	三井物産	二五	一三、六、二一	〃
壽町	三三	一三、五、一五	三、二四	山下町	二六	一三、九、二六	〃

臨時通話所

所名	加入者數	開始年月日	廢止年月日	所名	加入者數	開始年月日	廢止年月日
本町	三三	大正一三、二、二六	同四、二、二六	湊新湊町	二六	大正一三、二、二六	同四、二、二六

野 毛	野毛町二丁目	三、三、三	同	三、三、三	千代崎町	本牧町	同	三、三、三
伊勢佐木町	伊勢佐木町一丁目	三、三、三	〃	三、三、三	反町	青木町	〃	三、三、三
平 沼	平沼町三丁目	三、四、五	〃	三、三、三	南太田町	南太田町	〃	三、三、三
元 町	元町五丁目	一、五、二、三、六	〃	一、五、二、三、六	間	浅間町	〃	一、四、二、三、六

六六〇

三、應急施設（其の三 横須賀、小田原、鎌倉其の他の罹災局）之等の地方に於ける局舎及電話設備の大部分はいづれも焼失して其の機能を失ふに至つたことは勿論である。應急施設としては東京横濱と同様に、先づ市外電話を開通して東京横濱其の他附近密接の關係ある地方へ連絡を採り、次で假局舎に單式交換機を裝置して重要加入者を先に開通する等東京横濱と大體同一方針の下に施設された。特に横須賀は軍港地であるから九月五日には官公署に臨時官署用電話を開設した。そして十二年度末には横須賀に於いて加入者二百三十九名、市外線七回線、小田原に於いて加入者二百二名、市外線十二回線、鎌倉に於いて加入者百三十一名市外線七回線を開始した。

其の他の罹災局に對しては應急措置として大體從來の施設を全通せしむることに努め、十二年度末には事故加入者を除く全部の加入者及市外線を開通した。

四、應急施設經費及従事員の活動 叙上の應急施設をなすがために、責任支出を以て十二年度に投せられたる經費は電信の分とを併せて千三百六十七萬七千餘圓である。

本省及東京逓信局管内従事員の中には肉親を失ひ、又は負傷したる者、或は家屋を倒壊され家財を燒燼せるもの、其の他有形無形の損害を蒙らざるものがない有様であつて、其の勤務する場所は僅に數名を容るに足る天幕或は簡番

にして、雨は洩り、風塵にまみれつつ執務する状態であつた。此の間餘震は晝夜間斷なく起り、人心恟々たる中にありながら之等の痛苦と缺乏とを物ともせず、能く忍び能く耐へ、晨朝暮夜交通危険の道路を徒歩往復して炎熱と灰塵とに苦しめられ時には深夜夜道を阻まれ、時には夜警のため徹夜するの餘儀なきに至ることありて、疲労と困憊の極に達しながらも、唯一念通信機關の回復を速かならしめんとして極度の緊張振を示し、實に涙ぐまじき程の勇敢なる働振りを現はし、公務に盡瘁したる犠牲的精神は誠に賞讃特筆に價するものがある。又東京以外の各逓信局よりは應急措置に必要な器具材料を急送されたのみならず、多數の従事員を派遣して應急施設に盡力せられた。之等の應援者は未だ震動止まざる九月三日既に帝都に到着したのもあれば、又途中線路を補修しながら上京したるものなどあつて殆ど寢食を忘れ、困苦と戦ひ、努力せられたのである。今左に九月三日乃至十月一日迄の技師以下技工、工手の應援者數を掲ぐれば左の通りである。

逓信局名	技師	書記	手工	員技	工工	手計	逓信局名	技師	書記	手工	員技	工工	手計
名古屋	一	一	一三	一〇	一〇	二三八二七二	臺	三	一	一	五	四	九六一一九
大阪	二	一	八	一七	一三	一八〇二二	幌	二	一	三	一	一	五一五六
廣島	二	一	一	一	一	六二七〇							
熊本	一	一	一	一	一	八二一三							
計													

五、復舊施設

(一) 復舊計畫 應急施設により開通したものを除きたる不通加入者及市外線は、之を十三、十四の兩年度に互つ

て開通し、其の整理工事を十五年度に施工する計畫を樹て、之が復舊費九千萬圓を第四十八通常議會へ提出した。然るに議會は解散となりしを以て、十三年四月より七月迄の所要額八百九十六萬四千六百二十七圓を責任支出として引續き工事を進め、夏季の第四十九臨時議會に於いて、八月以降十五年度迄三箇年の繼續事業として殘額八千三百三萬五千三百七十三圓(十三年度割二千五百十三萬六千九百三十三圓、十四年度割三千六百六十五萬一千五百四十六圓、十五年度割千九百二十四萬六千八百九十四圓)の協賛を得、著々進行した。而して加入者及市外線は當初の計畫通り、十四年度中に全部開通することが出来たが、整理工事の方は帝都復興事業と關聯して施行をするの必要上局舎の新築、地下線修理工事等は復興事業たる街路擴張及土地區劃整理が捗らざるために昭和三年度迄二箇年間繼續年度を延長するの餘儀なきに至り、此は又昭和四年度へ繰越し、震災後六年有餘の歲月を経て、此の大事業を遺憾なく完成したのである。

(二) 復舊狀況 今各年度に於ける復舊狀況を擧ぐれば左の如くである。

(イ) 市内電話

局名	震災前		大正十二年度		同十三年度開通數		同十四年度		同十五年度	
	加入者數	不通加入者數	應急開通數	七月迄	八月以後	開通數	開通數			
東 京	八三、〇七九	八三、〇七九	二六、五三九	一一、三八二	二八、六六五	一五、二二九	一、二六四			
横 濱	一〇、四八三	一〇、四八三	一、〇七九	二、六二九	五四八	五、九三六	二九一			
横 須 賀	一、〇五四	一、〇五四	二二九	六〇〇	二一五	—	—			
小 倉	七五五	七五五	二〇二	四五〇	一〇二	—	—			
鎌 倉	三七四	三七四	一三一	二四三	—	—	—			

局名	震災前回線數	不通回線數	大正十二年度應急開通數	同十三年度開通數	同十四年度開通數
東 京	三一八	三一八	一六四	二六	八八
横 濱	一一一	一一一	三四	一	三八
小 倉	二四	二四	一二	—	三
横 須 賀	一一	一一	七	—	二
鎌 倉	四七六	四七六	二二四	三一	一三六
計	—	—	—	—	—

(ロ) 市外電話

備考 十五年度開通加入者は全部事故加入者とす。

局名	震災前回線數	不通回線數	大正十二年度應急開通數	同十三年度開通數	同十四年度開通數
東 京	六、八二九	六、八二九	六、八二九	—	—
其の他の普通局	一〇二、五七四	一〇二、五七四	三五、〇一九	一五、三〇四	二九、五三〇
特 設 局	七、四七六	七、四七六	七、二六〇	二一六	二一、一六六
合 計	一一〇、〇五〇	一一〇、〇五〇	四二、二七九	一五、五二〇	二一、一六六

(ハ) 電話局の復舊開通

局名	復舊開通年月日	交換方式	記	事
東 京	大正一二、九、二九	手 働		
小 倉				

高輪	青山	牛込	元丸ノ内	四谷	浅草	銀座	浪花	墨田	京橋	本所	下谷	神田	茅場	丸の内	日比谷	芝罘	横濱	本郷	長者
大正一二年、九、二九	同	同	大正一三、二、一一	一三、三、二〇	一三、一〇、五	一三、一〇、二六	一三、一二、七	一三、一二、二一	一五、一、二〇	一五、一、二五	一五、三、一八	一五、三、二〇	一五、三、二八	昭和一、二七	二、五、二九	二、七、三	同	同	同
手動	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(三) 復興事業に伴ふ移轉 此の大震災は誠に悲むべき大悲惨事であつたが、一面から云へば土地區劃整理並に街

元丸ノ内局を大手局の名稱を以て開始せるも昭和二年五月二十九日廢止さる
 昭和四年十二月八日自動に改式さる
 濱町局舎により浪花區を復活す
 元濱町堀留を茅場町の名にて開始
 大手區を丸ノ内、日本橋に分割

路改良を斷行する絶好の機會なりとして、東京に於いては總面積約九百二十萬坪の土地區劃整理と品川より銀座の東裏を経て千住方面に至る南北縱斷の幅員三三米乃至四四米の道路と又九段より兩國橋を経て龜戸に至る東西横斷の幅員一五米乃至三六米の道路を始めとして百七十餘線、總延長約二百五十餘軒の道路が新築改良せられた。又横濱に於いては約百萬坪の土地區劃整理と二十三線約四十三軒の道路が新築改良せられたる外、東京横濱兩地とも河川運河等改修の結果、之に伴つて本省所管の電信電話線路及加入電話機等移轉の必要あるものが相當多數に上つたのである。此の移轉工事は前に述べたる復舊工事の豫算とは全然別に、直接復興局の工事として執行せらるることとなり、實際の施工と所要物件の購買供出を逕信省に依託して大正十四年度より昭和五年度に至る六箇年に互つて施工されたのである。今其の工程と經費とを擧ぐれば左の通りである。

(イ) 移轉に要せし經費

年度別	東	京	横	濱	計	年度別	東	京	横	濱	計
大正十四年度		五七、〇七六		三三三	五七、三九六	昭和四年度		九七一、七七九		二五、四〇五	九九七、一八四
昭和元年度		一三八、〇五一		九、三三四	一四七、三八五	昭和五年度		五八、八二三		一	五八、八二三
二年度		四一六、七九九		一六、三六〇	五八三、一五九	計		三、〇九七、〇四五		三五九、八三三	三、四五六、八七六
三年度		九四六、五四六		一五、四一〇	一、〇四、九五七						

(ロ) 移轉工程

種別	年 度					計
	大正十四年度	昭和元年度	同 二年度	同 三年度	同 四年度	
裸線 延長(杆)	七三	三一四	七一四	一、六五四	一七八	四四
電 柱(本)	六二六	二、二三九	四、五六五	四、九三五	六、七〇六	三一七
架空ケーブル心線延長(杆)	五三七	二、〇〇二	四、九〇三	一〇、四〇三	六、一九六	五五五
地下ケーブル心線延長(杆)	二、三一五	二、三〇一	四、四五〇	一七、八〇三	二六、三〇九	六、八七〇
地下管路延長(杆)	五	八	一一	二一	一、二三九	五
加入者移轉(名)						一、二四四
						四五
						二、九七七
						一九、三八八
						二四、五九六
						六〇、〇四八
						四四
						二、九七七

(四) 復舊上の新味 復舊に當つては單に震災前の状態に恢復する程度の施設を以て満足せず、大震災に鑑み幾多の改良と新規の施設を加味して、帝都の復興に應はしき設備を施したものが少くない。即ち局舎の設計は被害の實況に徴し、全部鉄筋混凝土建となし、局内装置地下線容量は從來調査し來つたる基本計畫に依つて帝都復興に伴ふ都市の發達に備ふることなし、或は自動交換を採用し都市の美觀上批難せられたる架空配線を避くるため成るべく地下式配線を施すこととし、都市の發達に伴うて屢々問題になつた近郊の市外線を地下配線に改めたる外、架空ケーブル配線による裸線の撤廢、弱電流線の統一、共同溝の使用、街路内構造物配置標準の適用等相當に多いのである。以下其の顯著なるものに對して詳述する。

(イ) 自動交換の採用

類焼電話局の内墨田、淺草、濱町(堀留を含む)、銀座、丸の内の各局は、相當修繕さへ施せば局舎は再用可能にして他局よりは速に交換機能を復舊し得らるる譯であるから、極力修覆の進捗に努むると共に局内装置用機械類の購入及装置工事の設計に著手した。當時歐米各國の出張より歸朝せし臨時電信電話建設局第三課長米澤技師の唱導により復舊交換機に就いて種々調査したる結果、從來の手働式による場合は將來加入者が増加したる場合に交換作業能率の低下、年經費の増加、交換手の採用難、土地建物費の増嵩等種々不利益の伴ふものあるを以て、歐米諸國にて發達しつつある自動交換機を用ふれば接続の迅速正確、秘密の確保等「サービス」の向上を來すは勿論、前述の如き缺點を解決するに最適當の機會にして若し一度手働式で復舊せば他日之を自動式に変更することは容易ならざるを以て、此の際自動交換機を採用して復舊することに決定したのである。然れども自動交換機は當時輸入品なりしを以て、之が納入迄には比較的長日月を要することに反し手働式の交換機は凡て内地製にして之が製造業者たる日本電氣及沖電氣は類焼を免れたので比較的早く購入することが出來た。依つて電話の開通を焦眉の急としてゐる其の際は局舎の修覆が割合に早く出來たる前記の分局は矢張り手働式にて復舊することになつたのである。故に局舎の新築を必要とする京橋、本所、神田、下谷、浪花、本局、芝、九段の各分局は、局舎の完成迄に自動交換機を外國より購入することとし著々設計を進め、大正十五年一月我國最初の自動局たる京橋、本所、二局を開始し、同年三月下谷、神田、茅場町の三局を、續いて昭和二年一月九段、同年五月日本橋、丸ノ内、同七月芝を各自動式にて開始した。又淺草は一旦手働式にて開始せるも、其の後に至り區劃整理のため移轉の止むなきに至りたる結果、昭和四年十二月自動式に変更され、茲に帝都活動の核心たる銀座、浪花の二局を除きたる全部は何れも自動式にて復舊せられ「サービス」の改善其他に

於いて全く面目を一新したるの感を與へた。

横濱も東京に於けると同様に大正十五年三月には、本局、長者町の二局即ち全部の加入者が自動式となり貿易港に應はしき施設に改善された次第である。因に東京に於ける自動交換機は六數字の「ストロージヤ」式であつて丸ノ内、日本橋、芝、淺草局は米國 A E I 會社製のものであり、其の他の局は英國 A T M 會社製のものである。又横濱に於ける自動交換機は獨逸「ジーマンハルスケ」會社製の「ジーマン」式である。今東京丸ノ内の一角に巍然たる五層の大館は之實に本邦最大の電話局舎であつて、曾て震災のため跡方もなく壊滅したる東京中央電話局舎の再現であるが、其の内部の規模に至つては實に雲泥の差がある。即ち装置機械の最終容量は丸ノ内、日本橋の兩局共加入者各一萬名に近く、又市外交換機は百四十餘臺であつて市外線數百回線を收容することが出来る。

(ロ) 近郊市外線のケーブル化

震災前に於いて帝都に集中したる市外電話回線は東京横濱間は地下ケーブル線路であつて其の他の各方面は大部分架空線路であつたが、被害の甚大なりし實況に鑑み、且つ多數の回線を一時に復舊する場合にケーブルの採用は經濟上最も得策であるのと、又一面都市近郊地の發展に伴ふて、大なる容量を有する架空線の存在は大いに考慮を要すべき問題であるから、此の際全部ケーブルに改むると同時に、市内は全部地下に收容して架空線の存置を絶つた。即ち東京千住間約七杆に百四十對ケーブル、東京岩淵間約十五杆に百八十六對ケーブル、東京蕨間約十九杆に二百六對ケーブル、東京日野間約四十杆に「東京中野間百八十六對ケーブル」中野田無間百十四對ケーブル、田無日野間五十對ケーブル、東京大森間約十四杆に百八十六對ケーブル、東京市川間約十八杆に百八十四對ケーブル、東京横濱間

約三十四杆に百四對ケーブル（在來のものを修理）を布設した。而して此はいづれも重信鉛被ケーブルであつて各約千八百三十米毎に裝荷線輪を裝置し、長距離通話に適するやう布設され、從來に比して大いに面目を一新された。

(ハ) 地下式引込の採用

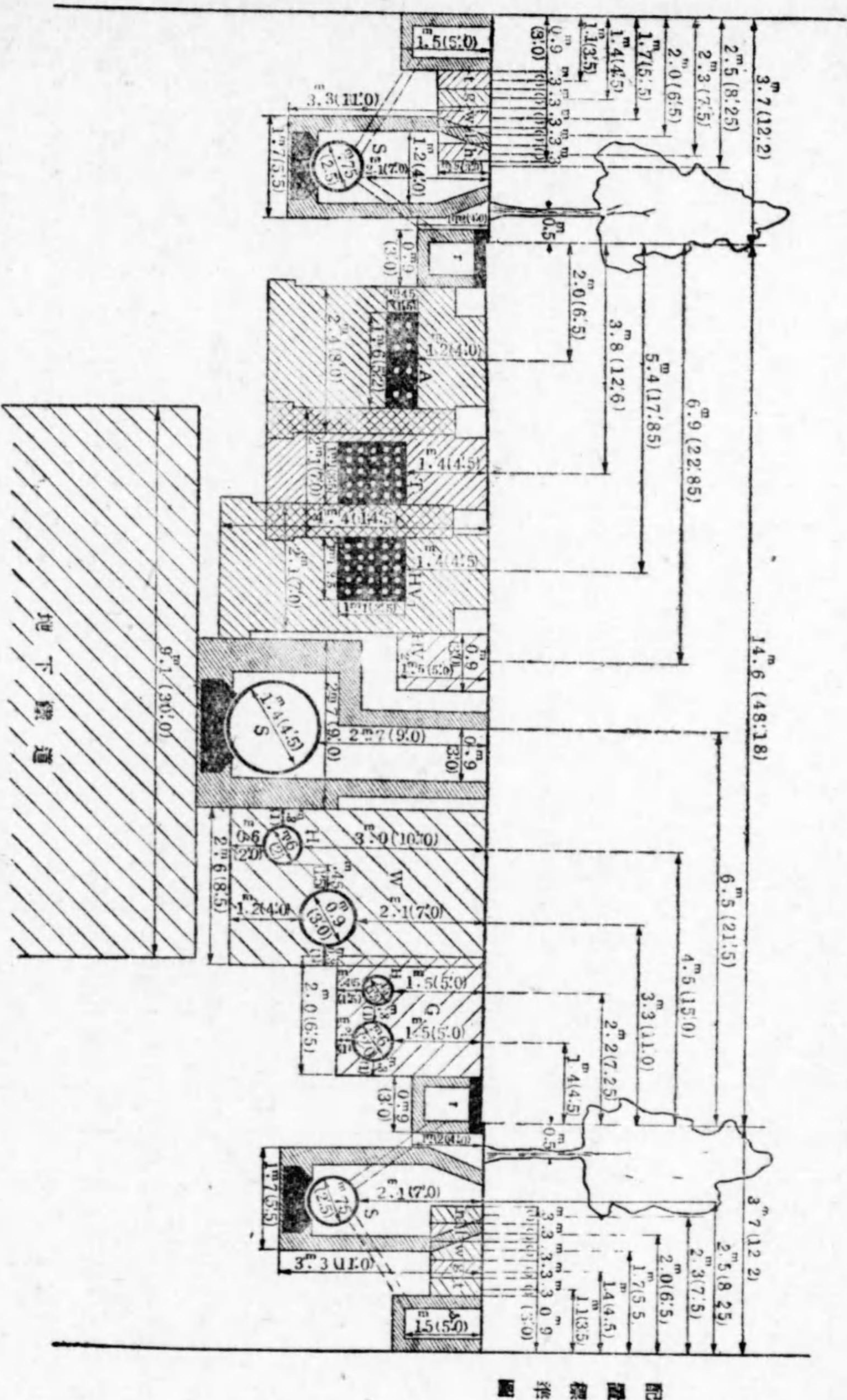
復興に伴ふ都市の美觀を考慮し、重要街路には架空線の建設を出來得る限り避くる方針にて、東京に於ける丸ノ内、濱町通、銀座通、横町通、昭和通及上野、和泉橋、淺草橋、須田町廣場と横濱に於ける關内、伊勢佐木町通、税關構内の如き殷盛地域の加入者線は全部地下より配線して架空線は路上から其の姿を隠したことは前述の如くである。

(ニ) 架空ケーブル配線

矢張り前記の都市の美觀と云ふ點及交通の支障經濟上等の點から加入者の比較的密集してゐる地域に對して東京に於いては互長約一九、五杆、横濱に於いては互長約六、二杆、横須賀小田原等に於いても一部を架空ケーブル配線によつて復舊したことも前述の通りである。

(ホ) 弱電流線の統一

路上に於ける弱電流線として道路の同じ側に電信電話用警察用水道用等の電柱が林立してゐるところが相當多いので、之を整理統一する必要上、十數年前から専用電話規則とか私設電話維持受託規程などを設けて、此の實現に努め來り、加入區域内にある箇人施設の私設電話は悉く加入電話若くは専用電話に變更されたけれども、他官廳及公共團體施設のものとは種々の事情があつて、容易に整理統一が出來ずゐるのである。そこで東京市内櫻田門、虎ノ門間は復興に伴ふ道路擴築を機會として警視廳、宮内省、文部省、内閣、陸軍省、海軍省の線路を昭和元年度に於いて全部



逓信省の線路に合併添架することとなり、弱電流線路統一の緒に就いたのである。

(五) 街路内構造物の配置標準

道路上下構造物の多い場合には道路上及道路下を占用する工作物の位置を道路の廣さと構造とに應じて相當に調整することは極めて必要である。そこで東京市主催の下に逓信省を初め、各事業者が集つて協議を進めてゐたのであるが、復興計畫の著手と共に復興局が主催となつて各事業者と協議したる結果、大正十四年六月に街路内構造物配置標準を制定し、之に依つて電柱の建設、地下線の布設等が行はれたのである。斯くの如き標準は歐米各國に於いても未だ行はれないに拘はらず、我國に於いて先鞭を着けたと云ふことは大なる成功であつて、復舊の新味として見逃すことの出来ない施設の一つであると思ふ。

(六) 共同溝

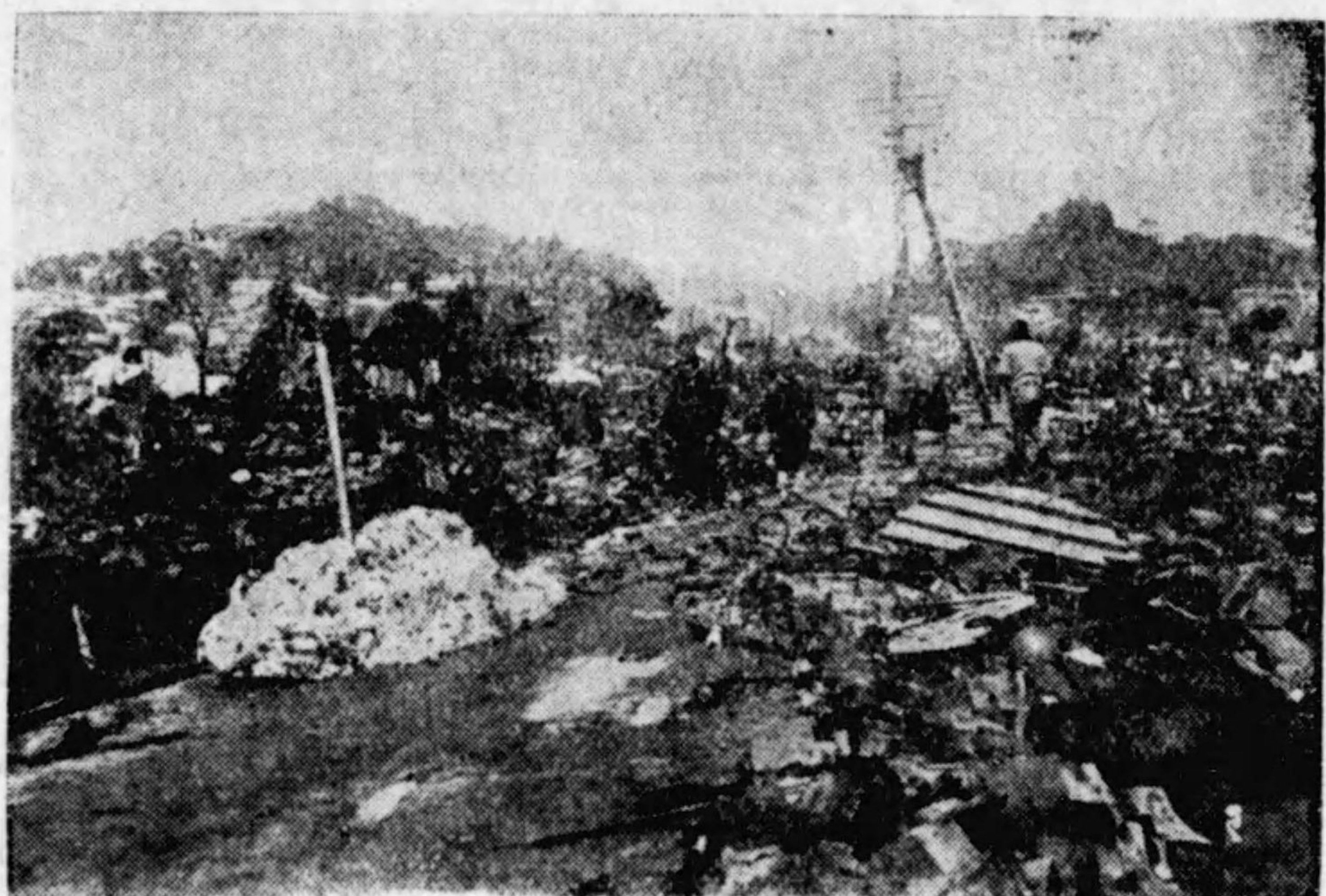
大震災直後の復興計畫では東京市内の地下埋設物は共同地下管路を作つて下水道を除く各工作物を全部之に收容する議も起つたことであるが、各事業者の所有權、費用負擔、豫算關係等各様の事情もあつて、僅か試験的の意味を以て九段坂と濱町通、横町通の三箇所に復興局に於いて共同溝を作つたのみである。當省の地下線も勿論此の中に收容されたのであるが、之も亦復舊工事に伴ふ新規施設の記念すべき一つである。

敘上の如く復興事業の完成には一億圓の巨費と六箇年の歲月とを費して幾多の苦心と努力とを拂つたのであるが、之がために劃時代的の施設を後世に傳ふことを得るに至つたのみならず、將來の事業經營に對しても、再び得難い貴重なる體驗を積んで、事業上得るところ多大なるものありしを確信する次第である。

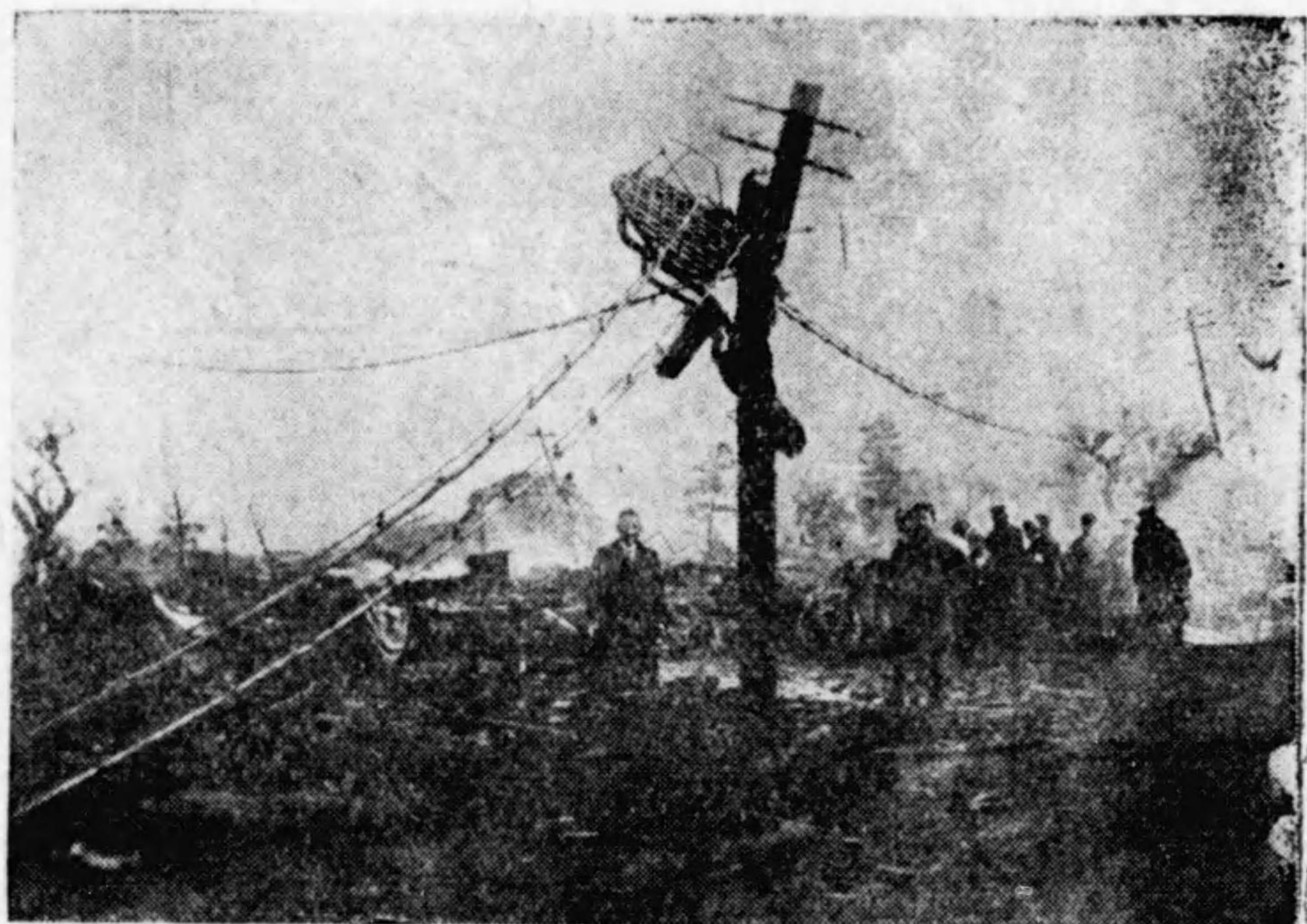
第二款 其の他の震災

一、大正十四年但馬地方の震災 五月二十三日午前十一時十分兵庫縣城崎町を中心とする十數里に亘る激烈な地震があつた。而して此の震源地に近き城崎、豊岡、津居山地方では多數の家屋が倒壊したばかりでなく、豊岡、城崎の兩町は遂に火災を起して、豊岡は町の三分の一、城崎は全町殆ど烏有に歸したのである。従つて局舎を初め線路機械も類焼の厄に罹つて、電信電話は全部不通となつた。豊岡に於ける焼失及倒壊加入者は百七十二名、電柱の焼失八十本、ケーブルの焼失三、五杆、單式交換機の焼失四臺、小市外交換機の焼失三臺、又城崎に於ける焼失加入者百三十六名、焼失電柱六十八本、ケーブル一、二杆、單式交換機の焼失二臺等が主なるものであつて、之が復舊に要したる經費は約十萬圓である。

二、昭和二年三月奥丹後地方震災 昭和二年三月七日午後六時二十八分に起つた激震は丹後の國一圓に亘つて暴威を振り、同時に地震に付きものとも云ふべき火災を起し、死傷者九千四百餘名、倒壊家屋九千二百餘棟、内焼失家屋二千五百餘と數へられた。其の罹災程度は大正十二年九月の關東大震災と比べて被害の程度こそ多少の差はあるが、地震其のものによる直接慘禍の程度は遙かに深刻なものであつたと云はれてゐる。之がため我が通信機關も、或は破壊され、或は烏有に歸して全く其の機能を失ふに至つた。今其の被害就中電話被害の跡を如實に物語るために、主なる局の被害調査と實況の寫眞とを掲げて見よう。



狀慘の跡災火震町山峰



狀慘の跡災火震の町野大口

被害調査書

局名	局舎被害	焼失竝に倒壊加入者數(名)	焼失竝に損傷交換機數(臺)	同電柱數(本)	同腕數(本)	ケーブルに損傷延長(里)
峰山	燒失	一六六	四三	二〇	五八	〇、三
加悦	燒	五四	一	一〇一	二七六	〇、五
網野	全壞	六八	一	一二〇	三二三	〇、二
口大野	半壞	一〇	一	一〇	二七	〇、一
四辻	全燒	三八	一	一五	八六	〇、一

以上の外岩瀬、河邊、石川、間人、溝谷の各局に於いてケーブル線條等の損傷により、加入者二百名不通となりたるも比較的輕微なりしを以て記載を省略する。又市外電話線の被害として、電柱の焼失損傷六十本、腕の焼失損傷六十一本、線條斷線百五十箇所、不通市外線三十回線であつた。此の地震は近畿地方でも相當激しかつたので大阪通信局では夜中一同登應して其の状況を調査すると共に、通信機關の連絡に對し、應急の措置を講ずるため多數の従事員を派遣し、又復舊用の器機材料を急送して電信電話の開通に全力を盡した。當時春とは云ひ奥丹後の山野には積雪尙三尺乃至五尺もあり、更に八日夜より激しい霰となつたため應急作業の進捗を妨げらるること甚しく、従事員の惡戰苦闘は實に言語に絶した。而して前記の加悦、四辻、口大野局は三月九日より、峰山、網野は三月十日より、天幕張の假局舎にて通話事務を開始した。尙、引續き加入電話の開通に努め、天幕張若はバラック等の假局舎に交換機を据

付け、三月十二日より加悦、十三日より峰山、網野、十四日より口大野、十七日より四辻の各局加入電話の交換をも開始した。引續き復舊工事に移つて、翌年の三月即ち年度末迄に全部を完了した。而して此の震災復舊工事のため費やされた經費は電信の分をも併せて、應急開通費三萬餘圓、復舊費約十四萬七千圓であつた。

三、伊豆地方の震災 昭和五年十一月二十六日午前四時二分に曉の夢を破つて稀有の大地震が襲來し、伊豆の北部及箱根地方に大なる惨害を與へた。併し其の發生が未明であつたために火災の伴はなかつたことは天佑とも稱すべきであつて、焼失の家屋が僅かに七十餘戸に過ぎなかつたのである。震災地に於ける家屋の倒壊は約千六百戸、半壞四千七百戸、死傷者の數三百六十餘名と云はれ、其の内被害の最激甚であつたところは箱根町及伊豆の長岡、葦山、大場などであつて今之等の各局に於ける電話設備の蒙つた被害の状況を擧ぐれば左の通りである。

(一) 局内装置竝に市内電話線路

局名	局舎被害	不通加入者數(名)	損傷交換機數(臺)	電柱の挫折數(本)	ケーブルの損傷數(軒)
箱根	倒壊	四〇	二	一〇	〇、八
長岡	〃	一〇六	一	一〇	一、二
葦山	〃	四五	一	一	〇、三
大場	〃	八四	二	二	〇、五
計	局	二七五	八	二二	二、八

三島局に於いて交換機の轉倒、修善寺局に於いて山崩のための交換機の浸水、伊東町に於いて火災による架空ケー

ブルの焼失、其の他の局に於いてケーブルの損傷、線條の切斷等による故障のために二十九局に互り、加入者五千六百八十餘名不通となりたるも之等はいづれも發生後一兩日中に開通せし比較的輕微のものにつき記載を省略する。

(二) 普通市外電話

種 別	數	種 別	數	種 別	數
電柱の傾斜	四三四本	支線の切斷並に拔上り	九〇條	線條斷線	九五〇條
電柱の挫折並に轉倒	一一本	腕の損傷	二〇本		

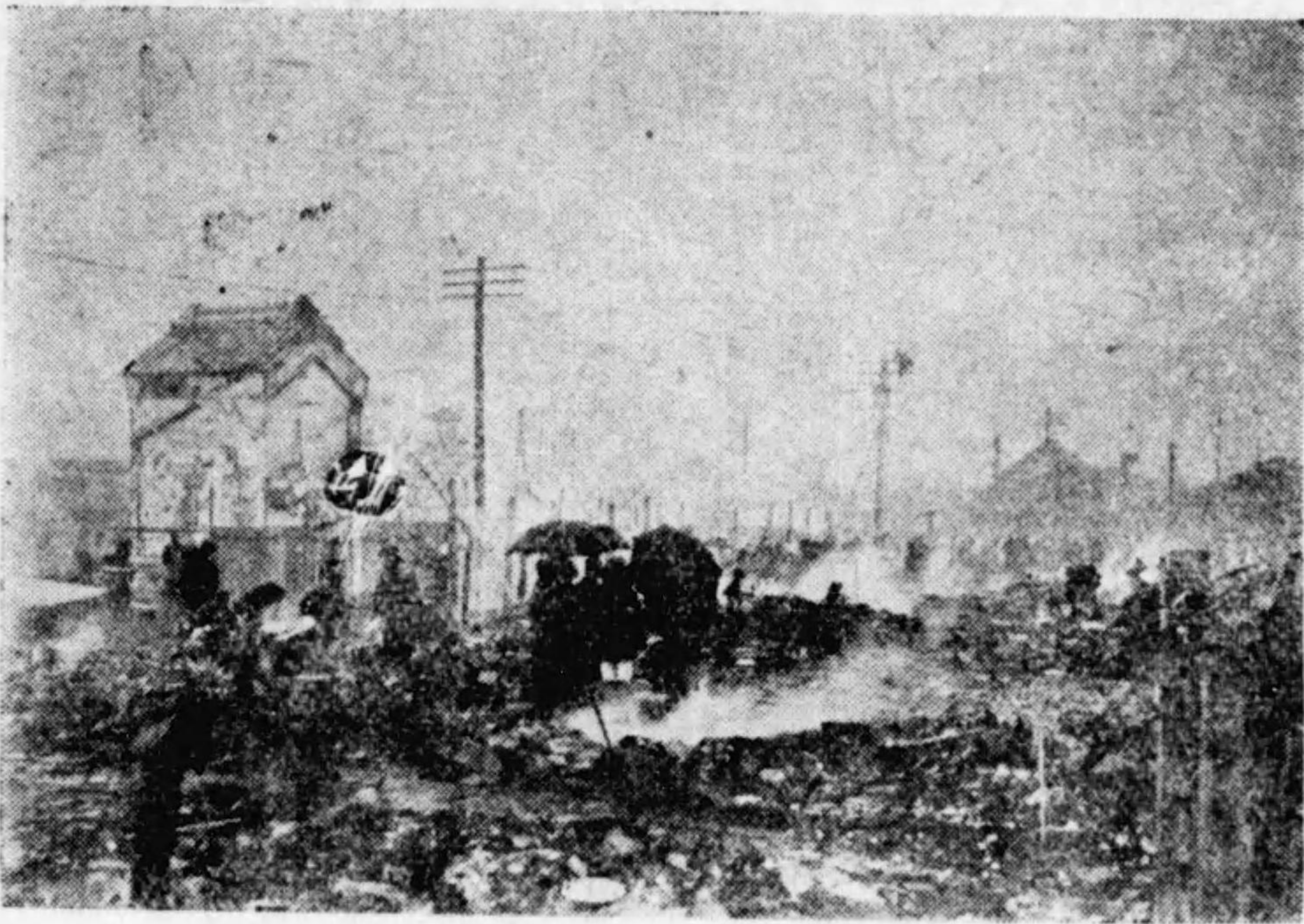
(三) 長距離ケーブル線路

種 別	數	種 別	數	種 別	數
電柱の傾斜	四五本	ケーブル捻回	一九箇所	鐵管路の損傷	〇、一杆
支線の切斷	五條	人孔破損	一三個		
線輪轉倒	一八個	一八對重信ケーブル損傷	三箇所		
			〇、六四杆		

此の地震は箱根蘆の湖より鐵道熱海線のトンネル開鑿を以て有名なる丹那盆地の中央に至る大斷層を震源とする關係上、流石に堅牢を誇る長距離ケーブルも蘆の湖附近にて該ケーブルを收容する地下管路が破損したるためケーブルは五箇所も折損し、茲より浸水したるのみならず、外層の心線が大部分斷線したるを以て名古屋方面及京阪神地方を連絡する重要市外線は全部二日間も不通となり、東京より大阪方面への放送有線中繼も不能となつたのである。併しこの苦き試練により、斯かる火山脈帯を通過する線路としては、鍍装ケーブルが寧ろ安固なること、テストジョイン

ト點の人孔は可成避くること、裝荷線輪動揺防止を施設すること、豫備ケーブル分置を理想とすること等將來改善すべき幾多の貴重なる經驗を得た次第である。激震に伴ひ、我國に於ける東西の大動脈とも云ふべき電信市外回線が全部不通となつたので事態の重大なるを慮かり、時を移さず東京横濱及静岡等より吏員三十餘名、技工傭人百二十餘名を出して二手に分ち、小田原と三島の兩方面より障礙點の探索應急修理に従事せしめた。漸次被害の情報を得るに従ひ、道路の破壊山崩れ等にて材料の運搬は勿論、通行さへ困難にして回復が容易ならざることを知つたので、更に吏員三十名、技工傭人百三十名を増派し、徹宵應急修理に努めたる結果、兎に角同日の夜半迄には普通市外電話四十八回線中大半を開通せしめ、又長距離市外電話ケーブルは前述の如き損傷數箇所に互つて、人孔内の溜水激しく、路面を掘鑿するも土砂は濃み、従つて作業の進捗を著しく妨げられた。然れども當時箱根局には豫備ケーブル一巻ありしを以て、之を切斷して、不良部分の引替へに利用することを得たので、非常に好都合であつた。此の新引替へケーブルには豫備ダクトなきにより、應急策として、路端を掘鑿し、ツツクを捲いて布設し、保護のために上部に板の覆ひをした。

斯くの如くして二十七日午後六時迄には長距離ケーブル内に收容の各回線を一先づ全通せしむることが出来た。又一方市内電話は各地に吏員及技工傭人を派遣して、線路機械の應急修理に努め、被害の輕微なる局は震災後間もなく開通し、交換機の轉倒した三島局は同日午後二時迄に、局舎の浸水せる修善寺局は二十七日中に、局舎の倒壊せる箱根、葦山、大場、長岡等の各局は何れも假局舎に於いて二十八日中に、罹災加入者の一部を除いて全部開通を見ることが出来た。而して此の應急工事修理に費したる工事費は電信の分をも併せて約九萬圓であつて、その復舊は電信の



新吉原の大火の惨状(明治四十三年)

分をも併せて十一萬六千餘圓を投じ、昭和六年度に於いて完成したのである。

第二節 火災

一、明治四十三年東京吉原の大火 四月九日白晝午前十一時頃吉原遊廓内より發火し、折柄強き西南風に煽られ、僅二時間餘にして西は田中町より千束町三丁目、東は隅田川畔、北は常磐線の鐵道線路迄を甜め盡した。火足が非常に早かつたため電話機の持出しは一箇もなく、不通加入者四百名を出した。そして焼失加入者の立退場所は市内の各方面に散在したため、架空ケーブルが行き渡つてゐない當時に於いては豫備線が殆どなかつたために其の開通に困難をした。

二、明治四十三年青森の大火 五月三日青森市の西端から發火し、折柄の烈風に僅數時間の内に全市九千戸の内七千五百十八戸を烏有に歸した。従つて局舎及通信機關も總て灰燼と化してしまつた。此の時焼失したる電話柱の數は三百三十一本と稱せられた。電話は火

難を免れたる傳習生養成所の二階の一室を借り受けて、災後六日目の九日より交換を開始した。

三、明治四十四年東京神田の大火 二月八日午前二時頃神田三崎町より出火し折柄の強風に煽られて、猿樂町、神保町、錦町などを焼き拂ひ、鎌倉河岸で漸く止まつた。此のために當時八線用七本を取附けて此處を通つてゐた市外線と、加入者約五百名とが不通となり、市外線の開通迄に五日間を要した。此の火災にて加入者より取外したる電話機約四十箇を一ツ橋郵便局に預け、更に他の方面の焼けんとする加入者の電話機を取外してゐる間に、遂に一ツ橋局も焼けてしまつたと云ふやうなこともあつた。

四、大正七年水戸の大火 三月二十五日午前九時頃上市奈良屋町中央部より發火し水戸市の胴體部を焦土と化した。其のため局舎も類焼して通信機關が全く杜絶してしまつた。電信や通話事務は間もなく開始されたが、加入電話の交換は赤十字社支部内の假局舎にて四月一日に至り漸く全通した。此の大火に就いて思ひ出さるることは應急開通後間もなく水戸の警察署より、鉛屑約二百貫價格約百五十圓の下げ渡書を持參し、出頭せよとの通知があつた。其の事情を聞いて見ると水戸の大火と聞くや、東京より古物商五名が夜行列車で到着し、人夫二十餘人を使つて、焼落ちたる鉛被ケーブルの鉛を土と共に掻き集めて俵に入れたるもの二十幾俵を東京へ發送せんとする準備中に警察署に押收されたのであつた。此の下げ渡を受け、土を洗ひ落し坩堝に入れて溶解し鉛塊を作りしに約六十五貫もあつて、人夫賃木炭代等を差引くも時價六十圓程の鉛代を得たと云ふ逸話が殘されてゐる。

五、大正十五年十二月沼津の大火 十二月十日沼津市内に火災が起り、目抜き場所千四百戸を燒燼し、翌十一日に至り漸く鎮火した。之がために局舎も類焼し、電話線路機械を烏有に歸した。即ち加入者の焼失數百六十九名、電

柱の焼失數百八十九本、市内交換臺焼失十二臺、市外交換臺焼失七臺であつた。之が應急開通には七萬餘圓を要し、本復舊のためには局舎並に電信の分をも併せて十五萬餘圓を要した。

六、昭和二年旭川局の火災 暮の二十八日午前四時旭川局電話分室より出火、直列交換機七臺大市外交換機七臺を初めとして、局内の機械類を全部焼失した。何分市内外電話の最も頻繁に使用せらるる年末のこととて、之が復舊に焦慮し市外線及重要加入者より順次開通しつつ、罹災後十二日目に至つて加入者千九百十五名、市外線三十一回線を全部開通した。此の復舊工事中最も苦心したるは、假局舎に連絡するために吹雪と闘ひつつ骨身も通さんとする寒氣凛冽なる深夜を徹して、尺餘の氷雪を除き凍結したる道路を掘鑿しつつ地下線を布設せねばならぬことであつた。之が復舊には局舎を除き十二萬七千餘圓を要し、昭和六年六月二十八日從來の直列式から自動交換方式に復興された。

七、昭和三年弘前の大火 四月十八日午前十一時二十分弘前市富田大通より出火して數時間内に約一千戸を灰に歸した。局舎は類焼を免れたが、加入者百五十名、電柱百六十本、腕四百十本、ケーブル二百八十米、公衆電話所一箇等を焼失し、之が復舊に三萬餘圓を要した。

八、昭和四年十二月大阪名吳橋下の船火事 市内電話の火災は家屋の焼失に伴ふ類焼とのみ思はれたが、二十九日夜半に大阪名吳橋下繫留中の石炭を積んだ團平船より發火し、同橋裏に添架してあつた千二百對地下ケーブル三條、六百對地下ケーブル三條、四百對地下ケーブル一條を焼失し、加入者二千七百名、中繼線百十四回線を不通にした。時恰も歳末に當り電話の最も使用さるる時節であつたから頗る雜踏を極め、警察官の臨場を乞うて漸く事なきを得たのであつた。此の事件によつて、將來は斯かる地點に對し特殊設備の對策を研究する必要があると云ふ良き經驗を得た。

九、昭和五年福山局の火災 一月八日午後八時十五分福山局電話分室の階上交換手宿直室天井の一隅より發火し、階上階下の大部分を焼き拂ひ、直列交換機四臺、大市外交換機七臺を初めとして局内設備を焼失毀損し、加入者九十名と市外線全部とを不通にした。之が復舊には局舎を除いて約五萬圓を要した。

十、昭和十二年秋田局の火災 十二月二十七日午後二時頃秋田郵便局々舎より出た火災は、折柄の風速十五米に達する猛吹雪のために消防も意の如くならず、遂に局舎並に附近の家屋數戸を全焼し漸く午後六時半鎮火した。このために電信二十四回線市外電話四十七回線市内加入者回線千四百十九名は全部不通となつた。是が應急復舊のため局前の舊有隣生命保險會社に市外電話回線の大部及重要加入者回線を收容して取敢へず開通せしめ、一方三百米許り距つた物産陳列館に晝夜兼行で工事を急ぎ、僅か二日半にて設備を完了、一月一日午後六時迄に全回線を開通せしめた。

第三節 風 水 雪 害

一、明治四十三年八月關東地方大洪水 明治四十三年八月八日に關八州は有史以來の大洪水に襲はれ、流石の大平野も一面の泥海と化し、隅田川の氾濫は下町方面全部を濁流の中に浸してしまつた。之がために部内の従業員も其の禍害を蒙りたる者實に三千餘名の多きに達し、中には家屋を流され、或は浸水軒に達して、一家は離散するの悲愴名状すべからざるものがあつた。

鐵道は東海道線を初めとして、信越、東北の兩線其の他の各線とも全部不通となつて、交通は全く杜絶され、郵便

は解船にて配達され、各地行き郵便物は横濱より航送されたやうな始末であつた。然れども電話線路及機械の蒙りし障碍は風雪の場合に比較して甚だ少なく、通話不能に陥つた加入者は割合に少數であつた。けれども市外電話線路は幹線路丈で二百十四本、枝線路を合せると四百八十一本の電柱が挫折し、東京を中心として各地方に到るため市外電話線百回線の内五十四回線が不通となつた。之がために全通までには短きは五十分、長きは百四十五時間もかつたのである。其の頃東京に於ける電話交換局の原動力は瓦斯に依つたのであるが、十三日には深川工場の瓦斯レトルトに浸水したるため、本局の發電機を初めとして、芝、下谷、其の他各局の發電機は其の用をなさなくなつた。依つて早速豫備用である東京電燈會社電力の供給を仰ぎ、又下谷、番町兩交換局には十三日午後新に電力設備を施す等臨機の措置を講じたため、幸にして通話の杜絶を免れたのであつた。八月十八日には被害者の收容所である、本所、明德、横川、茅場各小學校等に自動電話を設置して、被害者の便に供した。

二、大正六年東京本所電話分局の水害 九月中旬以來降り続いた雨は二十八日より豪雨となり、三十日より暴風雨となつて、遂に荒川堤防は潰壊した。斯くして三十日正午の満潮時となるや、俄然大洪水が押寄せ、濁流は奔馬の如く猛烈なる勢にて江東一帯を襲つたのである。之がために至るところに浸水し、電話線路は勿論加入者の電話機に迄多大の被害を與へ、殊に本所分局の電話機能は全然失つてしまつた。同局は新築の際高く地盛をして斯かる浸水の被害に備へたのであるが、床上二尺五寸も水浸しとなり、局前の道路上などは水深七尺五寸にも及び、局前の公衆電話室は濁流の中に浮いてしまつた。此のために試験臺、充電裝置、配電盤の下部引上ケーブル五十七本等は何れも濁水に浸され、殊にケーブルのスプライ及コックよりケーブル内に浸水して加入者の全部が不通となつた。一日黎明局前

の濁水肩を没する頃より舟又は筏を織して人員材料を輸送し、減水を待て應急工事に著手しマンホール浸水排除局内の乾燥を行ひ、引込ケーブルは不良部分を引替へ局内裝置は本配線盤、中間配線盤繼電器架の下に加熱用電燈六十箇を點じて乾燥に努め、局内ケーブルは浸水部分を引替へ試験臺は京橋局より臺を轉用し、電力裝置は乾燥修理布線引替へ發電機磁界捲線の捲替等を行ひ、又屋外線路も電柱の破損線條の斷、混線、架空及地下ケーブルの浸水マンホールの浸水等夥しい被害に對し、諸員不眠不休の努力を續け六日午前公衆電話を先驅として加入者三百五十餘名を開通、次で十二日全加入者四千四百二十四名を開通し得た。

三、大正十四年名古屋地方の風水害 八月十四日より同十七日に亘り名古屋地方を中心として、愛知、岐阜、三重の三縣下に稀有の暴風雨があつて、河川は氾濫し、堤防道路の決潰、橋梁の流失、家屋の流失倒壊浸水せるもの等頗る多數に上つた。従つて電信電話線路にも市外電話線路では電柱の傾斜損傷等が百八十餘本、市内電話では電柱の損傷傾斜等が百六十餘本、加入者の不通が名古屋其の他の各局を併せて千九百餘名にも達し、之が復舊に約二萬圓の經費を要した。

四、明治四十一年東京地方の雪害 四月八日より降り出した雪は翌朝まで續いて、六、七寸も積つた。當時恰も櫻花爛漫と咲いてゐた其の上に大雪が降つたのであるから、頗る奇觀を呈した。何分季節外れのこととて多量の水分を含んだ重い雪が十二線用腕金の七、八本も着けたる裸線に約二寸程の太さに附着したのであるから線は無數に切れてぶら下り、それが又電燈線と混觸して通行も出来ないやうな危険状態を呈し、遂に市内の加入者殆ど全部が不通となつた。依つて各遞信局より多數の應援を求め加入者の復舊に従事せしむると同時に切斷したる線條の取片付をなし、

日夜復舊に努めたる結果として四月二十日に至り加入者を開通せしむることが出来た。市外線は中央線方面が一番甚敷中野、國分寺間の如きは電柱が殆ど全部轉倒又は挫折し、一時は手の付けようもなかつた位である。此のときには軍隊の應援迄得て四月末日に漸く應急工事を済ませたやうな次第であつた。此の應急措置に於いて時の逓信大臣堀田正養氏から従事員一同に慰勞の酒肴を賜はつた。此の雪害に就いて思ひ出さるるは、當時伊藤博文公が大井町の恩賜館にをられたので其の電話新橋二十番二十一番を一番先に開通せしむることとなつたが、其の頃此の方面の線路は如何かと云へば、品川入口迄ケーブルを使用し、其の先が全部裸線であつたから急に開通することが出来ない。依つてゴム線を二回線架渉することとなり、工區を五、六區間に分ちて架渉したために、忽ちにして架渉は済んだのであるが、どうしても話が來出ない。段々調査の結果數箇所にて打合せの上、接続したる管のゴム線が入違つて接続されたことが判明した。そこで局側と加入者側とで線を定めようとするに現場に在る者が途中で切斷したりして試験してゐるので急げば急ぐ程開通することが出來ず、止むなく一組にて一方より順次に調べて行つて漸くにして開通したと云ふ失敗談があつた。又中央線の市外線を開通させるのに交通が杜絶したるため、東京から人夫に銅線を一把宛背負はせ、數十人が行列を作つて青梅街道を運搬したものである。

五、大正十二年長野縣諏訪地方の氷害 冬季に於ける風雪害は殆ど年中行事であつて珍らしいことでもないが、水晶のやうな氷に包まれて通信が杜絶したことは實に珍らしい災害と云はねばならない。此の被害は一月二十三日に岡谷を中心として諏訪地方に起つたのである。スケートの本場である諏訪地方が寒中雨を見ることは極めて稀であるが、如何なる天候の悪戯か、一月二十一日夜から二十三日にかけて雨が降り續いた。然るに二十三日の午前二時頃より氣

温が急激に低下したるため、降つた雨は皆結氷して草木などは恰も眞夏に於ける清涼用草花を凍入した氷柱の如き美觀を呈した。電信電話線は徑三〇耗乃至六〇耗餘の水晶のモールの如く、又架空ケーブルは一條の氷桿と化した。而して氷が厚くなるに従つて、線條は無數に切斷して、市外電話の殆ど全部と加入者線とは大半不通となり、遂には市内電話線路に於ける挫折轉倒並に傾斜電柱數百八十七本、市内電話線路に於ける挫折轉倒並に傾斜電柱數六十六本を出すに至つた。然るに雨が止むと共に氣温は俄かに低下して、二十四日氷點下五度、二十五日氷點下七度、二十六日氷點下十度、二十七日には氷點下十六度と順次降下したるために線條や碍子に附着したる氷は益々堅く密著して破砕せんとすれば線條が切斷したり、碍子が破壊すると云ふ始末にて、殆ど手の著けようもなく、應急修理の困難は實に想像以上であつた。市外電話は二十六日、市内電話は二十七日に至つて漸くにして假開通を見たやうな次第であつた。斯くの如き奇現象を呈したる原因を調べて見るに四面山にて圍まれたる海拔七百五十米の諏訪盆地内の下層の氣流が夜の更くると共に氷點以下に低下したるに拘はらず、上層が温度多き比較的高温の氣流に會つて雨や雲となつて降下の途中に著しく冷却され、更に之が氷點以下に冷却された地上の物體に衝突の瞬間に其の潜熱を吸収されて氷化したものであると云ふことである。

六、昭和九年關西地方の大風水害 颶風の襲來は毎年の事であり、其の著しいものでも氣壓は七百耗程度、風速も三十米乃至三十五米位である。然るに昭和九年九月二十一日午前五時十分室戸岬に於いて測られた颶風は實に氣壓六百八十四耗迄降下し、風速は二十分平均で毎秒四十五米、瞬間速度は風速計が六十米迄のものであつたので測り得なかつたが、七十米乃至八十米に達したものとと思はれると發表されてゐる。當時の各地の最大風速は次の通りである。



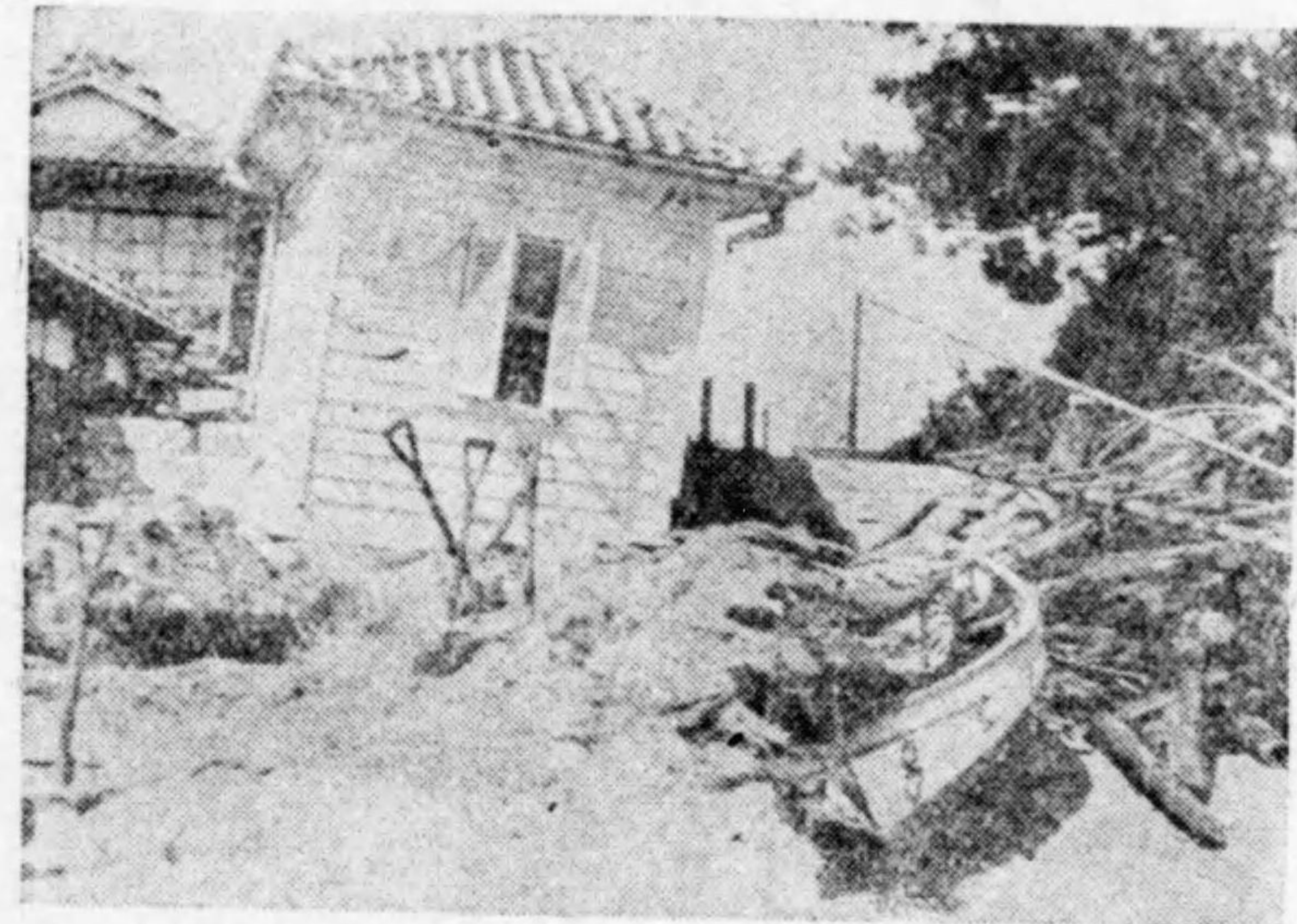
所箇斷切ルブーケ斜傾柱上引送川間百ルブーケ離距長島尾京市山岡

依つて惨害の甚しかったことは關東地方の震災に亞ぐものとして到るところに目を掩はしむるものがあつた。
 遞信省所管の通信設備に受けた被害の實数は災害と電信（第三篇電信篇第五章第八節所載）に示してあるやうに數多の被害を蒙つた

地名	最大風速(米秒)	地名	最大風速(米秒)
廣戸(岡山縣)	五八	羽田(飛行場)	二六
富士	四九	和歌山	二五
徳島	四五	品川	二四
伊吹	三七	小名濱	二四
多摩	三六	南大東	二三
名古屋	三三	宮島	二三
彦根	三一	東京	二三
大坂	三〇	八丈	二三
那覇	二八	春照(伊吹山麓)	二三
潮岬	二八	相模	二三
豊岡	二八	龜山	二二
岐阜	二八	神戶	二〇
富本(淡路)	二六	新潟	二〇



り通澤上市戸神



室揚陸線底 (外市戸神)水垂

内務省警保局調査

6月29日乃至7月5日 水害状況一覽 昭和13年7月15日調

第十四章 災害と電話

府縣	人			家屋						
	死	傷	行方不明	計	全潰	半潰	流失	床浸	上水	床下浸水
東京	29	36	2	67	47	67	6	22,784	124,517	147,421
神奈川	52	59	1	112	125	166	4	7,104	20,687	28,086
埼玉	2	—	—	2	—	—	—	30	1,000	1,030
群馬	—	—	—	—	3	—	—	—	89	92
千葉	8	11	—	19	86	144	13	3,669	10,980	14,892
栃木	7	1	—	8	9	—	—	4,347	11,704	16,060
茨城	57	64	—	121	233	425	133	19,970	17,775	38,536
静岡	15	26	3	44	61	223	32	5,608	19,370	25,294
宮城	2	8	—	10	3	—	—	63	131	197
福島	17	2	—	19	31	6	—	951	2,281	3,269
長野	11	16	2	29	21	11	19	78	229	358
岐阜	4	5	—	9	6	—	7	—	3,802	3,815
山梨	2	—	—	2	5	6	—	—	336	347
愛知	2	—	—	2	4	4	2	221	3,874	4,105
京都	3	—	1	4	9	25	10	2,488	6,958	9,490
大阪	16	2	3	21	81	12	90	456	25,106	25,745
兵庫	481	3,163	205	3,849	2,181	3,376	1,437	84,291	100,302	191,587
高知	—	—	1	1	3	1	—	43	32	79
香川	5	—	—	5	3	—	—	—	—	3
徳島	2	1	—	3	3	1	—	—	—	4
總計	715	3,394	218	4,327	2,904	4,467	1,753	152,103	349,173	510,410

備考 浸水家屋は最上時のものを示す

六九一

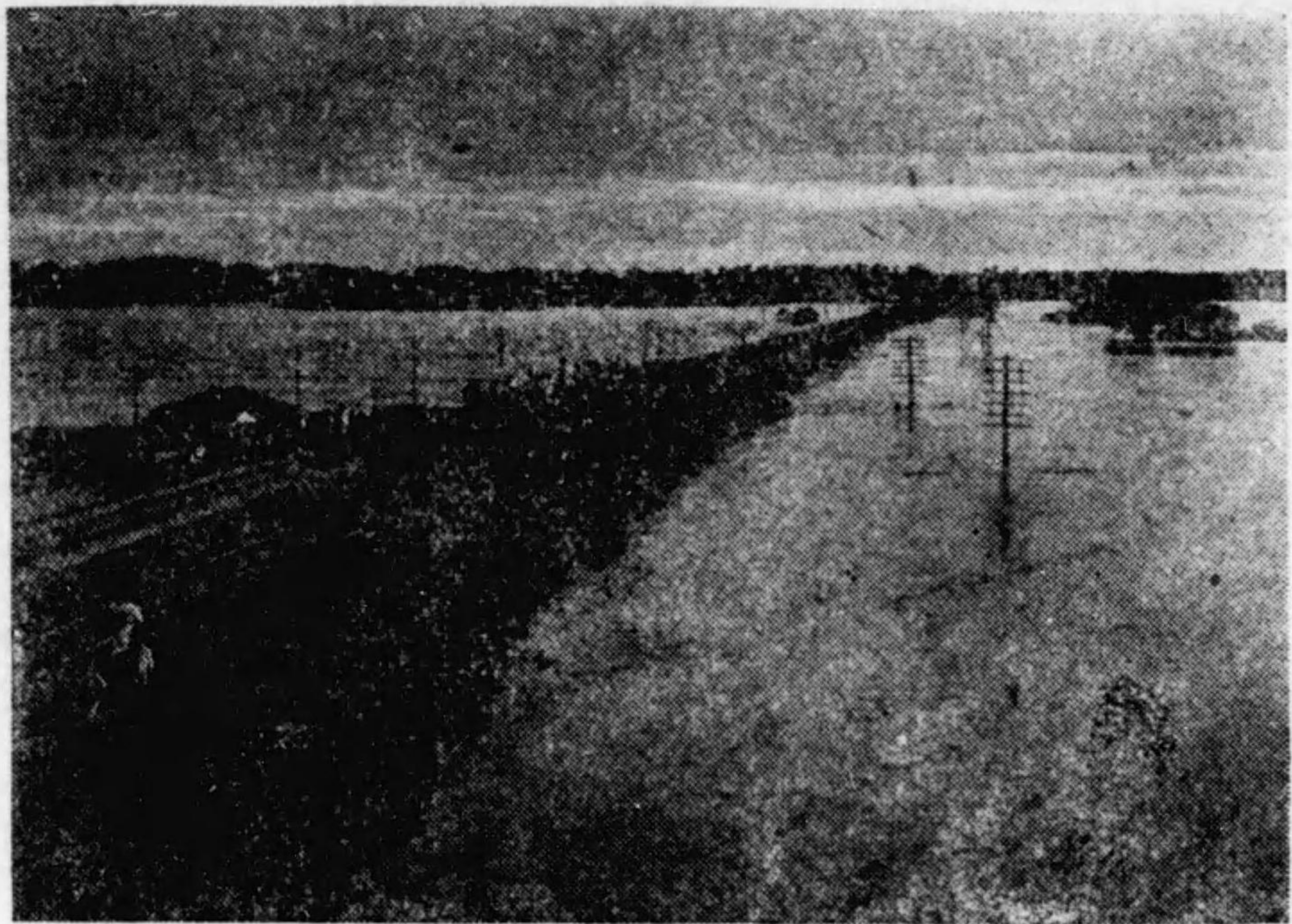
各地ノ降雨量(耗) 200耗以上ヲ示シタルモノ

測候所	六月				七月					合計
	二七日	二八日	二九日	三〇日	一日	二日	三日	四日	五日	
沼津	46	56	334	6	68	164	72	11	1	758
東京	22	116	274	15	24	82	71	16	—	620
横濱	31	81	280	7	35	124	54	2	—	614
筑波山	9	119	246	24	16	52	54	7	—	527
御前崎	14	74	250	3	66	45	50	—	4	506
水戸	12	59	327	—	14	25	53	6	3	499
神戸	—	1	2	—	7	5	88	164	206	473
銚子	22	113	143	43	25	66	57	—	—	469
飯田	8	70	99	—	8	41	73	79	44	422
宇都宮	2	36	171	62	16	50	22	28	2	389
甲府	6	107	141	6	21	46	31	18	—	376
小名濱	1	46	225	14	10	30	22	4	18	370
高知	—	6	—	1	7	—	150	176	9	349
富崎	24	97	76	12	30	77	30	—	—	346
熊谷	4	41	142	14	22	47	39	3	1	313
徳島	—	4	—	—	6	13	136	54	90	303
岐阜	—	43	21	—	4	12	107	71	37	295
名古屋	11	64	26	—	5	23	85	36	42	292
京都	—	3	3	—	9	17	33	122	86	273
高山	—	27	53	—	9	9	66	76	36	271
伊吹山	—	17	27	—	10	23	59	75	51	262
室戸岬	2	8	—	—	2	43	96	81	3	235
津	23	35	14	—	14	29	88	6	3	222
清水	—	10	—	—	7	—	80	115	—	212
大阪	—	—	4	—	18	6	35	99	42	204

備考 当日午前六時ヨリ翌日午前六時迄ノ量ヲ示ス
本表以外ニ合計 150 耗乃至 200 耗ヲ示シタル測候所ハ和歌山、八木、彦根、足尾、前橋、石巻、潮岬、多度津等ナリ。

第四篇 電 話

六九〇



水戸久慈河間市外電話線路

と大阪灣に挟まれた帯狀狹隘地域に甚大なる被害を蒙つた。即ち同地方は平地狭小なるため勢ひ住宅別荘地は山へ山への一路を辿り、其の赴くところ山の切開、森林の開拓亂伐は隨所に行れ、六甲山上は一大住宅遊覽郷と化し一方平坦地に於いては各河川の幅員は極度

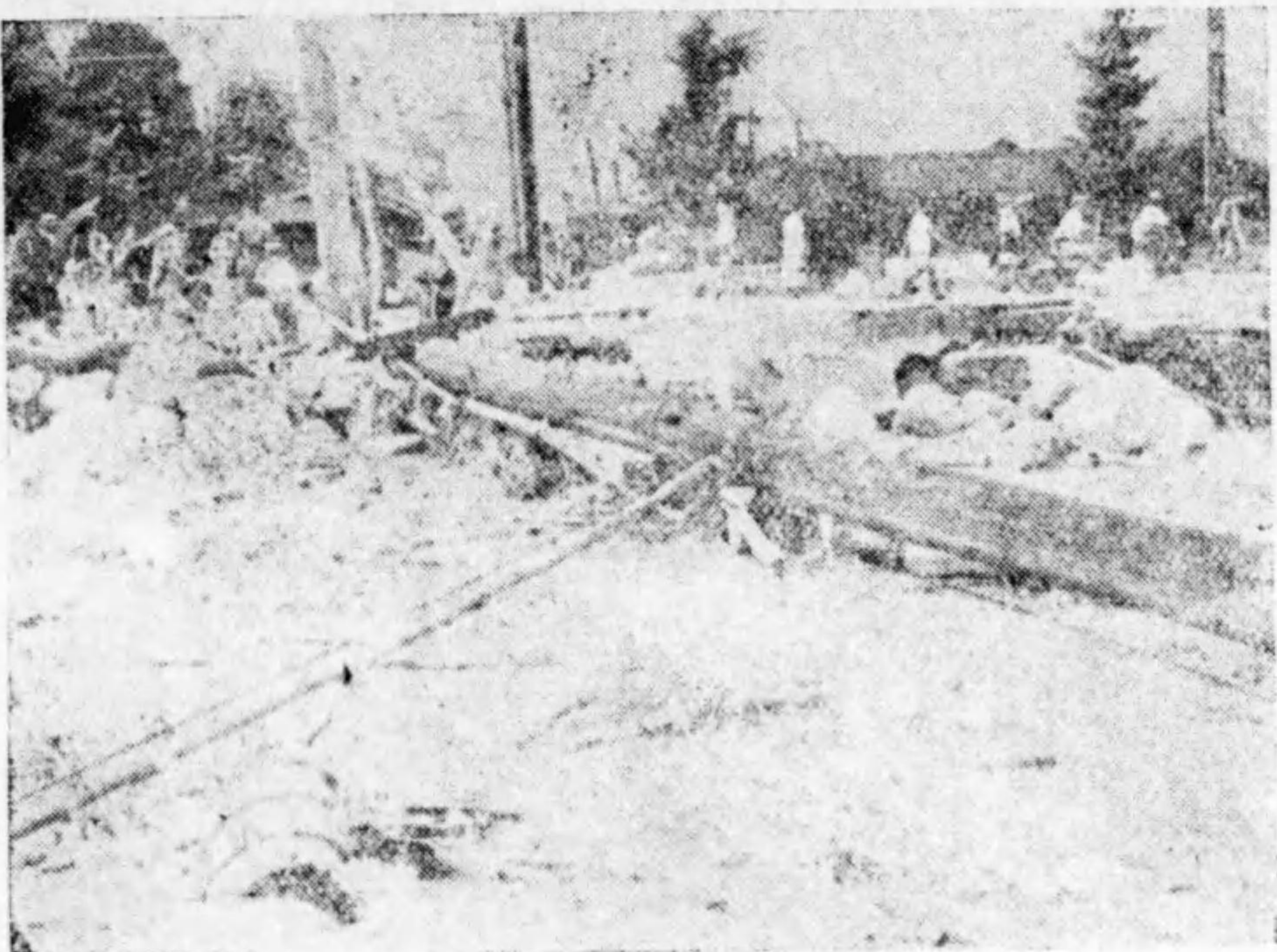
市内電話不通加入者數	
東京都市逓信局	16.270
東京	12.909
東京近郊局	1.502
横濱	648
其他	1.211
東京地方逓信局	2.293
大阪逓信局	12.323
神戸	6.911
御影	2.500
芦屋	1.733
其他	1.179
合計	30.886

二十日間以上も水浸しであつた。一方關西地方阪神間に於けるものは幾分趣を異にし西宮、神戸兩市間約二十

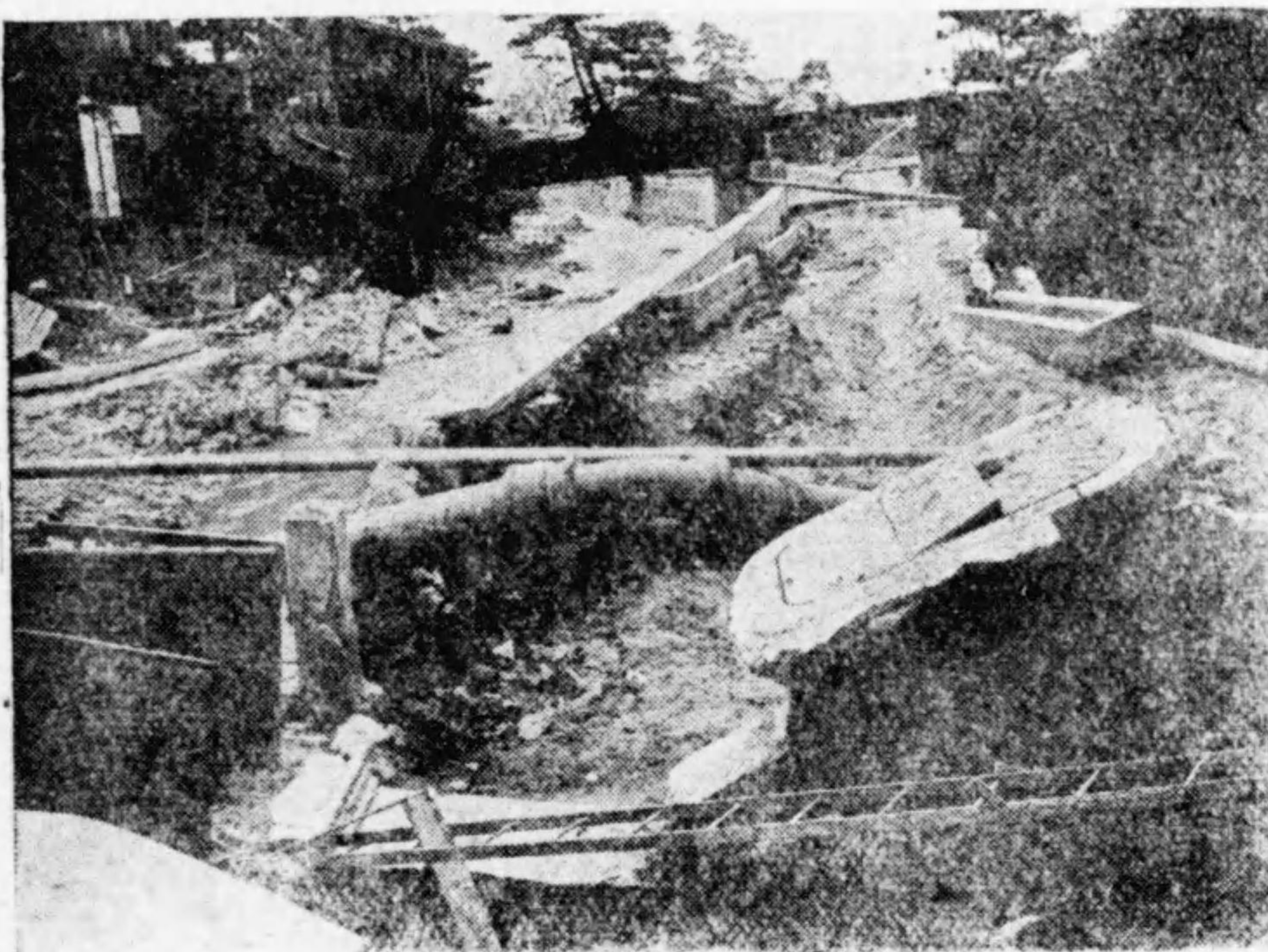
影響は尠いが關東地方に於けるものは前後一週間にも互る不連続線の滞留に伴うて連日殆ど間斷なき豪雨を見たるに基くものにて、利根、鬼怒、富士、大井等の大河川の山間水源地には降雨少なく、却つて平坦部の中小河川流域に大洪水を來し浸水區域は廣範圍に涉り、且つ長期間減水を見ず全町浸水の厄を見たる茨城縣土浦町の如きは

自六月二十八日 至七月五日 豪雨被害			
區別	東京都市逓信局	東京地方逓信局	大阪逓信局
線路			
電信線路	48.481米	426.535米	460.265米
互延長	846.706"	4.225.184"	5.514.037"
市外電話線路	64.808"	257.265"	282.917"
互延長	760.937"	3.603.269"	6.065.008"
加入者不通數(別掲参照)	16.270名	2.293名	12.323名
電柱	681本	2.465本	6.616本
傾斜	554"	2.029"	3.585"
轉倒	21"	215"	1.775"
挫折	31"	76"	265"
損傷	75"	36"	49"
流失	0"	109"	942"
支線	746條	5.254條	6.877條
抜上	388"	1.131"	1.014"
切斷	42"	600"	1.000"
弛ミ	310"	3.523"	4.863"
腕破損	21本	211本	1.129本
線條斷	2.694個所	2.175個所	73.576個所
市内ケーブル破損	141"	34"	31.496米
電話機械浸水損傷		配線盤 1	特百交換機 1
		試驗臺 1	40回線分線盤 3
		繼電器架 1	
		發電機 8	
		電力盤 1	
		蓄電池(500AH) 1	
加入者宅内電話機			
流失、浸水、破損	6.140個	850個	1.366個

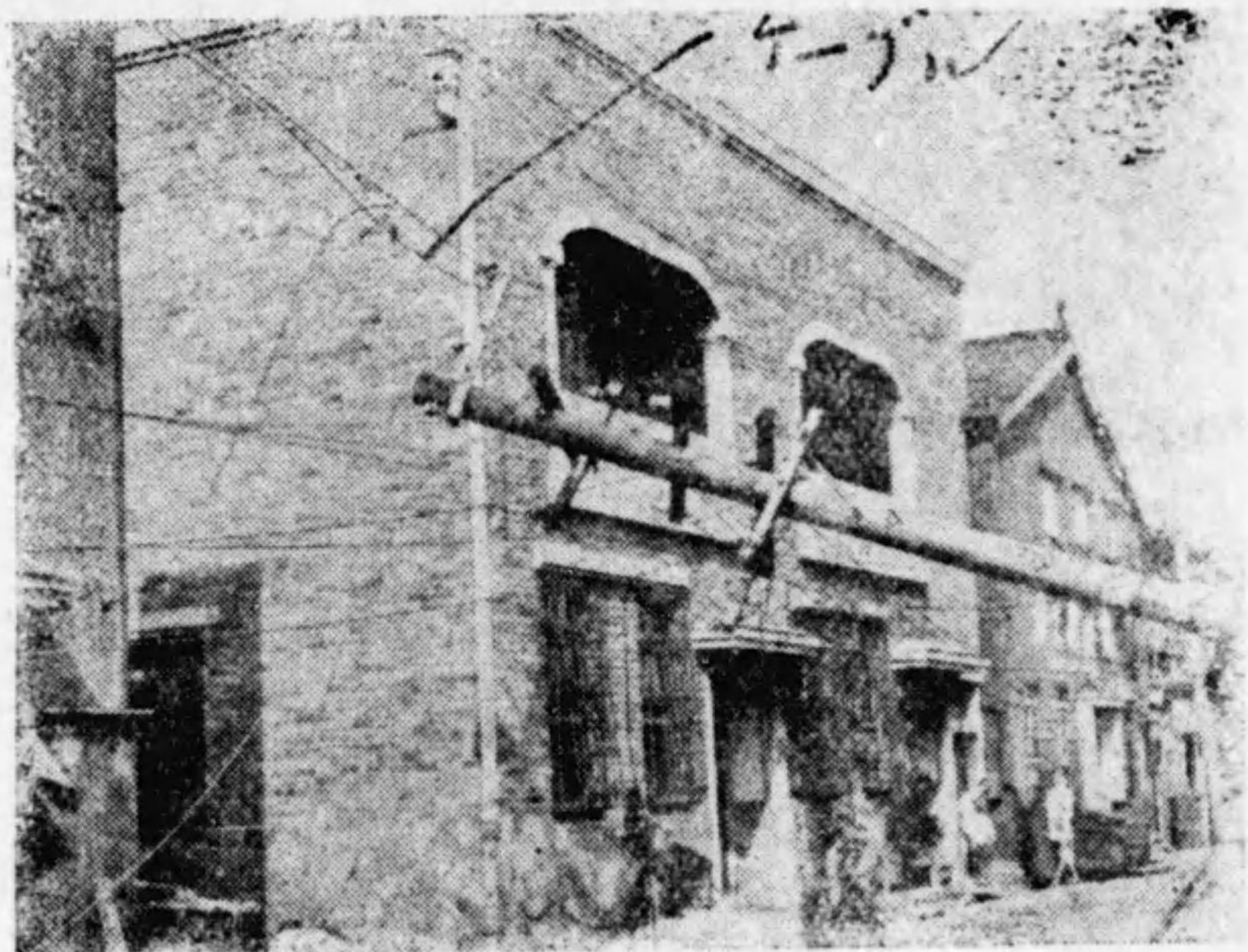
御影局内住吉神社附近吉田幹線の被害



蘆屋局内宮塚橋西詰附近マンホールの被害



東京市本所区内に於いて電燈柱傾倒市内電話ケーブルを損傷せし圖



に狭められ河床は變更せられ、或は市街地は暗渠とせられ且つ數條の交通線は段階的堰堤の如く數段に連互せる關係上、降雨量は其の儘留るに所なく一齊に樹木土砂石塊と共に峻坂を急降下し、其の流路に當る建造物は一舉に押流され、其のため諸河川は全く埋め盡さるる一方、容量小なる暗渠或は橋梁には流出物の滞留により見る見る水路を遮斷し、激流は遂に附近街路空地に氾濫して低地へと向ひ、段階的交通線に遭ては停滯して其の勢を新にして他に活路を求め、水禍の及ぶ處は益々範圍を擴大し

九月一日ノ颱風ニヨル 市内電話不通加入者數	
東京都市逓信局	96.629
東京近郊	71.844
東京横濱其他	11.416
東京地方逓信局	6.439
仙臺逓信局	6.930
	4.843
	319
合計	101.791

て阪神間全地域濁流漲り洪水と云ふよりも山津浪の現象を示し、家屋の埋没倒壊、人畜の死傷算なく、坦々たる阪神大國道の路面に千疋餘の巨岩を無數に堆積せしめ、大阪灣は數哩に亘り濃黄褐色に變じ黃海に彷彿たるものありと謂れた。是等の各被害は特別のものを除き各一週間位を以て應急修理を終つたのであるが、關東地方には九月一日に至り再び

颯風の猛威を蒙り、特に浸水に依り市内電話加入者に多数の罹障を見た。其の總括は前表の通りであつた。以上の復舊に要した金額は六月二十八日より七月五日迄の被害に對して約六十萬圓、九月一日の被害には約二十三萬圓餘合計八十三萬圓餘に上つてゐる。

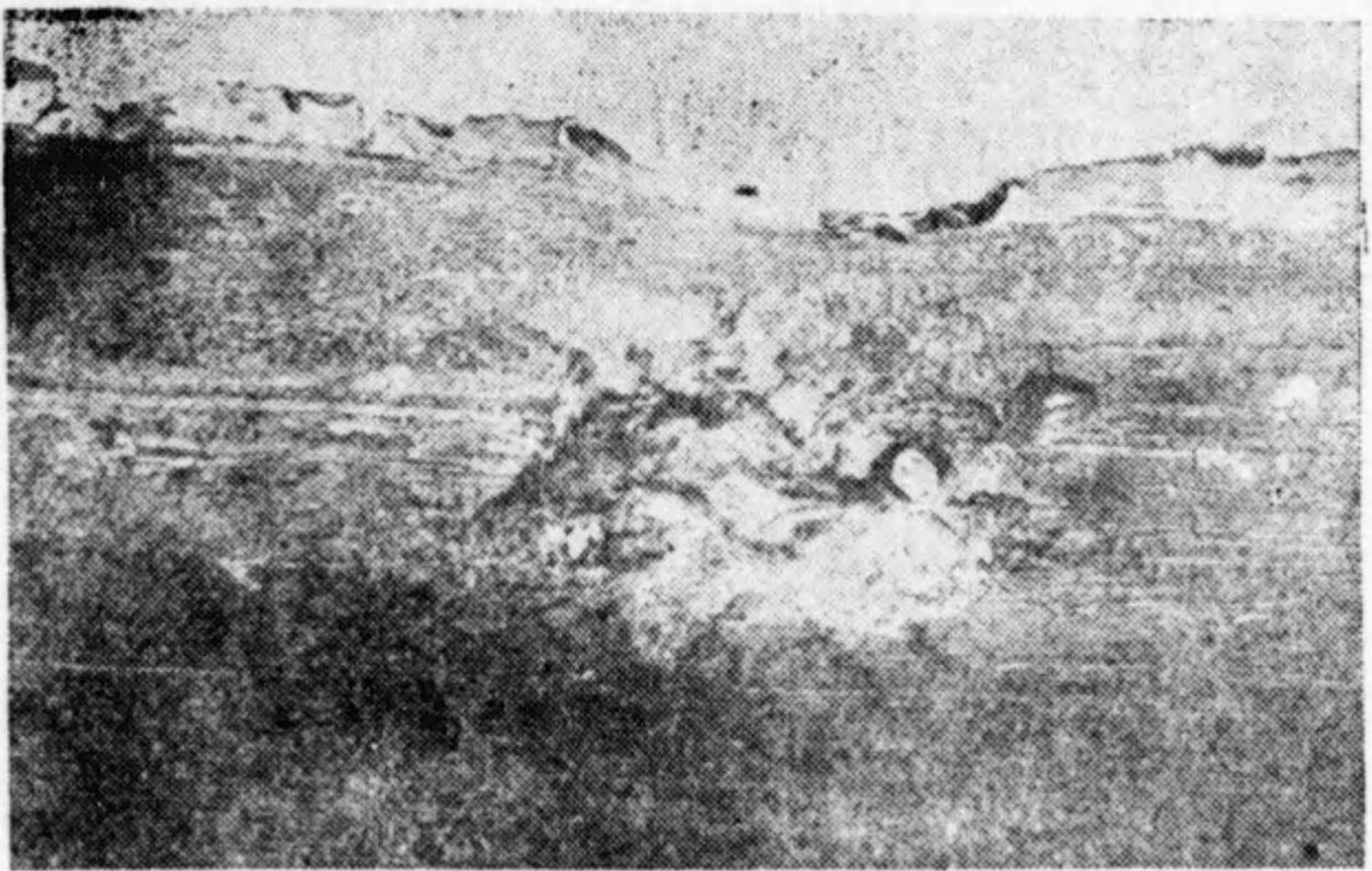
第四節 電蝕及瓦斯爆發等

一、電蝕 單線式電氣鐵道よりの漏洩電流に依つて、地下ケーブルの鉛被が電解腐蝕される現象を電蝕と云ひ、此の損害の恐るべきは周知の事實であつて見逃すことの出来ない災害の一つである。今斯かる災害が逓信省の地下工作物に對して何時頃より起り如何なる程度に受くるやうになつたが、又之が防止装置の經過等に就いて記述して見よう。

京都電氣鐵道株式會社が明治二十八年一月に初めて我國に於いて營業を開始して以來、年を逐ふて各地に電氣鐵道が敷設せらるるやうになつたが、其の多くは單線「トロリー」式であつた。それにも拘らず、明治四十四年十月に至る迄約十七箇年間は之等の電氣鐵道より漏洩する電流のために地中金屬體が腐蝕した例はなかつたのである。歐米に於いては從來漏洩電流による腐蝕の例が尠なくなつたのに、我國に於いて斯く長年月間此の問題が起らなかつたのは歐米に比し、地中金屬體が少なかつたのと又一方に於いて東京大阪等の如く地中金屬導體の比較的多い都市では初めから復線「トロリー」式であつたためである。然るに名古屋電氣鐵道は單線「トロリー」式であつたため明治四十四年十月に初めて逓信省地下電話ケーブルに電蝕被害を與へたのである。其の損傷を受けたる電話ケーブルは、名古屋

屋電氣鐵道會社火力發電所に最も接近せる西區泥江町に敷設せられたる四百心のものであつて、敷設後僅かに一箇年以内で全く其の用をなさざる程度の損害を受けたのである。此のケーブルは直ちに引替へられると共に逓信省電氣局よりは前原技師現場に出張して數回に亙つて種々實測を行ひ、軌條ボンド及補助歸線の不完全なりしものを全部修理し、且つ歸線の不絶縁部分に一箇年の平均電流を流した時に起る軌道の電位差を三ヴォルト以内たらしめるやうに軌道を適當の區間に分け、各區分點に絶縁架空歸線を設けて軌條を流れる電流を減少するやうに命令した。明治四十五年末之れが竣工を告げたので再び實地に就いて測定を行った結果、電蝕防止上之等の方法は大きな効果あることが明らかになつた。明治四十五年四月下旬京都市に於いて京都郵便局と七條郵便局との間に布設せられたる地下電信電話ケーブルが、烏丸通七條附近に於いて京都電氣鐵道のために激甚なる電蝕を受けたのを發見せられた。爾來約十年間は幸に特筆するやうな事故なくして、經過したのであるが、大正十年七月に至り、金澤市内で電話地下ケーブルに電蝕を發見し、同年十一月には更に鉛被に貫通孔が出来て電話回線を罹障せしめたやうな甚しい電蝕を發見した。金澤市内電車が開通したのは、大正八年二月であつて、此の間僅かに二箇年餘であるが、斯くの如き短時日の間に前記の如き著しい電蝕を起したのである。之に對して、種々調査研究の結果、電氣鐵道側には「ボンド」の改修、絶縁補助歸線の施設、變電所の増設等を行はしめ、又地下ケーブル側にありては管路の改修と排水に努める等其の保守に充分の注意を拂つて電蝕防止に努めたのである。此の頃より電信電話の擴張によつて漸次市外地に於いて地下ケーブルが敷設せられるやうになつたが、電氣鐵道も郊外地に於いては、皆單線「トロリー」式を採用せられてゐたため電信及市外電話ケーブルが電蝕を蒙る機會が漸次増加して來た。即ち第一に其の被害を受けたのは門司、黒崎間の市外電話ケー

大正十五年五月南海電鐵平野線より電蝕を受けた大阪堺間市外電話ケーブル



ブルである。最初本ケーブル線路の設計に當りては架空裸線とする議もあつたが、地勢の關係上到底架空線路を建設することを許さなかつたので止むを得ず、九州電氣軌道の敷設せられてゐる門司黒崎間の道路に敷設することとして、大正十二年十月其の竣工を見たのである。此の道路は海岸に近いため湧水面が非常に高く、従つてケーブルが水中に浸漬せる個所が尠なくなつたやうな状況であつたがために不幸にして敷設後半歳ならずして電蝕被害を受けるに至つたのである。茲に於いて種々實地調査を行ひ、防止方法として變電所の容量の増加、各變電所附近にドレネーヂ線の施設等を行はしむると共に地下線路の改修、亜鉛板の埋設又は絶縁包装等を行ひ、且つ兩線路の保守には當事者に於いて出來得る限り注意を拂ひし結果、爾來大なる被害なく今日に至つてゐる。

本邦に於いて最も重要な電話幹線たる東京岡山間ケーブル及名古屋大阪間電信ケーブルが年を逐ふて敷設せられ、且つ大都市附近に於ける電信及市外電話線路は大部分地下式とせらるるに從つて電蝕問題も一層多忙を極め、或は京都大津間に於いて、或は静岡沼津附近に於いていづれも比較的短日月の間に電蝕を蒙つた。その他防止施設を必要とする箇所は近來頻々として現

れ來り、一々枚舉に遑がない程である。茲に掲げたる寫眞は電蝕のため鉛被が腐蝕して貫通孔が穿たるに至つた實況を示したものである。

以上に對し採り來れる防止方法は已に二、三を掲げた通り、電車側にありてはボンドの状態を常に良好に保たしめ必要に應じては絶縁歸線の施設、變電所の増設等を行はしめ軌道新設の際には軌道床の構造を適當にして漏洩電流を少なくするやうにせしめた。又地下工作物に對してはそれぞれ状況に應じて管路の絶縁包装ケーブルの絶縁接続、亜鉛板の埋設、ドレネーヂ線の施設又は選擇排流機の使用等であつたが、何分大地を自由に流れる電流を相手にした仕事であるので豫期の効果を收むることは容易でない。其の上に近來東京、横濱の如き大都市の電氣鐵道が漸次單線トローリー式に改めらるるあつて、斯かる大都市間の地下工作物に對する電蝕問題は今後益々複雑を極むるに至ることと思はれる。

二、本郷切通瓦斯爆發 大正十一年二月二十五日午前八時頃本郷區本郷三丁目より切通間地下ケーブル引抜き工事のため本郷八號竝に九號人孔に人員の配置をなし、八號人孔に於いて上蓋を上げ、次で中蓋を上げるや俄然爆發して、中蓋を上げたる工手二名は負傷した。此の瞬間九號人孔にては折しも上蓋を外して中蓋を上げんとせる時なりしが、爆發して中蓋が吹き上げられたると同時に工手一名人夫一名は跳ね飛ばされて人事不省となつた。それと同時に十號人孔は轟然爆發して上蓋及中蓋共空中に吹き上げたために、上蓋は微塵となり、其の破片によつて附近一、二の人家に被害を蒙らしめ、中蓋は電車トローリーワイヤーの上迄吹上げられて地上に墜落した。人事不省となりたる負傷者は早速帝大病院に入院せしめ、治癒退院迄に各約四箇月を要した。因に本工事に對しては監督者が前日の午後切斷及

引抜ケーブルの位置を説明するため、自ら八號及九號人孔に入りたるものにて此の事實よりして本爆發は前夜漏洩せる瓦斯が人孔に充滿せるものと認められた。

三、マンホール爆發 昭和五年四月一日午後八時頃、大阪市谷町九丁目停留所附近にて、逓信省マンホールが破裂して死人を出せしにより早速来て呉れとの通知に接した。依つて之に關係せる線路係の當事者が、直ちに現場に馳せ著けて見ると、マンホール中蓋の破片が、十七八歳の一青年の頭上に落下して、無慘にも即死してをつたのである。茲に於いて其の爆發原因を調査することとし、先づ有害瓦斯の浸入によるものと認めて、瓦斯會社にも急遽取調方を命じたるに、夜間突嗟の出来事なると、従來類例のなかりし事件でもあるので、此の原因の調査は容易でなかつた。併しながら其の後監督官廳の調査進むに連れて左記新聞記事に發表されたるが如く、全く石炭瓦斯の漏洩によるものと判明した。

マッチ一本の悪戯から慘事

大阪天王寺區生玉前町表街路のマンホール爆發事件の原因に就き府當局と所轄高津署で調査中のところ最初に鐵蓋の飛んだ同時富士屋醬油店のマンホールに同店々員伊田芳吉(一八)假名が面白半分マッチで點火したものと判つた。芳吉は數日前一度火を放つて見た處小穴をもれる瓦斯が陰火の如くぼーと燃えては消える爲め興味を覺え連夜附近の小僧連と戯れて遊んで居たるもので爆發の當夜は火が付かず物凄い音と共に慘死者まで出すあの珍事が起つたものであると、尙芳吉は一先歸宅を許された。(四月五日大阪朝日新聞)

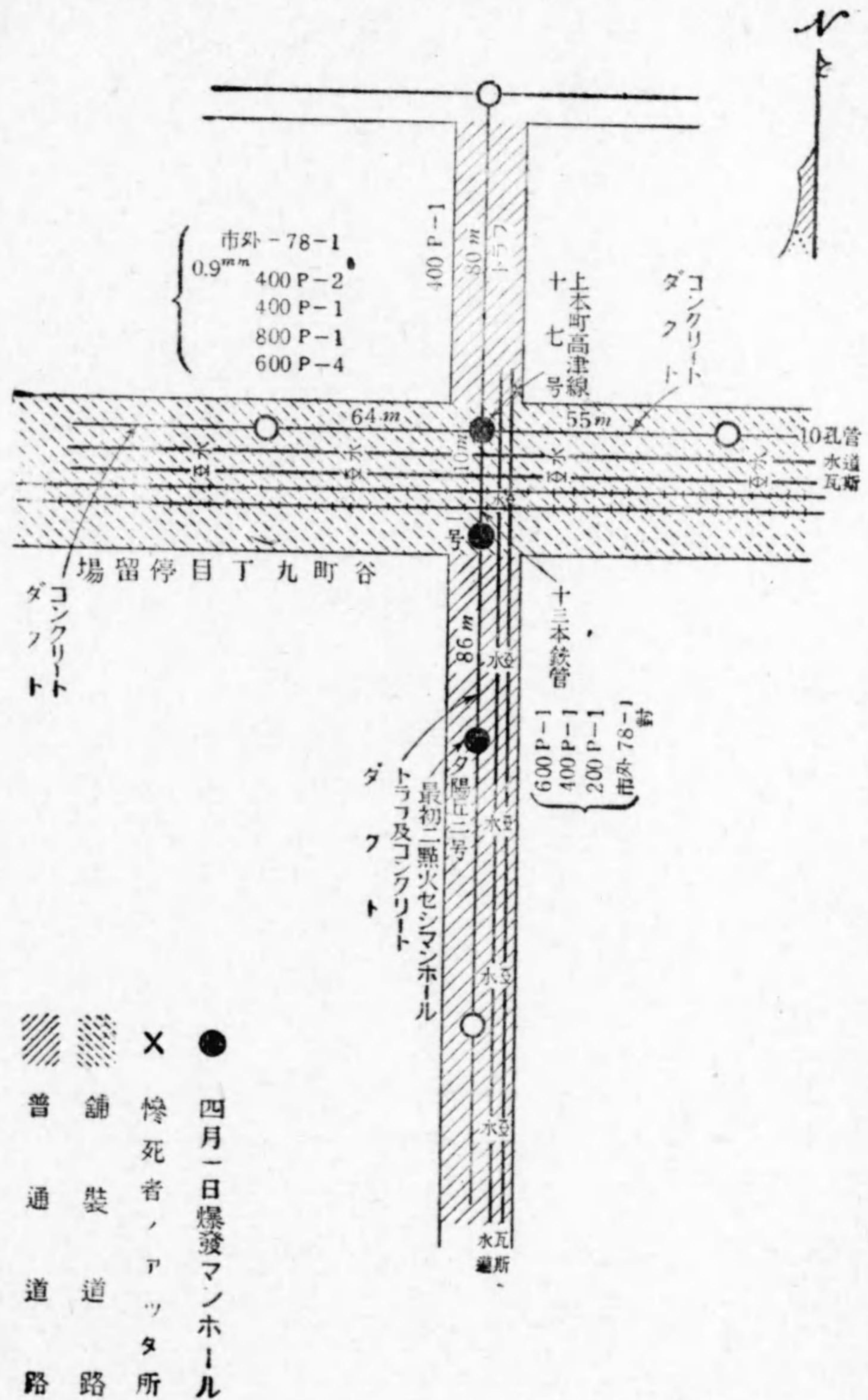
右の事實により、當時の全責任は瓦斯會社が負ふ處となりたるは當然の歸趨であるが、以下事件の全貌を記してお

く。

即ち昭和五年四月一日午後八時頃大阪市天王寺區生玉前町夕陽丘線第二號マンホールが突然大音響と共に爆發し、小型マンホールの鐵蓋を約二米吹き上げたかと思ふ間もなく四、五秒の後同所より約百米北方の隣接マンホール二個所(別掲略圖の如く市電軌道を挟む兩端マンホールにして夕陽丘第一號及高津上本町線第十七號)も殆ど同時に爆發し、殊に最後の高津上本町線第十七號マンホールの如きは其の緣石を破壊し、上蓋は約二米空中に吹き飛ばされ、中蓋を木葉微塵に打碎きて四方に飛散した。其の破片のために其の附近約七米の距離に差し掛りたる大阪市東成區中道町芝池峰造(二七)は頭骨を柘榴の如くに割られて即死するの慘狀を呈したのである。其の他の被害は商家の硝子窓を一、二枚破損する程度に止りケーブル等には異狀を來さなかつたのである。

之が對策として當日は取り敢ず續發の危險を顧慮し、隣接せる附近一帶のマンホールの蓋を開いて換氣を行ひ、滯溜せる瓦斯の發散に努め徹宵警備に當る一方、瓦斯會社をして被害箇所附近の管路を掘鑿せしめ極力原因の調査を行せしめたるに漏洩箇所三箇所を發見した。而して之等漏洩箇所は當局にて去る二月下旬にマンホール巡回を行ひたる際は何等異狀なかりしも、三月上旬より同所附近一帶に亘り、大阪市に於いて水道管の改修工事のため多數の土工を使役して道路を掘鑿せし結果、地盤に變動を與へたる事が原因となつたことが判明した。爆發の導火線は此の漏洩瓦斯が當局管路及トラフを通じて人孔に集積し、夕陽丘線第二號マンホールは小型マンホールにして中蓋なかりしために瓦斯が地表へ發散しをりたるが、之に前記の小僧が悪戯から點火したことである。

以上の出来事に就いては、大阪市に於いても之を重大視し自ら主催者となり、同年五月十七日市内に於ける各關係



者を召集して打合會を開催する等對策を講ぜられ、逓信省側當局に於いても亦將來に於ける對策を協議し、萬遺憾なきを期してゐる。

四、火山爆發に伴ふ海底電話線災害 大正三年一月十二日に櫻島が大爆發を起したる際に薩摩國吉野村（鹿兒島市外）より西櫻島武村間に布設してあつた二心入海底電話線が不通となり、之れが修理工事のために布設船沖繩丸が同地方に回航して、我國に於いては勿論世界でも稀に見る斷線障害を修理した。此の斷線障害の原因が餘りにも不可思議なるにより簡單に以下工事の概況を記載して參考に供して置くこととする。

此の障害は火山の爆發、地震、火災等に依り惹起したるを以て、其の位置は陸地にあるものと想像し、測定を開始せしに、案に相違して櫻島を距つる約五百七十間餘の海底に於いて斷線權障してゐると云ふ測定結果であつた。依つて此の位置を海圖で測つて見ると水深六十尋餘ありて、斯様な深い處には艦船等の拔錨する箇所でもなく、又噴火當時海嘯の襲來したこともないので、不思議の感に打たれ、其の障害原因果して如何と云ふことに興味を引かれつつ修繕工事に取掛つたのである。前記試験結果に基き先づ以て障害位置より鹿兒島側約五百間位離れたる箇所にて電線を搜索して之れを巻揚げ櫻島方面に引揚を行ひしに、測定位置と大差のない地點に於いて電線が絶大なる張力により切断したと思はるる障害點が上つて來た。次で櫻島側約三百間位沖合にて探線し、之れを巻揚げ鹿兒島方面に引揚げて行き、前記障害點の對端を取り得たので引揚げた部分には新しい電線を接続して修繕工事を終へたのである。然れども残る問題は其の障害原因である。當時布設してあつた電線は扯斷力は約九噸内外なるにより機械的に破壊せしむるとしても容易でないのに本障害は海底にあつて非常なる張力を受けて切断したものとは想像せらるるも、其の外に不

思議なることには、鎧装部分切斷點より櫻島方面に約三十二間、鹿兒島方面に約九十二間の間、電線の鎧装鐵線及外部並に内部の被覆は何等損傷なくして、完全であるにも拘らず、心線のみ（絶緣體のGP及銅線共）一尺乃至二尺の間隔を置いて無數の箇所にて斷線してをり、最終端は十八尺又は二十二尺にて切斷が止まつてゐるのを發見したることである。此の長い間無數に切斷されたる原因は、抑々如何なる原因に據るであらうか。筆者は櫻島爆發に次で起つたる海底地震に因るものであると想像するも、其の勢威に關しては、現代科學の力を以てするも解決することは至難なりと考へ、此の偉大なる自然の力に依り海底電線が罹障したことを將來の參考に記載して本篇を終ることとする。

第五篇 無線電信及無線電話

第五篇 無線電信及無線電話

第一章 無線電信無線電話技術の發達

第一節 無線電信の發明

電磁現象を應用し、電氣導體によらずして電氣通信を行はんとする考案即無線電信の考案は、實に今を去る約八十年以前に於いて既に之が端緒を得、一八四二年エス・エフ・ビー・モールス氏は河又は海を導體とせる一種の無線電信の實驗をなし、又一八八五年トーマス・エー・エヂソン氏は導體を用ひず、誘導作用に依つて通信する方法を考案したのであるが、之等の傳導式無線電信及誘導式無線電信は何等の實用的價值がなく、單に實驗的考案に止まるに過

ぎなかつたのである。

現代に於いて偉大なる進歩發達をなし、其の應用方面も廣い無線電信は、電磁波の媒介に依る所謂電磁波式無線電信であつて、伊太利人ジー・マルコニ氏の發明にかかるものである。

抑々一般の電磁現象は、中間に一種の媒介物の存在に依るものなるべしとは、ファラデー氏の豫見せるところであつて、英國の物理學者ジェー・マックスウェル氏はファラデー氏の假説に基き、一八六五年數理的證明に依り、其の媒介物は光又は熱の媒介物と同一なることを發表した。

併し惜しいかな、マックスウェル氏は實驗家でなかつたため、電磁波の存在を立證すること能はずして逝き、後年ヘルツ氏に依り其の存在を實驗的に證明せられたのである。

ヘルツ氏はマックスウェル氏の光の電磁波説を研究し、一八八七年ヘルツ發振器と稱せらるる特殊の装置を以て、電氣振動に依り電磁波を發生し、之をヘルツ受信器と稱せらるる簡單なる装置に依り、受信して電磁波の傳播を立證し且つ電磁波が光波又は熱波の如く、反射、屈折等の現象を呈し、其の傳播速度も亦光波熱波と相等しきことを發表し、電磁波式無線電信の可能なることを實證した。其の後英國人ロッヂ氏はヘルツ氏の電磁波實驗に多大の興味を感じ、其の當時ブランレー氏の發明にかかる電波に感應鋭敏なるブランレー管を改良して、コヒーラーなる名稱を附し、電磁波に關する諸種の實驗を試みたが、之を實用通信に應用する考案はなかつた。

然るに一八九五年即ち我明治二十八年マルコニ氏はヘルツ發振器の一半を空中高く懸垂し、他端を接地し、兩者の間に火花放電を行つて、空中線に電氣振動を發生し、之に依つて空中線より電磁波を遠くに發射し、同様の空中線と

コヒーラーを使用して、此の電磁の波到來を探知することに成功し、翌年英國に渡りこの方法に依る無線電信を一般公衆に紹介した。越えて一八九七年には英國プリストル海峡に於いて九哩の通信に成功し、次で一八九九年には英國海峡三十二哩の通信を完成し、茲に初めて無線電信を實用に供するに至つたのである。

第二節 世界に於ける無線電信發達の概況

マルコニ氏の發明が公表せらるるや各國も續いて之が研究に著手して、其の改良進歩に腐心し、無線通信は急激なる發達をなし、船舶に無線電信装置を施設するもの年を逐うて増加すると共に之を對手とする海岸局も亦累年其の數を加へ、航海者の安全と慰安とに多大の貢獻をなすに至り、海上に於ける唯一の通信機關となるに至つたばかりでなく、更に進んで太平洋横斷通信、電信線路建設に不便なる地點間の通信に之を應用する、所謂固定通信の方面にも利用せらるることとなり、更に近年に至つては航空機の發達に伴ひ、航空路關係の通信網に利用せらるるに至つた。

其他無線電信に依る報時通信、氣象通信、無線羅針及無線標識等諸種の施設も亦累年増加し、航海航空事業の發達に資すること極めて大なるものがある。

斯くの如く無線電信はマルコニ氏の發明以來、近々三十數年間に異狀の發達をなしたのは、全く其の科學的進歩の賜であつて、其の間發明改良せられたる主なるものを擧ぐれば次の通りである。

マルコニ氏發明當時の送信方式は、空中線と大地との間に普通火花間隙を置き高壓電氣を使用して此の間隙に火花

を発生し電氣振動を生ぜしめた所の、所謂ブレインアンテナ式のものであつた。併し之より發射される電磁波は減幅率の大きい不良なる型式の電磁波であつて、他の通信に甚だしき混信を與へる不利があつた。其の後、之を改良して空中線回路には火花間隙を設けず、之と別に閉回路を作り、この閉回路中に火花間隙を設けて、振動電流を発生せしめ、之を空中線回路に結合して電磁波の發射を行ふ所謂同調式無線電信方式を採用するに至つた。然るに普通火花間隙を使用する同調式無線電信に於いては、閉回路と空中線回路の密結合を行ふときは、二波を發生する缺點があり、之を防ぐために疎結合にすれば一波を發生するが、亦相當の損失を生ずるのである。之を防止するために、一九〇六年獨乙人ウキーン氏は瞬滅火花式を發明した。此の火花間隙は極めて小なる火花間隙の火花抵抗が著しく大なることを應用し、閉回路と空中線回路の結合を密結合にしても、一波のみを發射する特長を持つてゐる。

斯くの如く瞬滅火花式無線電信は從來の普通火花式に比較して、良好なる電磁波を發射し得るやうになつたが、尙減幅電磁波の良好なるものに過ぎないため、分離通信を鋭敏に行ひ得ない缺點が残つて居つた。茲に於いて減幅率の皆無なる持續電磁波式無線電信が發達して來た。

持續電磁波式無線電信としては、電弧式無線電信、發電機式無線電信及真空管式無線電信等がある。電弧式は其の發明當時たる一九〇二年頃に於いては、働作が確實でないことと其の受信法が不完全であつたため、廣く使用せられなかつたが、其の後受信方法としてヘテロダイン法が發明せらるるに至つて、一般的に使用せらるることとなり、長距離通信は勿論小規模局にまで裝置せらるるに至つた。發電機式も亦其の發明當時たる一九〇一年頃には或る特殊の局に使用されたのに過ぎなかつたが、其の後製作技術の進歩と相待つて優秀なるものが出現し、殊に周波數を遙倍す

る周波數變成器の完成せらるるに至り、其の利用範圍も亦擴大せられ、大洋横斷通信は勿論、船舶用發電機式の出現を見るに至つた。併し電弧式、發電機式は真空管式に比し多くの缺點を有するため、真空管式の發達と共に現在に殆ど使用されてゐない。真空管式無線電信も亦真空工學の發達に並行して發達し殊に電弧式及發電機式に比較して、簡単に取扱ひ得るため、其の使用範圍は急速度を以て擴大せられた。真空管式は又短波長無線電信の發達を促進せしめた。初めヘルツ氏の實驗に使用したる電磁波は、數センチメートルの短波長であつて、マルコニ氏が初めて無線電信に實用した電磁波の波長も亦數百メートルのものであつた。其の後送信電力の増大するにつれて、漸次其の使用波長を長くする必要に迫られ、遂に二萬メートルに及ぶ長波長すら實用せらるるに至つたのである。斯くの如く無線電信に長波長のみを使用せらるるに至つた原因の一つは、短波長に於ける持續電波の發生が不能であつた事に基因するのである。然るに真空管を使用すれば、短波長に於ける持續電波の發生も容易となつたため、再び短波長方面に於ける種の實驗が行はれ、長距離通信と雖も、短波長電磁波の電離層に於ける反射現象を利用し得る事が確實となり、最近に於いては大洋横斷通信は勿論各種の業務に短波長を使用せらるるに至つた。

送信裝置の改良と共に受信裝置も亦改良せられた。特に受信裝置の主要部たる檢波器に就いては種々の發明があつた。最初マルコニ氏が無線通信を發明した當時に於いては、檢波器としてコヒーラーを使用したのであるが、其の後磁氣檢波器、電解檢波器等が使用せられ、更に進んで鑛石檢波器及真空管檢波器が使用せらるるに至つた。又持續電磁波式無線電信の發達につれて、之に適する檢波器として最初はツッカー、トーンウエル等の發明があつたが、現今に於いては凡て真空管檢波法が使用せられてゐる。更に又増幅裝置としては、最初は特殊のリレイを使用して局部回

路を作りたる上増幅する様な考案もあつたが、受信真空管の發達につれて増幅装置も亦現今は凡て真空管式を使用せらるるに至つた。

空中線を高くするにつれて、電磁波の到達距離を増大し得ることは、マルコニ氏の夙に實驗せるところであるが、其の結果大電力無線電信局に於いては、空中線の高さを數百尺とし、且つ其の形も成るべく多くの電氣容量を有し、其の實効高を大にする方向に進んだ。又固定地點間の通信には對手局の方向に最も強勢なる電磁波を發射し得る所謂指向性空中線が利用せらるるに至つた。殊に短波長に於いては、此の指向特性を持たせる事が比較的容易であり、且つ反射空中線を利用してこの特性を鋭敏になし得る特徴があり、種々の形式の指向空中線の發明を見るに至つた。

受信空中線としては餘り高き空中線は使用せられてゐない。之は空中電氣の妨害を甚大ならしめなためであつて、受信空中線としては高さの方面に發達せず、其の形狀の方面に發達し、空中電氣除去上比較的有効なる棒形空中線、ビバレッジ空中線及間隙空中線等の發明があり、又短波長に於いては送信空中線と同様に反射空中線を利用し得る特徴があり、種々の形式の指向性受信空中線が實用せらるるに至つた。

第三節 世界に於ける無線電話發達の概況

無線電信の發明以來、之を無線電話に利用する研究も亦各國に於いて行はれたのであるが、無線電話は減幅電磁波を以てしては之を行ふことが出来ないから、先づ如何にして持續電波を發生し得るかと云ふ研究に各國共力を注いだ

のである。

一九〇二年丁抹人パウルゼン氏は電弧式送信機の特許を得て、間もなく之を無線電話に應用して、一九〇九年丁抹のエスベルグ・リングスビー間約百七十哩の通話を行ひ、其の後コーペンハーゲン・伯林間に通話をなし、相當の成績を納めたのであるが、この通話は單に實驗に止り、實用の程度に達せずして終つた。

其の後コーラン及ジンス兩氏の電弧式無線電話は、一九一四年にパリ・メドレー間二百キロメートルの通話を實驗したが、是亦實用の程度に發達するに至らず。尙この電弧式は強勢なる持續電磁波を發生し得るも、之を音波を以て變調することの面倒なることと、雜音のために通話が不明瞭になる缺點があつた、更に又一九一二年パニー氏はローマ附近のセントセル・トリポリ間約六二五哩の試験に成功したが之等孰れも通話不明瞭なることにより、實用に供せられずに終つたのである。

一九〇一年米國人フェツセンデン氏は高周波發電機に依つて、持續電磁波發生の可能なることを知り、タービン直結の高周波發電機の製作に成功し、一九〇八年にはブラントロック・ジャマイカ間二〇〇哩の通話に成功した。其の後米國に於いてはアレキサンダーソン氏の設計になる所謂アレキサンダーソン發電機を使用し、無線電話の實驗に成功せる旨發表したが、之には五〇キロの電力を使用し變調方法としてマグネチック・アンブリファイヤーを使用した。又ニューブラウンズウィック局間二〇〇キロをアレキサンダーソン發電機を使用し軍艦との間に通話を試み、且つ歐洲迄達することを得、二、五〇〇哩まで十分通話可能なりとする結論を得た。

瞬滅火花式無線電信の發明後特殊の火花間隙を考案し、之を無線電話に應用したるものも數例ある。就中チツチャ

ム氏發明のものは一九一五年五〇キロメートルの通話距離に成功し、鳥潟、横山、北村氏發明のTYK式は數十哩の通話に成功したるも、元來瞬滅火花式は完全なる持續電磁波を發生し得ないから、其の通話不明瞭なることと、火花の雑音の混入するため、實用電話として發達するに至らなかつた。然るに最近の發達にかかる真空管式無線電話は其の發生する電磁波の純粹にして少しも減衰せざる持續性を有し、且つ之を音聲にて變調することの容易なることに依り著しく發達し、現今に於いて無線電話として實用せらるるものは、此の式より他にない現狀になつてゐる。

抑々真空管を用ひて持續振動電流を發生する装置は、一九一三年頃より各國の特許に散見せるところであるが、獨乙人マイスナー氏は本式に依つて、一九一三年既に三十六キロメートルの通話に成功し、又各國に於いても真空管に依り持續振動電流を發生して、之を無線電話に應用する種々の方法が發明せられた。就中有名なるものを擧ぐれば、英國マルコニー會社のラウンド氏は一九一四年之に關する特許を得、米國ドフォーレー氏は一九一五年ウルトラオーヂオンと稱する特殊装置の特許を得た。而して其の當時無線電話の長距離通信中最も規模大なりしは、米國に於いて一九一四年より一九一五年に亘り、ワシントン附近の海軍局アーリントンより加州メーア・アイランドまで二、五〇〇哩の通話に成功したるものであつて、之は米國電話電信會社、ウエスタン電氣會社の共同研究に依り、米國海軍省の援助を得て行はれたのである。この實驗に於いては、又同時に紐育より有線電話にてアーリントンへ、同局より自動的に無線電話に接続せられ、桑港―巴里間及巴里―布哇間の通話に成功した。

一九二一年マルコニー會社はロンドン―アムステルダム間を有線無線連絡を行ふため、僅か一〇〇メートルの短波を使用し、北海横斷無線電話を實驗して良好なる成績を得た。我國に於いても陸海軍、逓信省及民間に於いて、之が研究に従事し、一九一五年には其の試驗通話に成功したが、一九一六年に至り我海軍に於いては無線電話の祕密特許を得、逓信省に於いては鳥潟技師、佐伯技師等も同時送受話及有線電話との自働接続方法を考案し實用せらるるに至つた。

其の後真空管製作工業の發達につれて、大電力の無線電話も亦實用に供せられ、一九二七年には英米間の商業用無線電話事務の開始を見るに至つた。此の通話はシングル、サイド、バンド式と稱せられ、從來の如き廣き範圍の波長帯を有せざる特殊の方法を使用し、無線電話界に一新紀元をなした。更に短波長も亦大洋横斷の無線電話に使用せられ、ビーム式空中線の特長を利用して同時送受話を行ひ、長波長の回路と相俟つて、無線電話の利用範圍を擴大しつある。

無線通信はいづれも同一空間を使用するを以て無線通信、放送無線電話施設の激増と共に相互の混信妨害除去が重要な問題となり、その解決方法として發振周波數の安定化、波長帯の經濟的使用及新なる波長帯の開拓等に就き研究が進められた。

發振周波數の安定方法としては周波數安定度一萬分ノ一以上のピエゾ發振器が發達し、波長帯の經濟的使用としては前述の單側帶波通信方式及同一周波數放送電話が實施せられ、波長帯新分野の開拓としては超短波、極超短波の實用化が行はれてゐる。

テレビジョンは一九二八年英國ロンドンよりジョン・ベアドロによりニューヨークのハーツデルに短波にて送られたるも、その後その質的改善に努力が傾注せられ、一九三三年に米國のツヴォルキンがアイコノスコープなる優秀なる

撮像管を考案し、又受像管なるキネスコープも發達し今やその試験放送期を脱し實用化の第一歩を踏み出しつつある。即ち米國にては一九三九年桑港博覽會にて試験放送、紐育にてテレビジョン定期放送を開始し、ドイツにては標準受信機の大量生産を行ひ、英國にては既に一九三六年十一月ロンドン・アレクサンドラパレスからテレビジョン定期放送を開始し、その他フランス、ソビエト等もその實用化に努めてゐる。

放送無線電話は無線電話の發達に伴ふ一大産物であつて、一九二〇年米國に於いて此の業務を開始せる以來驚くべき大躍進を以て全世界に發展し、今日の隆盛を見るに至つた。今や世界各國に於いて之が施設を持たざるところは皆無にして、放送局の數は一九三八年末にて中波一九三〇局を數へ登録受信機數七一、〇〇〇、〇〇〇個を數へてゐる。その國內放送は一定のサービスイヤを擔當し文化並に治安機關としての使命を遂行しつつあり、技術的に良質な聴取を與ふるの見地より長波或は中波を使用し、各放送局間は國內に於いては放送中繼線を以て緊密なる連繫を保持し、國際的には有線及無線を以てする國際中繼回線に依り世界放送網にリンクし、世界文化の交流に指導的役割を演じつつある。

更に近年は短波による大電力長距離海外放送を行ひ、その使用語も對象地域により、各國語を以て海外放送の武器とし、又平和的文化の向上に資する使命を果してをり、その局數も一九三八年末にて五八四局に上つてゐる。

第四節 本邦に於ける無線電信無線電話發達の概要

明治三十年マルコニ式無線電信の成績發表せらるるや、我國に於いても之が研究を始め、殊に陸海軍省及逓信省に於いては盛に之が調査研究を開始した。其の當時に於いてはマルコニ氏發明の詳細は祕密に附せられ、其の内容一切不明であつたから、機器の製作等には多大の研究を要したが、漸次その研究を進め、逓信省は明治三十年末に品川灣内臺場と月島との通信試験に成功し、同三十三年には下總津田沼上總八幡間海上二〇哩及上總八幡相模大津間海上二十九哩、次で下總船橋相模大津間三十四哩の通信を行ひ、其の後研究を續けた結果種々の發明考案をなし、是等を以て所謂逓信省式なる一方式を樹立するに至つた。次で明治三十六年には長崎臺灣間海上六三〇哩の通信を行ひ、此の方式の優秀なることを確認せられたが、偶々日露戰役起り、ために該試験は中止の止むなきに至つた併し之を實地に應用し得て戰役中に大なる効果を擧げたのである。

明治三十九年伯林に開かれたる第一回國際無線電信會議以來我國に於いても公衆用無線電信局を設置することとなつたが、此の當時にあつては、通達距離は僅か一二〇哩内外であつて、未だ充分なる効果を發揮するに至らなかつた。其の後、技術の進歩に従ひ諸種の發明も相次で現れ、漸次其の通達距離を増大し、更に又短波通信の出現に依つて益々通達距離を増大し世界各國に對し無線通信を行ひ得ざるところなき現狀にある。

海軍省に於いては明治三十三年無線電信調査委員會を設けて之が研究を行ひ、同年築地羽田間六哩の陸上試験に成功し、翌年は築地安房館山間四〇哩、又翌三十五年には横須賀大洗間六〇哩の試験に成功して、之を實用に供することと決定し、この調査委員會を解散した、爾後各艦船に無線電信装置を設備し、明治三十八年日本海海戰には此の無線電信が有効に活用せられた。其の後益々研究を進め大正三年には千葉縣船橋に大電力無線電信所を創設し、引續

き各鎮守府にも之に對應する無線電信所が設置せられた。

陸軍省に於いても無線電信を軍用に應用する必要を認め、明治四十三年無線電信調査委員會を設け、其の實驗研究を開始し、翌年には宇都宮甲府間の試験を行ひ、其の後引續き各所に於いて實驗を行ひたる上、之を實用に供した。

大電力無線電信局の必要は遞信省に於いても之を認め、大正四年船橋無線電信所を海軍より借用して、日本布哇間の通信試験を行ふて豫期の成績を得、翌年秋一般公衆通信を開始し、大洋横斷の固定通信を實現するに至つた。爾後大無線電信局の國際的發展に伴ひ、本邦に於いても之に對應して大擴張を行ふ必要に迫られ、大正十四年日本無線電信株式會社の設立を見るに至つたことは別記の如くである。

長距離無線電信に關しては、短波無線通信の長足なる進歩發達に伴ひ、諸國に於いても夙に此の施設をなし、本邦に對しても之が連絡の交渉をなし來るもの次第に増加しつつあり、本邦に於いては先づ東京臺北間に之が施設をなす目的を以て、昭和五年初頭東京無線局及臺北電信局内に調査用假設備を裝置して良好なる成績を得、瑞西、マニラ、米國、奉天等との通話及放送中繼に使用せられた。其後昭和七年十一月國際無線電話株式會社の設立を見るに至り、更に昭和十三年三月、日本無線電信株式會社國際無線電話株式會社の兩者を合併し對外通信施設の擴充並に一元化を圖る事となつた。

我國に於ける超短波の實際通信の應用も昭和八年秋田縣酒田飛鳥間に電話回線が作成せられたが、その後津輕海峽に於いて超短波による搬送式六通路路多重電話が實施せられ、漏話その他の技術的困難は整流負饋還の利用により克服せられた。

短波通信の多重化に對しては單側帶波多重通信方式に就いて昭和十二年秋東京鹿兒島間に於いて實驗を行ひ成功を収めたが、本方式は電話二回線電信二回線にしてフェーディング現象の影響少く電氣的特性優秀なるを以て大阪臺灣間に實際回線を作らんとしてゐる。

無線電信の高速度化に對しては光電式送信機噴射式受信機を用ひて機械的慣性を減少せしめ、昭和十三年東京京城間に於いて實驗の結果、一、〇〇〇ボー近くの高速度通信の可能なることが立證せられた。

我國に於ける無線寫眞電信は昭和八年内地臺灣間にて振副變調及サイラトロンによる時變調調査行ひたるを嚆矢とし、その後伯林、倫敦、桑港等を相手局として調査を行ひ長距離無線寫眞電信は時變調による可しとの結論を得、各國と業務を開始しつつある。

又寫眞電信の一形態として模寫電信が發達し、之により文字のみならず氣象圖放送等を行はんとしてゐる。我國に於けるテレビジョンは遞信省、日本放送協會、各製造會社に於いて着々と研究が進められ、昭和十四年に於いて日本放送協會により八米波を搬送波として試験放送が行はれた。

航空無線嚮導方式は、中波によるものにして米國に於いて實施せられてゐるAN式を最初用ひたが、我國獨特の考察になる全方向式嚮導標識につき、昭和十三年、十四年の兩年に互り米子局にて調査を行ひ、優秀なる結果を得たので本方式を今後採用する豫定である。

第二章 無線電信無線電話事業の創始

第一節 無線電信事業の創始

本邦に於ける無線電信の研究は、マルコニ無線電信發明の翌年、即ち明治二十九年十月遞信本省内に無線電信研究所を設置し、之が研究に著手したるに創り、早くも翌三十年十二月二十四、五兩日に互り、京橋月島河岸と芝金杉沖の船舶間海上一哩を距てて最初の無線電信通信實驗を行ひ成功を収めた。越えて三十二年には下總津田沼上總八幡間海上十哩、上總八幡相模大津間海上二十九哩及下總船橋相模大津間海上三十四哩の通信試驗に成功し、更に明治三十六年には長崎縣三重崎と臺灣基隆間に海上六百三十哩の長距離通信試驗に成功するに至つた。當時各國は各々技術の詳細に關しては秘密を嚴守してゐたのであるが、研究當事者は精勵刻苦よく歐米各國の研究に追隨して後なることがなかつた。即ち明治三十七年工學博士淺野應輔氏は水銀檢波器を、同四十一年故工學博士鳥潟右一氏は紅亞鉛鑛對班銅鑛其の他の鑛石檢波器を、前遞信技師佐伯美津留氏はカーボランダム檢波器を夫々發明したが、之等と其の他の各研究従事者の考案發明の結果とを綜合して、所謂遞信省式と稱する優秀なる一方式を樹立するに至つた。

我陸海軍に於いても遞信省と相前後して研究に著手し、其の進歩著しきものがあつたが、茲に特筆すべきは、明治三十八年五月、彼の日本海海戰に於いて、哨艦信濃丸が無線電信に依り「敵艦見ゆ」なる信號を發し、日本海海戰の勝因を作つた有名な事柄である。唯一片の無線信號が皇國の興隆に偉大なる貢獻をなし、國運の消長に重大なる影響を與へたことは無線電信の功績の偉大さを物語る好適例である。

諸外國に於ける無線技術の進歩と、萬國無線電信會議の開催とは、自然我遞信省に於ける公衆無線通信開始の準備を促進し、遂に明治四十一年五月、千葉縣銚子に最初の海岸無線電信局開設となり、同時に東洋汽船會社所屬の桑港航路汽船天洋丸にも船舶無線電信局を設置して公衆電報の取扱を開始し、更に同年中に於いて、潮岬、角島、大瀬崎落石の各無線電信局を設置すると共に、船舶にも丹後丸外四局を増設して、茲に本邦無線電信事業の基礎を作つたのである。當時使用機器は尙未だ幼稚の域を脱せず、いづれも普通火花式送信機とコヒーラーを用ひたる受信機とを用して通信を行ひ、確實なる通信距離は僅かに百哩を出でない有様で、交信期間も船舶の出入港前後又は海岸局附近航行中の僅か半日にも足りない程であつた。

當時之等の局に於いて取扱はれた無線電報通數は、開業初年たる明治四十一年に於いて四、七七八通にして、海岸局一局當一箇月取扱通數は僅かに一一三通に過ぎず、昭和十三年度に於ける一局當平均一七、六五〇通に比較すれば、一五六分の一に過ぎない有様であつたが、然も當時船舶業者等にとつては如何程の福音だつたか知れないのである。

第二節 無線電話事業の創始

無線電話は無線電信の特性に加ふるに通信操作に特殊の技術を要せざる特長があるので、無線電信より遙かに後れて實用に供されたにも拘らず、其の進歩發達頗る急速にして、今や將に無線電信の有する地歩を脅かさんとしつつあるのみならず、放送無線電話（ラヂオ）として獨歩の境地を見出し、社會文化の發達に貢獻するところ實に計り知るべからざるものがある。

無線電話は、無線電信の發明に遅ること約十年、即ち明治三十九年の交より研究に著手せられたのであるが、我國に於いても明治四十年に之が研究を開始し、銳意研鑽の結果、明治四十五年二月逓信省電氣試験所に於いて、當時第四部長たりし鳥潟博士、横山英太郎、北村政治郎三氏に依り、特殊の火花間隙を應用せる所謂 T・Y・K 式無線電話を發明するに至り、之に依り海上三十哩の通話試験を行ひ、成功を収めて世界各國の賞讃を博した。

其の後一層の改良工夫を施して、大正五年四月初めて之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに裝置して、電報送受の用に供したのであるが、これ世界に於ける無線電話實用の嚆矢であつた。其の後發振眞空管の出現に依つて、無線電話の研究は急速に進展し、大正六年鳥潟博士、佐伯技師等に依り同時送受話の方法及有線電話との自動接続方法等考案せられ、種々實驗研究を重ね、改善に改善を加へたる結果極めて好成绩なるを認めらるるに至り、大正十年五月神戸中央電話局内に無線接続裝置をなし、約一年半の實驗期を経て大正十二年一月一日より、無線電話設備

裝置汽艇をして、要求に應じ同港内碇泊船舶に繋留せしめ、其の媒介に依り船舶内の人と陸上有線電話加入者との間に試験通話を開始し、本邦に於ける海陸連絡無線通話の濫觴をなしたのである。

爾來技術上に改良を加え、漸次其の成績良好となるに及び、船舶内にも無線電話裝置を施し、入出港前後等航行中に於いても通話をなし得ることとしたのであるが、更に大正十四年神戸中央電話局と同様の裝置を、門司郵便局にも設けて、兩港出入の臺灣航路船舶及鐵道省關釜連絡船との間に通話を行ひつつあつたが、海上數十哩の船舶との通話愈々確實となつたので、之を制度化することとなり、昭和三年九月無線電話規則を制定し、神戸中央電話局及門司郵便局に於ける有線無線連絡設備を介し、船舶と陸上電話加入者又は其の他一般公衆との間及海上船舶相互間に於いて公衆通話の取扱を開始するに至つたのである。

此の間諸外國に於ける無線電話の研究も亦大に進み、遂に放送無線電話（ラヂオ）にも利用せられ、顯著なる發達を見るに至つた。我國に於いても大正十年初頭より之が研究に著手し、越えて同十二年十二月放送用私設無線電話規則を制定公布し、放送事業開始の端緒を開いた。同規則に基き翌十三年社団法人東京放送局、同十四年同大阪放送局、同名古屋放送局の設立が認可せられ、各局は大正十四年三月より七月迄の間に於いて、夫々放送を開始した。

次で大正十五年英米間長波に依る國際長距離無線電話業務の開始あり、恰も此の前後に於いて實用化さるるに至りたる短波の出現は、國際間無線電話事業の進歩に拍車を懸け、僅々數年の間に世界各國間に無線電話網の張らるるに至りたるに鑑み、我國に於いても之が急設の要あるを痛感してゐるが、政府財政の狀態は直ちに之が實現を許さざるものありしを以て、民間資金を利用して、其の施設をなすの捷徑なるを認め、昭和七年國際竝に對殖民地無線電話設

備の建設維持及機械の運轉に限り、之を民間に委ね、通話の取扱等實際の通信事務の運行は政府に於いて之を掌理するの方針を決定し、之が設備使用に對する交付金に關し、豫算外國庫負擔契約の件を昭和七年第六十三回臨時議會に提出して協贊を經、同年九月公布せられたので、國際電話株式會社發起人總代男爵藤村義朗氏に對し、同年十月一日附を以て、其の無線電話施設を許可せられた。同會社は同年十二月二十四日創立總會を經、完全に設立を見たので翌八年初頭より第一期建設に著手し、昭和八年度中に之が完成を見たので昭和九年六月臺灣との間に、八月には滿洲國、九月には比律賓、十月には蘭領印度、十二月には亞米利加合衆國との間に無線電話連絡を開始し、昭和十年には英國及獨逸との間に、昭和十一年には上海及佛領印度支那との間に、昭和十二年には泰國及亞爾然丁との間に、昭和十三年には布哇、智利及伊太利との間に夫々無線電話連絡を開始した。

第三章 無線電信無線電話の取扱機關

第一節 序 說

本邦に於ける無線電信無線電話は、創始當時に於いては、一切之が民設を許さず、凡て遞信省に於いて施設經營したのであるが、其の後無線科學の進歩發達に伴ひ、その利用旺んとなり、從來の如き政府の絕對專掌主義を堅持するは、時世に適せざるに至つたので、大正四年現行無線電信法を制定し、政府專掌の趣旨を没却せざる範圍に於いて、無線電信無線電話は遞信大臣の許可を得たる場合に限り、之を一般に私設し得ることとした。又無線電信主務官廳以外の官廳が、其の事務執行のため施設するものに就いては、官應用無線電信無線電話に關する勅令に基き、大正九年遞信省令を以て官應用無線電信無線電話規則を制定し、之等の官應用無線電信無線電話は陸海軍に於いて軍用電信法（昭和九年三月軍用電氣通信法の公布に依り廢止さる）に依り施設するものを除く外は、凡て遞信大臣の承認を得て施設することとしたので、現在に於いては、本邦無線電信無線電話は、その施設主體に依り之を官設、私設及官應用施設及軍用施設に區別することが出来る。

而して陸海軍大臣が軍用電氣通信法に依り、施設經營する軍用施設は之を措き、その他の施設に就いて分類すれば監督機關として中央に遞信省、地方に各遞信局及無線通信監視局あり、其の取扱機關の方面より區別すれば左の三種がある。

- 一 公衆通信用無線電信無線電話
- 二 私設無線電信無線電話
- 三 官廳用無線電信無線電話

公衆用無線電信無線電話は政府の獨占經營するところにして、その業務は遞信大臣之を管理し、私設及官廳用無線電信無線電話は、其の施設目的に従ひ、施設者の専用通信のみを取扱ふものである。

第二節 監督機關

一、中央 機關（遞信省）

事業創設當初は通信局に於いて、實際上直接無線局を管理し、無線電報取扱に關する各般業務を監督してゐたのであるが、その後大正四年無線電信法並に同九年官廳用無線電信無線電話規則の實施に伴ひ、從來の公衆無線電信事業管理事務の外に、私設又は官廳用の無線電信無線電話の許可、承認取消其の他の處分をも行ひ、且つ之等の事務に對し、地方遞信局の指揮監督をもなすこととなつたのであるが、其の後通信局が郵務、電務、工務の三局に分離せられ

たるに伴ひ、本省に於ける無線電信無線電話の監督事務は電務局に於いて之を行ふこととなり現在に及んでゐる。

二、地方監督機關

(一) 遞信局である。明治四十三年四月通信事業の地方監督機關たる遞信管理局制度復活に伴ひ、無線電信無線電話現業事務監督は全國十三箇所の遞信管理局に於いて行ふこととなつた。其の後官制改正に依り、遞信管理局は遞信局と改稱せられ、全國七箇所に置かるることとなつた。其の無線電信無線電話に關する監督事務の範圍は無線電信無線電話に依る公衆通信に對する監督の外、無線電信法並に官廳用無線電信無線電話規則に依る私設又は官廳用の無線電信無線電話に對しては、第一次監督官廳たるの地位にありて、私設電信電話無線電信無線電話監督事務規程等の定むる所に依る諸般の監督を行ふのである。尙大正十五年十一月私設無線電信規則（昭和九年私設無線電信無線電話規則の公布に依り廢止さる）改正に伴ひ、船舶又は航空機に施設する私設並に官廳用の無線電信無線電話に就いては、其の施設の許可承認を專決し得ることとなつた。又無線電信無線電話に依る通信にして、公安を妨害し、又は風俗を壞亂するものに對し、其の送達又は通信の停止をも行ふのである。

(二) 無線通信監視局である。之は無線電信無線電話に依る通信の秩序、統制並に公安維持のため特に指定したる無線電信局をして、無線通信の監視を行はしめるのである。之等監視局は公衆通信上、軍事通信上又は無線電信無線電話の混信防遏上の必要に應じ、私設又は官廳用の無線電信無線電話に對し、其の使用電力、周波數又は交信の順位、速度を指示し其の他臨機の措置を行ふ外、無線通信にして公安妨害、風俗壞亂に涉ると認めるときは、直接當該通信士に對し其の通信の停止を命ずるもので現在の無線通信監視局は官設海岸局及官設船舶局の全部が指定せられてゐる。

第三節 現業機關

第一款 公衆通信

無線電信無線電話取扱機關は、之を公衆通信を取扱ふ機關と、然らざる専用通信を取扱ふ機關とに區別することが出来る。而して前者を一、無線電信取扱機關二、無線電話取扱機關とに區別する。

一、無線電信取扱機關 無線電信取扱機關として第一に述べべきは無線電信官署である。

(一) 無線電信官署の種類 無線電信官署は其の施設の種類より分類すれば、局と取扱所との二種となる。明治四十一年無線電信業務を開始したる當時に於いては、無線電信無線電話の私設を認められざりし關係上、陸上と船舶内とを問はず、専ら無線電信局のみであつたが、大正四年無線電信法の制定實施せらるるに伴ひ、私設無線電信を公衆通信に供用して、所謂無線電信取扱所を設置し得ることとなり、時恰も歐洲大戰のため船舶に無線電信の施設を必須とし、船舶私設無線電信續出せるが、之等施設は單に航海の安全並に海運事業に使用することとまらず、公衆通信にも使用することを要望するに至り、政府は無線電信法に依り、之を公衆通信に供用し、無線電信取扱所を設置することとせるが、右取扱所の數は漸次増加して現在に於いては約一千を算するに至つた。

次に無線電信官署を設置場所及取扱業務の上より分類すれば、固定局、陸上局及移動局の三種となるのであるが、

更に陸上局を海岸局及航空局に分類し、又移動局は船舶局及航空機局に分類することができる。

海岸局は船舶無線電信と、航空局は航空機無線電信との間に通信を行ひ、固定局は固定局相互間に陸上發着電報を取扱ふものであるが、本邦の現状は固定局海岸局及航空局を兼ねる無線電信官署が甚だ多い。

(イ) 無線電信局は遞信省自ら施設經營するもので、無線電信機器を裝置するの外陸線に依り國內有線電信取扱機關に接続せられてゐる。其の等級は他の通信官署と同様一、二、三等に分類せられ、明治四十一年五月千葉縣銚子及東洋汽船天洋丸に開局せられたる二等無線電信局を以て最初とする。(別表参照) 尙一般郵便局電信局に無線電信設備を施して、無線通信を取扱ふ場合に於いては、形式上之を無線電信局とは稱しないが、實質上無線電信局である。又無線電信裝置を有せざる一般電信官署も無線電報の受付配達を行ふものであるから、廣義の無線電信官署に包括せられる。又遞信局は無線電信現業務を直接取扱はざるを以て、普通に謂ふ所の無線電信官署に非ざるも、無線電報の檢閲停止等を行ふものに付、同じく廣義の無線電信官署中に包含せられる。

(ロ) 無線電信取扱所は軍用、官廳用、又は私設無線電信を公衆通信に供用して無線電信取扱所を設置したるものであつて、我國に於ける最初の私設無線電信は、日本郵船株式會社の豊橋丸に設置せられたるものであり、且つ之を公衆通信に供用せるを以て無線電信取扱所の最初とし、實に大正四年十一月のことである。爾來逐年増加し、現在約一千を算する船舶無線電信官署の大部分は、私設無線電信を公衆通信に供用したるものである。

(1) 陸上の無線電信取扱所は左の通りにして、大正六年一月廿一日舞鶴海軍無線電信所を海軍遞信兩省協議の上公衆通信に供用して、日本海方面航行船舶無線電信との間に海岸局業務の取扱をなさしめたるを以て嚆矢とし、其の

後軍用、官應用又は私設の陸上無線電信を供用して、無線電信取扱所を設置せられたるもの次第に増加し現在左の十箇所に及んでゐる。

名	種	施設別	設置年月日	取扱業務	名	種	施設別	設置年月日	取扱業務
父島無線電信取扱所	軍用	大正三、九、一	固定、移動	ラサ島無線電信取扱所	私設	大正六、一〇、一	固定	定	
佐世保無線電信取扱所	同	同	同	片岡無線電信取扱所	同	昭和九、七、三〇	固定	定	
稚内無線電信取扱所	官應用	大正一四、四、二	固定、移動	柏原無線電信取扱所	同	同	同	定	
横濱無線電信取扱所	同	昭和三、一、二	移動	戸畑無線電信取扱所	同	昭和九、二、二六	移動	動	
石垣島無線電信取扱所	同	昭和八、八、六	固定	加藤別荘無線電信取扱所	同	昭和一〇、八、七	固定	定	
幌筈無線電信取扱所	同	昭和一〇、一〇、九	固定	焼津無線電信取扱所	同	昭和二、四、一六	移動	動	
名古屋港無線電信取扱所	同	昭和一〇、三、三	移動	石巻無線電信取扱所	同	昭和三、四、一	移動	動	
南大東島無線電信取扱所	私設	大正六、七、〇	固定、移動	村上崎無線電信取扱所	同	昭和三、四、三〇	固定	定	

備考 ラサ島無線電信取扱所は昭和六年二月十三日一旦廢止昭和十年五月十六日再開

(2) 船舶内無線電信取扱所は無線電信法の實施せられたる大正四年中に於いて既に九箇所を數へ、其の後船舶無線電信の普及に伴ひ急激に増加し、昭和十四年三月末現在に於いては一、〇〇五に上り船舶無線電信施設總數の約五・三割に達してゐる。

船舶内無線電信取扱所累年増加状況

大正 四年度末	九	大正 六年度末	八六	大正 八年度末	二一四
大正 五年度末	三八	大正 七年度末	一四九	大正 九年度末	二七五

大正一〇年度末	二四九	昭和 二年度末	六七五	昭和 九年度末	六三八
大正 一一年度末	三九六	昭和 三年度末	六九八	昭和一〇年度末	六八五
大正 一二年度末	四四三	昭和 四年度末	七一五	昭和 一一年度末	七〇七
大正 一三年度末	五〇八	昭和 五年度末	七二九	昭和 一二年度末	八一五
大正 一四年度末	五四〇	昭和 六年度末	七〇八	昭和 一三年度末	一、〇〇五
昭和 元年度末	六三二	昭和 八年度末	六八五		

尙之等の無線電信取扱所に對しては、日附印、式紙類、通信區畫便覽、局名録其の他一定の事務用品等を交付するの外、左の公衆通信取扱費を支給する。(軍用通信を供用したる場合を除く)。

- 一 官報、私報及新聞電報(放送無線電報を除く)の發信著信又は中繼信の各取扱一通に付金十五錢。但し同文電報の第二通以下は一通に付此の半額。
- 一 配達事務を取扱ふ場合は前記公衆電報を直配達区域内配達一通に付金八錢
- 一 前記公衆電報受付の際受取證書を發行したる時交付一通に付金五錢
- 一 公衆電報正寫交付に就いては徵收料金の全額

(二) 無線電信官署に於ける電報の取扱時間

(イ) 船舶局所 無線通信の特異性と艦船の移動性により艦船に發著する無線電報は夜間に於いて疏通せらるることが多いので、關係無線電信官署の電報取扱時間は無休なることが好ましいのであるが、軍用、官應用又は私設の無線電信を公衆通信に供用したる無線電信取扱所に於いては、主として配置無線通信士員數の關係上、無休に執務し

得ない事情があるので、之等取扱所に於いては、一日八時間又は十六時間一定時間に限り取扱ふものが多い。

抑も船舶無線電信の通信執務時間は、當初官設局のみの時代、即ち大正四年十一月現行無線電信法の實施に依り私設無線電信の出現する以前に於いては、全部無休執務のこととせられてゐた。併しながら通信従事者は米國に航行するものに限り、同國船舶無線電信強制法の關係上二人を配置したが、その他のものに就いては凡て一人を配置したのみであつた。當時無線電信の通信距離が極めて短少であつたから、一人でも對手局と通信可能の間無休に執務することが不可能ではなかつたのである。その後無線電信法の實施等に伴ひ、船舶無線電信施設数の増加と通信距離の擴大とにより、従來の如く一人の通信従事者を以て、通信可能時間中無休に執務することが困難となり、且つ私設又は官應用の無線電信を供用して設置したる無線電信官署の電報取扱時間は、當該無線電信の通信執務時間に一致せしめられた關係もあり、無線電報疏通上の便宜をも考慮して、大正六年初頭からは船舶無線電信にして、その配置通信従事者員數の關係上無休に執務し得ないものに就いては、大體左の時間のみ執務せしむることとせられたのである。

自午前八時 至午前十一時 自午後二時 至午後五時 自午後八時 至午後十二時

尤も通信執務時間を無休とするか、若くは限定とするかに就いては、全く當該無線電信施設者の任意であつたのであるが、その後大正十五年十一月船舶無線電信施設法の實施に伴ふ規定改正の結果、船舶無線電信の通信執務時間は特に指定せらるるものを除き、當該船舶の航路定限等に従ひ、左の區別に依ることにより一定せられ、且つ之が通信従事者の最少限資格員數に就いても規定せられた。

(1) 遠洋航路を航路定限とし二百人以上の旅客定員を有する船舶に施設し公衆通信を取扱ふもの 無休

(2) 公衆通信を取扱ひ前號に該當せざるもの 自午前八時 至同十時 自午後二時 至同四時

(3) 公衆通信を取扱はざるもの 自午後八時 至同十二時 不定

然るに昭和四年一月一日より實施の華府國際無線電信條約は、船舶無線電信の通信執務時間に付規定を設け、之を第一種（無休）、第二種（甲一日十六時間、乙一日八時間）及第三種（不定）の三種に分ち、且つ第二種のものに就いては、その執務時間を定めたので、本邦船舶無線電信に就いても之に倣ひ、前記(2)に該當するものは右條約の定むる時間割に従ひ執務することとせられたのである。但し限定執務のものを一日十六時間執務とするか、一日八時間執務とするかに付いては、別に強制規定を設けず、當該施設者の隨意に委せられてゐたのであるが、その後船舶無線電信の相互混信妨害の甚しき等に鑑み、昭和九年一月一日馬德里國際電氣通信條約等の實施に伴ふ國內規定の改正に際しては、比較的大型船舶即ち遠洋の航行區域を有する船舶にして、旅客定員百人以上二百人未滿のもの、又は近海の航行區域を有する總噸數五千噸以上の船舶にして旅客定員百人以上のものに施設し、公衆通信を取扱ふものに對しては、一日十六時間の執務を強制することとせられ、又無休及一日十六時間通信執務時間に該らざるも無線電信の施設を強制せらるる船舶（漁船を除く）は公衆通信を取扱ふと否とを問はず通信執務時間一日八時間なることを要することとなつた。

(ロ) 陸上局所 女島無線電信局及新潟郵便局無線電信分室を除き他は全部無休であるが、陸上無線電話取扱所は稚内、石巻、焼津及戸畑の各無線電信取扱所を除き、いづれも一日僅々數時間を取扱ふこととなつてゐる。

二、無線電話取扱機關 之には無線電信官署の場合と同様、局と取扱所の二種ある譯であるが、無線電話のみを取扱ふ單獨の無線電話局無線電話取扱所は現在に至るまで設置せられたることなく、有線電話局、無線電信局又は無線電信取扱所に併設せられたるものみにして、昭和十三年末現在其の數陸上に於いて固定業務を取扱ふもの十二局移動業務を取扱ふもの三局、船舶内十七局合計三十二局である。

無線電話局は陸上局としては、東京中央電話局、神戸中央電話局及門司郵便局の三局あり、何れも船舶内無線電話との間にも通話を取扱ひつつあるが、將來航空機内無線電話との間の通話をも取扱ふに至るものと豫想される。神戸及門司の兩局は陸上と近海船舶との間の通話業務を取扱ひ、前者は大正十二年一月より、後者は大正十五年九月より無線通話試験を開始し、昭和三年九月無線電話通話制度創始と共に無線通話事務を開始した。又東京中央電話局は陸上と遠洋船舶との間の通話業務を取扱ひ、昭和十一年八月日本郵船桑港航路船舶秩父丸(現鎌倉丸)との間に正式通話業務を開始した。

船舶内無線電話局としては大正十五年九月香港丸無線電信局内に無線電話設備を併設し、神戸との間に通話試験を開始したるを初とし、引續き海陸間無線通話の試験を續行し、無線電話通話制度創始と共に、香港丸外五隻の各船舶無線電信局の無線電話設備を以て有無線連絡通話を開始したのであるが、現在無線電話設備を有する船舶無線電信局は左の九隻である。

高千穂丸、高砂丸、黒龍丸、鳴綠丸、吉林丸、朝日丸、鎌倉丸、靖國丸。

無線電話取扱所としては、陸上私設無線電話施設を供用したるものではなく、船舶内無線電信取扱所に併設したる無

線電話を公衆通信に供用せるもののみであつて、大正十五年七月設置せられたる深江丸を初め現在左の八隻である。

深江丸、保安丸、進徳丸、景福丸、昌慶丸、徳壽丸、金剛丸、興安丸。

無線電話取扱所に對しては、公衆通話取扱上必要な事業用物品を交付するは無線電信取扱所の場合と同様であるが、支給する取扱費は左の通りである。

(一) 公衆通話 発信、著信 共同額とす

遠洋船舶通話	普通通話料 最初の三分時迄以下同し 三圓の帶域 以下第一帶域に於ける通話	一件毎に 六十錢
近海船舶通話	普通通話料十二圓の帶域 以下第二帶域に於ける通話	一件毎に 三圓
沿岸船舶通話	普通通話料二十一圓の帶域 以下第三帶域に於ける通話	一件毎に 六圓
遠洋船舶相互間通話	遠洋又は近海船舶通話にして沿岸船舶通話の料金を適用したるものを含む以下同し	一件毎に 三十五錢
近海船舶相互間通話		一件毎に 十五錢
沿岸船舶相互間通話		一件毎に 九十五錢
遠洋船舶相互間通話		一件毎に 四十五錢
沿岸船舶相互間通話		一件毎に 十五錢

(イ) 陸地船舶間通話		
(ロ) 船舶相互間通話		
(二) 關係電話官署に對する呼出通知若くは其の取消通知又は對話者に對する通話通知		一件毎に 五錢

(三) 關係電話官署に對する通話取消通知又は對話者に對する通話取消

一件毎に 六 錢

(イ) 陸地船舶間通話

一件毎に 六 十 錢

遠洋船舶通話

一件毎に 三 十 錢

近海船舶通話

一件毎に 六 十 錢

沿岸船舶通話

一件毎に 四 十 錢

遠洋船舶相互間通話

一件毎に 九 錢

近海船舶相互間又は近海船舶と遠洋船舶相互間通話

一件毎に 五 錢

沿岸船舶相互間又は沿岸船舶と其の他の船舶相互間通話

一件毎に 三 錢

(四) 受取證交付

一件毎に 三 錢

第二款 専用通信

一、私設無線電信無線電話

大正四年十一月現行無線電信法の實施に依り、無線電信無線電話私設の途拓かるるや、當時船舶無線電信施設の要を一に痛感せられるる際とて、同年同月日本郵船株式會社豐橋丸、讚岐丸等に施設せられたるを初とし、船舶内に之を施設するもの簇出し、其の後海連界の好況並に船舶無線電信施設法の實施に伴ひ、その施設數愈々増加して、昭和十三年三月末現在に於いて、船舶内私設無線電信數は一、八一四に達してゐる。此の内無線電話を併設したるもの約五〇〇隻である。又航空機内私設無線電信無線電話は、昭和四年九月日本航空輸送株式會社所屬飛行機つばめ號

外三機に施設せられたるを初めとし、その後中央氣象臺長、靜岡縣知事、報知新聞社、朝日新聞社及毎日新聞社等に於いて、その所有航空機に施設し、昭和十三年末現在四九である。

陸上私設無線電信は大正六年三月安中電氣製作所に對し、その製作機器實驗のための施設を許可せるを最初とし、現在特定事業用實驗用を通じ合計三八九に達してゐる。

私設無線電信無線電話は船舶又は航空機の航行安全に備ふるもの及學術の研究又は機器の實驗のものを除けば、全く施設者の特定事業用通信を行ふを目的とするものであるが、現在の私設無線電信無線電話を、その施設目的に依り分類すれば、凡そ左の通りである。

- (一) 陸上私設無線電信無線電話 特定事業用三六 實驗用三一五 報時通信又は氣象通信の受信用三八 計三八九
- (二) 船舶又は航空機内施設のものは、其の殆ど全部が左の三種の通信をなすものである。
 - (イ) 航行安全に關する通信 (ロ) 同一人の特定事業通信 (ハ) 電報託送

二、官廳用無線電信無線電話

官廳用無線電信無線電話は官廳が事務執行のため施設するものであつて使用の範圍は大體私設のものと同様である。官廳用施設は大正九年七月鐵道省が青函連絡通信用として、青森及函館に無線電話を施設したのを嚆矢とするが、同年十一月現行官廳用無線電信無線電話規則の制定あり、爾來其の施設數は漸次増加して、昭和十三年度末現在に於いては無線電信施設は陸上二三七、船舶四三、計二八〇、無線電話施設は陸上五三、船舶二二、計七五、合計三五五を有するに至つた。

局名	位置	取扱業務	沿革	概要
東京中央電信局	東京市	對内及對外地通信	前身たる船橋無線電信局の概要 大正五、九、二一 設置	
検見川送信所	千葉縣	放報時、水路告示、航行報、氣象、傳染、病情、放送無線電報	同 一一、一六 對米通信(對手局ホノルル)開始	
岩槻送信所	埼玉縣		同 一二、一一 東京天文臺よりの中央標準時を海上船舶宛放送開始	
船橋送信所	千葉縣		同 一〇、三、二六 南洋群島宛電報の取扱開始	
原ノ町送信所	福島縣		同 一〇、三、二六 警城無線電信局閉局に伴ひ對米通信業務を廢止し専ら新聞氣象等の放送及南洋並關東州發着無線電報を取扱ふこととなる	
小山送信所	栃木縣	對外通信(滿支を除く)	同 一三、九、一五 東京無線電信局閉局と共に廢止せらる	
福岡送信所	埼玉縣	對外通信(滿支を除く)	前身たる警城無線電信局の概要 大正九、五、一 富岡受信所竣成船橋無線電信局に於ける對米通信の内受信業務を繼承す	
		桑 港 PMR KC WYA	同 一〇、三、二六	原ノ町送信所竣成と共に警城無線電信局完成し茲に船橋無線電信局の對米通信業務の全部を繼承す
		ジロサオモアメリブエノ ユン チス コルダ ネ! ヤ	同 一二、九、一	關東地方に大震災あり東京との連絡杜絶したるも當局裝置に異常な報宜の方法に依り正確敏速なる報道を米國に傳へ遺憾なく無線の効果を發揮せり

局名	位置	取扱業務	沿革	概要
東京中央電信局	東京市	對内及對外地通信	前身たる東京無線電信局の概要 大正一三、九、一五 閉局従來船橋無線電信局に於いて取扱ひたる業務一切を繼承す	
検見川送信所	千葉縣	放報時、水路告示、航行報、氣象、傳染、病情、放送無線電報	同 一四、九、一五 對外放送無線電報取扱開始	
岩槻送信所	埼玉縣		同 一五、二、一 航行警報の放送開始	
船橋送信所	千葉縣		同 一五、七、一 檢見川送信所及岩槻受信所竣工對殖民地通信を改善すると共に對手方面を増設す	
原ノ町送信所	福島縣	對外通信(滿支を除く)	昭和 二、八、七 警城無線電信局廢止と共に之を併合對米通信業務を繼承す	
小山送信所	栃木縣	對外通信(滿支を除く)	同 四、四、一 航空無線業務を開設す	
福岡送信所	埼玉縣	對外通信(滿支を除く)	同 六、一、二五 小山送信所設置	
		桑 港 PMR KC WYA	同 四、二〇 蘭印との通信を開始す	
		ジロサオモアメリブエノ ユン チス コルダ ネ! ヤ	同 五、四 大阪無線電信局の對外通信業務(對南洋、極東通信)を繼承す	
			同 七、三、一 對シヤム通信開始	
			同 七、二、一 對アルゼンチン通信開始	
			同 八、一、一一 對英領印度及シリヤ通信開始	
			同 九、一〇、二四 對メキシコ通信開始	
			同 九、一一、一五 對米第二(桑港MKY)通信開始	
			同 一〇、二、二五 對和蘭通信開始	
			同 一〇、三、三〇 對ブラジル通信開始	
			同 四、一五 東京中央電信局に合併	

昭和	四、二二	獨逸との間に双方向的公衆通信業務開始
同	八、一〇	對英一方的公衆通信業務受信開始
同	五、一、二二	海蔵受信所を四日市受信所と改稱
同	一、二六	對英双方向的公衆通信業務開始
同	二、二一	對佛送信(官報のみ)事務開始
同	三、一	對佛双方向的公衆通信業務開始
同	七、二、二	對瑞西通信開始
同	一〇、一、一	波蘭經由亞細亞土耳其來著信取扱開始
同	九、六、一	對伊太利通信開始
同	一〇、四、一五	名古屋郵便局に合併
同	一一、一〇、三	對伊太利及瑞西を東京に移轉す
同	一二、一一、二一	對英、獨、佛、波の對外通信全部を大阪に移轉す
大阪中央電信局の概要(大阪無線電信局合併以後)		
昭和	一〇、四、一八	滿洲との無線連絡を擴充す
同	一二、二、二五	依佐美送信所及小野受信所を設置す
同	一二、三、八	對支方面通信業務を東京より繼承す
同	一二、六、七	對英印及シリヤ通信業務を東京より繼承す
同	一二、六、一一	深井送信所及明石受信所設置並喜連送信所廢止

鹿兒島郵便局	鹿兒島市	對船	對內航	對外船	對外地
吉野送信所	鹿兒島縣	航	空	機	通
谷山受信所	鹿兒島縣	航	空	機	通
前記たる鹿兒島無線電信局の概要					
昭和	一二、六、一三	滿洲との無線連絡を擴充す			
同	一二、九、二七	對外地通信を高速度に改善する等全般的に整備す			
同	一二、一一、二二	對英、獨、佛、波通信業務を名古屋より繼承す			
同	一三、三、二一	對比律賓、シヤム、蘭領印度及佛領印度通信業務を東京より繼承す			
同	一四、九、三〇	攝津無線電信局の設置に伴ひ航空業務を同局に引繼す			
同	一四、一二、一一	對支方面通信連絡を擴充す			
前記たる鹿兒島無線電信局の概要					
大正	一四、四、一	本局及吉野送信所設置			
昭和	二、五、一	固定用通信設備を増設す			
同	五、五、一	谷山受信所を設置し中央集中通信方式に改善す			
同	一〇、四、一五	鹿兒島郵便局に合併			
鹿兒島郵便局の概要(鹿兒島無線電信局合併以後)					
昭和	一〇、一〇、八	航空無線業務を開始す			
同	一一、一二、二二	那覇郵便局との間に無線電話に依る通話業務を開始す			
同	一三、一〇、二一	海岸局業務を一時中止すると共に對大島無線連絡を整備す			
同	一四、八、一	海岸局業務を再開す			
前記たる那覇無線電信局の概要					
大正	一二、一一、一一	設置と同時に對船船通信及附近島			

那覇郵便局	那覇市	對船	對內航	對外船	對外地
眞和志送信所	沖繩縣	航	空	機	通
前記たる那覇無線電信局の概要					
大正	一二、一一、一一	設置と同時に對船船通信及附近島			

首里受信所	首里市	對	内	通	信	昭和五、五、一 嶼との間に無線連絡を開始す 局を現位置に移轉し従来の局舎を 設置して中央集中通信方式に改善 す
銚子無線電信局	千葉縣	對	船	航	空	同 六、六、一六 久米島との間に通信を開始す
椎柴送信所	千葉縣	對	船	航	空	同 一〇、四、一五 那覇郵便局に合併
瀨岬無線電信局	和歌山縣	對	船	航	空	那覇郵便局の概要(那覇無線電信局合併以後) 昭和一〇、一〇、八 航空無線業務を開始す
						鹿兒島郵便局との間に無線電話に 依る通話業務を開始す
						本邦最初の海岸局として設置 午後九時の無線報時放送開始
						午後九時の無線報時放送開始 歐文放送無線電報の放送開始
						午前十一時の無線報時放送開始 歐文放送無線電報の放送開始
						局を現位置に移轉し従来の局舎を 送信所に充當し二重通信方式に改 善す
						送信所を現位置に移轉し短波通信 設備等を整備す
						設置對船舶通信業務開始 天皇陛下御臨幸
						和歌山歩兵第六十一聯隊御勤務中 の山階宮茂廣王殿下御台臨
						伏見海軍軍令部長官殿下御台臨

角島無線電信局	山口縣	對	船	航	空	明治四一、七、一 設置對船舶通信業務開始
長崎無線電信局	長崎縣	對	船	航	空	大正一四、八、一六 第一驅逐隊軍艦波風水雷長海軍大 尉伏見宮博義王殿下御台臨
愛野送信所	長崎縣	對	船	航	空	昭和六、二、三 真空管送信機を新設し従来の隣滅 火花式を撤去す
						前身たる大瀬崎無線電信局の概要 海軍所屬大瀬崎無線電信所の移管 を受け設置す
						内地臺灣間海底線不通の爲臺灣富 貴角無線電信局との間に臨時連絡 を行ひ内地臺灣間發着一般電報を 疏通す(無線電信を陸地間通信に 實用したる嚆矢とす)
						ラサク無線電信との間に固定通信 業務を開始す
						那覇無線電信局開局に伴ひ對ラサ ク固定通信は開局に於いて行ふこと となり廢止す
						毎日午後十一時十五分より無線時 事通信社發信放送無線電報の放送 を開始す
						真空管式送信機新設
						無線時事通信社發信放送無線電報の 放送を廢止す
						女島無線電信局との間に固定通信 業務を開始す
						真空管式送信機を更に増設し同時 に従来の火花式送信機を撤去す

落石無線電信局	北 根	北海 室海	道 町道	對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	昭和 七、二一、一六	現位置に移轉長崎無線電信局と改稱、従来の固定通信業務を廢止し、専ら對船舶通信のみを行ふ、尙送信所の新設と共に二重通信方式を採用す
落石送信所	北 海	道		對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	明治四一、一二、二六	設置、對船舶通信業務開始
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	大正 四、六、一五	露領勘察加ベトロバヴロフスク無線局との連絡を開始し帝國と勘察加に發着する外國電報を疏通す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 五、一、一〇	布哇ホノルルとの通信試験に成功す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 八、九、一二	幌延無線電信局開局に伴ひ同局との固定通信を開始す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 一二、一二、二一	局を現位置に移轉し従来の局舎を送信所に充當し二重通信方式に改善す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 一四、七、一三	北樺太「オハ」との間に固定通信業務を開始す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	昭和 四、八、一七	獨逸世界一週飛行船「グラフ・ツエツペリン」伯號との間に一八八〇哩の距離より連絡を開始し本邦最初の對航空機通信に成功す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 七、二、一	南米に在る大阪商船所屬もんでびでを丸との間に短波に依り一〇、五三五哩の長距離通信に成功す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 八、一〇、一六	對色丹との間に固定通信業務を開始す
				對 對 對 對	航 船	空 船	機 通	信 信 信 信	同 一〇、一〇、一九	幌延測候無線電信取扱所との間に固定通信業務を開始

下津井無線電信局

岡 山 縣

對 船 船 通 信

大正 四、四、二六

設置對船舶通信業務開始

幌延無線電信局

北 海 道 占 守 郡 幌 延 島

對 對 船 船 通 信

大正 八、九、一二

設置對船舶通信業務及落石との間に固定通信業務を開始す

昭和 八、七、三〇

占守島村上崎榜漁場事務所構内私設無線電信との間に無線電信に依る電報託送開始

同 九、七、三〇

片岡灣及柏原灣並摺鉢灣無線電信取扱所との間に固定通信業務を開始す

同 一〇、八、七

加能別灣無線電信取扱所との間に固定通信業務を開始す

同 一一、五、七

幌延測候無線電信取扱所との間に固定通信業務を開始す

同 一二、六、一

局附近驛邊内に假送信所を設置し簡易なる二重通信方式により無線通信業務を開始す

備考 本局は毎年四月下旬より九月中旬迄の間に限り開局するものとす

昭和 四、三、二八

設置

同 四、四、二一

對船舶通信業務開始

同 九、三、二一

函館市大火災に際し落石、銚子、若狭等と臨時無線連絡を開始し重要通信を疏通す

昭和 四、四、二三

設置對船舶通信業務開始

第三章 取扱機關

若狭無線電信局

福 井 縣

對 船 船 通 信

昭和 四、四、二三

設置對船舶通信業務開始

函館無線電信局

北 海 道

對 船 船 通 信

昭和 四、三、二八

設置

第四章 無線電信無線電話法令

第一節 序 説

無線電信無線電話はその發明以來僅々四十年にして、今日の如き盛況を見るに至つたのである。其の進歩、發達、普及の迅速なること全く他に比肩するものはあるまい。従つて之に關する法令制度も、眞に頻繁に改正せられたものである。

マルコニ氏の無線電信發明の報に刺激せられ、我國に於いても之が研究に著手し數次の實驗を経、實際通信の用に供し得るの確信を得たので、明治三十三年十月取り敢へず電信法中私設電信に關する事項を除くの外、之を無線電信に準用する旨の省令を發布した。之が本邦最初の無線電信法令であつて、當時無線電信は政府の絶對專掌として、民設は一切之を認めないこととしたのである。其の後、無線電信の技術大に進み、航行船舶に於ける唯一の通信機關として利用せらるるに至つたので、之が運用方法等に關し、國際協定を行ふの必要を生じて、伯林に於ける國際無線電信豫備會議の開催となり、次で第一回國際無線電信會議が開催せられ、此の會議の結果並に當時に於ける我國無線技

術の進歩に鑑み、愈々我國に於いても海上航行中の船舶との間に無線電信に依る公衆通信の取扱を開始することとし、越えて明治四十一年四月八日無線電報規則を制定公布し、同年五月一日より之を實施したのである。

船舶遭難等に際し發揮せる無線電信の効果は世上一般の認むる所であつたが、殊に明治四十五年四月英國ホワイトスター汽船タイタニック號沈没の際に於ける無線電信の活躍は世界人心を衝動せしめ、船舶無線電信施設の要を愈々痛感せらるるに至り、遂に大正三年倫敦に於いて海上人命安全に關する國際會議が開催せられた。此の會議の結果、加盟列國は相次で船舶無線電信強制法を制定實施し、外國船舶も之が適用を受けたため、本邦船舶にして外國に航行するものは、無線電信設備を強制せらるることとなり、自然船舶無線電信の普及を助長せられた。茲に於いて政府は私設無線電信の制度を設くるの必要を認め、大正四年六月十九日私設無線電信無線電話の施設範圍其他取締上等に必要なる規定を網羅したる現行無線電信法を制定公布し、同年十一月一日より之を實施したのである。

無線電信法の實施せらるるに伴ひ、同年十月私設無線電信無線電話の施設手續並に其の機器裝置及運用制限、通信従事者の資格等に關する細目を規定したる私設無線電信規則を制定公布すると共に、私設無線電信通信従事者資格檢定規則及私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則をも制定公布したのである。之等の法令制定に伴ひ私設無線電信無線電話の施設愈々多きを加へたので、大正六年八月現行私設電信電話私設無線電信無線電話監督事務規程を制定し、各遞信局に於ける私設無線電信無線電話監督取締事務の處理方を統一したのである。

其の後歐洲大戰の勃發に依り、船舶無線電信は海上人命安全上不可缺のものなることを一層痛感せらるるに至り、本邦に於いても諸外國の例に倣ひ、大正十四年三月船舶無線電信施設法を制定公布し、一定の船舶には無線電信の施

設を要することとし、之に伴ふ私設無線電信規則等の改正を行ひたる上、翌十五年十一月一日より之が實施を見たのであるが、此の結果更に船舶無線電信の増加に拍車を加ふこととなつた。

船舶航行上無線電信の有用なることは謂ふ迄もないが無線科學の發達に伴ひ、之が利用の範圍愈々擴大し、濃霧等に際し、無線に依り船舶の方位を測定する所謂無線羅針及無線標識の業務が漸次普及せらるるに至つたので、本邦に於いても、昭和二年五月七日無線方位測定通信規則を制定公布し、此の種測定通信の方法並に使用周波數等に就き規定せられた。

無線電話に就いては大正三年五月電信法中私設に關する規定を除き、之を無線電話に準用する旨の省令發布せられ政府の專掌事業たることを明かにせられたのであるが、無線電信法の制定に依り、無線電話は無線電信と同様に一定の範圍を限り之を私設し得ることとしたのである。其の後大正九年頃より米國其他諸外國間に於いて無線電話の放送(ラヂオ)が漸次普及せらるるに及び、本邦内にも之が實施の要望熾烈なるものありたるに鑑み、大正十二年十二月二十日現行放送用私設無線電話規則を制定公布せられ、本邦放送無線電話事業今日の隆盛の礎石をなしたのである。又公衆通話用無線電話に就いては、昭和三年九月十三日無線電話通話規則を制定公布し、同年十月二十一日より陸上電話加入者と船舶との間に無線通話の取扱を開始したのである。尙官廳が其の事務執行のため施設する無線電信無線電話に關しては、大正九年十一月二十日官廳用の電信及電話に關する勅令を改正し、之に基き官廳用無線電信無線電話規則を制定公布し、官廳用無線電信無線電話の施設範圍其他運用制限等に關し規定せられたのである。

第二節 無線電報規則

本邦に於ける無線技術の發達と共に無線電信に依り公衆電報の取扱を行ふの方針を樹立し、明治四十一年四月八日逓信省令第十六號を以て、現行無線電報規則を制定公布せられ、取扱局の完成を俟て、同年五月一日より實施せらるるに至つた。其の規定全文は左の通りであるが、無線通信距離を百二十哩と明示し、又は無線電報(當時は全部船舶發着のものであつた)には返信料前納、同文、照校等の特殊取扱をなさざる旨を定めたる如きは、當時に於ける無線技術の程度一斑を物語るものにして、進歩したる現在の無線科學と對比して興味盡きざるものがある。

無線電報規則 (明治四十一年四月八日逓信省令第十六號)

第一條 無線電報トハ無線電信ニ依リ傳送スヘキ電報ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ海岸局ト稱スルハ無線電信機ヲ裝置スル陸上ノ通信官署ヲ謂ヒ船舶局ト稱スルハ無線電信機ヲ裝置スル船舶内ノ通信官署ヲ謂フ

第三條 無線電報ニハ左ノ指定事項ヲ記入スヘシ

指定事項 和文略符號 歐文略符號

無線電報 ナイ R A

第四條 船舶局ニ着スル無線電報ニシテ海岸局ヲ經由スヘキモノノ宛所中ニハ該局名ヲ記載シ括弧ヲ以テ之ヲ區劃スヘシ但シ其ノ海岸局名ハ歐文電報ニ於テモ之ヲ語數ニ算入セス

前項ノ海岸局ニ於テ傳送シ得サル場合送達上他ニ便宜ノ海岸局アルトキハ該局ヲ經由セシムルコトアルヘシ
第五條 船舶局ニ着スル無線電報ノ發信人海岸局ニ於ル該電報ノ保管期間ヲ指定セムトスルトキハ指定事項トシテ其ノ日數ヲ記入スヘシ

前項ノ指定ナキ無線電報ノ保管期間ハ發信ノ日ヨリ三十日トス

第六條 發信人前條保管期間ノ延長ヲ望ムトキハ該期間満了ニ先テ其ノ旨ヲ海岸局ニ請求スヘシ順次更ニ保管期間ノ延長ヲ望ムトキ亦同シ此ノ場合ニ於テ特ニ指定セサルトキハ延長期間ヲ三十日トス
前項ノ請求書ニハ無線電報ノ發信月日字數又ハ語數並發信人名及受信人名ヲ記載スヘシ

發信人ハ發信局所ヲ經テ第一項ノ請求ヲ爲スコトヲ得其ノ電報通知ヲ要スルトキハ課金局報ノ料金ヲ前納スヘシ
第七條 無線電信ニ依ル通信距離ハ通常百二十哩以内トシ其ノ通信ハ送受兩局カ確實ナル通信距離内ニ在ルトキ之ヲ行フ

第八條 船舶ノ危難ニ關スル無線電報ハ海岸局又ハ船舶局ニ於テ他ノ通信ヲ中止シ最先順位ヲ以テ之ヲ送受ス
第九條 無線電報ニ關スル尋問改正及停止ハ陸上電信局所相互間ニ限リ其ノ取扱ヲ爲ス

第十條 無線電報ハ陸上電信局所相互間ニ限リ至急再送及受信報知ノ取扱ヲ爲ス

受信報知ヲ要スル無線電報ノ發信人ニハ海岸局ニ於テ該電報ヲ傳送シタル日時ヲ通知ス

第十一條 無線電報ニハ一般電報料ノ外海岸局又ハ船舶局ニ於テ送信又ハ受信ノ取扱ヲ爲ス毎ニ左ノ料金ヲ課ス但シ無線電信ノミニ依リ傳送スルモノニ對シテハ一般電報料ヲ課セス

一 海岸局料金

- 一 和文 片假名十五字以内金二十錢 五字以内ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス
- 二 歐文 五語以内金二十五錢 一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス

二 船舶局料金 同

第十二條 無線電報ニハ時間外取扱料ヲ課セス

第十三條 無線電報ニ關シ無線電信ニ依ル傳送ヲ爲ササリシトキハ其ノ傳送ヲ爲ササリシ部分ニ對スル料金ハ之ヲ還付ス

第十四條 船舶局ニ於テ受付ケタル無線電報ノ料金還付ハ何レノ電信局所ニ於テモ之ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 第五條及第六條ノ保管期間ハ料金還付ノ請求期間ニ算入セス

第十六條 本令ニ明文ナキ事項ハ内國電報ニ關スル一般ノ規定ニ依ル但シ明治三十三年九月遞信省令第四十六號電報規則第六十九條、第一百十條乃至第一百十二條、第十四條乃至第一百十八條、第二十條、第二十一條、第二十六條乃至第三十條、第四十條乃至第四十八條ヲ適用セス

附則

第十七條 本令ハ明治四十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則は其の後に於ける無線科學の長足なる進歩發達に伴ひ、屢々改正増補を加えられ、現在に及んでるのであるが、以下順次之が改正の跡を辿り、事業發展の狀況を顧ることとする。

明治四十二年八月十日改正 無線電信に依る公衆通信取扱開始は、從來電氣通信の途全然なかりし艦船搭乗者に對し、一大福音なるは云ふ迄もないが、幾何も無く箇々の通信のみにては満足せず、船内新聞の發行を要望するに至りたるを以て、新に新聞無線電報の料金を左の通り定め、之が取扱を開始し、船客、船員の無聊を慰することとしたのである。

海岸局料金 五十字以内毎に

金二十錢

船舶局料金 同

明治四十三年乃至四十五年中改正 最初無線電信の通信距離を規則中に明示し、通常百二十哩以内に於いて、無線電報の送受を行ふべき旨、規定しをりたるが、其の後、通信距離は漸次擴大し、相次で、新たなレコードを作るに至りたるを以て、明治四十三年十月十日の規定改正に際しては、通常通信距離は之を規則中に明示せざることとし、單に確實なる通信距離内に於いて、通信する旨のみを規定し、且つ左の事項に就き重なる改正を加へられたのである。

- 一、海岸局に於いて、無線電報を相手船舶に送信し得ざる場合に於いて、他の海岸局へ轉送するのは、電報料金の不足を生ぜざる場合に限ることとし、且つ該船舶入港地等の陸上電信局所より配達し得るときは、料金の不足を生ぜざる場合限り、該局所より配達することあるべき旨規定せられたること。
- 二、海岸局に於いては、相手船舶が通信距離を去りたる等のため、傳送不能なること明瞭なる場合は、船舶宛無線電報の保管期間中と雖も、之を保管せざることあるべき旨新たに明示せられたること。
- 三、新に同文無線電報の同文料を左の通り定め、初めて之が取扱を開始したること。

(一) 官報及私報

海岸局料金	和文	金十錢
	歐文	金十五錢

船舶局料金 同

(二) 新聞電報

海岸局料金	原信料金の半額
船舶局料金	同

翌年八月一日には無線電報に就いても、舛船配達の取扱を開始し且つ二箇以上の船舶に著する同文の電報にして、同一海岸局を経由するものに就いては、陸上電信官署間限り、同文電報の取扱をなすこととした。更に明治四十五年二月一日より此の一部同文取扱の範圍を擴張し、船舶より同一海岸局を経由して、各地に著するものに就いても、船舶局、海岸局間のみ、同文電報の取扱をなすこととせられた。即ち海岸局を中心として、有線系上又は無線系上のみの同文取扱を行ふこととしたのである。此の一部同文電報には、指定事項として左の略號を記入するのである。

和文略號	ラ ヨ	歐文略號	S M
------	-----	------	-----

従來船舶宛無線電報を指定海岸局に於いて、送信し得ざるときは、料金の不足を生ぜざる場合に限り、海岸局又は陸上の電信官署に轉送したるを改め、他の海岸局又は陸上電信官署より送信又は配達し得るときは、總て之を轉送することとし、之がため生ずる不足料金は、無線電報料を以て之に充て又は受信人より追徴することとした。

大正元年乃至大正十二年中改正 従來無線電報は實際上船舶に發着するものに限られてたのであるが、其の後海底線障等の際しては、陸地間に發着するものも、無線電信に依り疏通するの必要あるに至りたるを以て、大正元年十一月十六日より本規則を陸地間に發着する電報を無線電信に依り、疏通する場合に準用することとし、且つ遞信大臣に於いて必要ありと認むるときは、其の料金を特定することある旨を規定し、必要に應じ、陸地間無線電報を取扱ふこととしたのであるが、其の後陸地間發着無線電報は、殆ど有線電報と同様に取扱ひ得るに至りたるを以て、大正

四年六月六日より本規則中船舶發着無線電報特有の取扱制限は、之を陸地間發着のものに準用せざることとし、一般有線電報同様至急、再送等の特殊取扱をも認むることとせられたのである。

尙無線電報は其の返信取扱の確實性乏しきに鑑み、從來返信料前納の取扱をなさなかつたのであるが、各艦船の海岸局通信距離内に在る時間が相當延長せられたるを以て、大正二年十一月一日より無線電報に就いても、返信料前納の取扱を開始することとし、之に關する規定其の他に就き左の如く改正又は新に規定せられた。

- 一、返信料前納の無線電報には、其の前納料金額が和文六十錢、歐文七十五錢以外の場合は、返信料前納、返信至急又は返信照校の指定略號の次に、前納料金額の附記を要すること。
- 二、新に船舶局の中繼取扱を認むることとし、該電報には、船舶局に差出す場合の外、指定事項として和文「ナラ」、歐文「RS」の略號を記載することを要すること、及船舶局中繼取扱は一回に限る旨規定したること。
- 三、海岸局に於ける船舶宛無線電報の保管期間を、發信人に於いて特に指定せざる場合は、發信の日より九日間保管することとし、從來の保管期間三十日間を短縮したること。

四、尋問、改正又は停止にして、返信を要せざるものは、船舶局に於いても、之を取扱ふこととしたること。尙無線電報に就いても照校の取扱をなすこととしたること。

五、還付すべき無線電報料金を、有線電報料及無線電報料に區別し、其のいづれにても、これが取扱をなさざる部分の料金を還付することとし、從來、無線電信上の取扱をなさざる場合、無線電報料に限り還付したるを改めたること。

歐洲大戰後の好景氣に依る一般物價の騰貴に伴ひ、電報料金の全般的引上を行ふこととなり、無線電報の料金に付いても、大正九年六月一日より和文電報に對し、一名宛毎に金五錢を附課することとし、和文無線電報の最低料金は歐文電報と同様二十五錢とせられた。又内地間發着有線電報の最低料金も三十錢に改正せられたる結果、船舶に發着する返信料前納無線電報は、和歐文共其の前納料金額八十錢なる場合は、指定略號に前納料金額の附記を要せざることと改められた。

尙從來無線電報の料金は規定上有線電報料を原則とし、之に無線局に於ける取扱に對し無線電報料を附課する建前なりしが、之を無線電報料を主とすることに改め、有線電報料は有線電信系上傳送を要するものに對してのみ、之を課することとした。

放送無線電報規則制定 無線電信に依る船舶宛ニュースは、從來新聞無線電報として、箇々の船舶に宛つるもののみを取扱つてゐたのであるが、無線電信の擴散性を利用し、多數船舶をして同時に、之を受信せしむることの最も効果的なるを認められ、大正十三年三月二十四日、左の如き放送無線電報規則を制定公布し、航行中の船舶内に公示の目的を以て、一年を通じ毎日發信する電報は、之を放送無線電報として、特別の取扱をなすこととせられたが、本規則は翌十四年十一月無線電報規則の全文改正に際し、之が規定事項を同規則中に輯録せられたるに伴ひ、廢止せられたのである。

放送無線電報規則 (大正十三年三月二十)
四日省令第十四號

第一條 航行中ノ船舶内ニ公示ノ目的ヲ以テ一年ヲ通シ毎日發スル電報ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ放送無線電報以下放送電報ト稱スト爲スコトヲ得

第二條 放送電報ヲ發信セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄遞信局ヲ經テ遞信大臣ニ差出シ放送無線電報取扱ノ認可ヲ受クヘシ認可後第九號ヲ除ク左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セムトスルトキ其ノ事項ニ付亦同シ

一 通報事項ノ種類

二 和文電報歐文電報ノ別

三 放送字語數

四 發信電信官署

五 放送電信官署

六 電報差出時刻

七 放送時刻

八 放送電波長

九 受信人及名宛船舶ノ名稱、航路、船主名

十 受信人名宛略符號(各受信人ニ共通トス)

前項第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ發信電信官署ヲ經テ遞信大臣ニ届出ツヘシ

第三條 前條ノ申請ヲ認可シタルトキハ所轄遞信局ヨリ其ノ旨ヲ發信人ニ通知ス、放送電報ノ受信人及其ノ名宛略號ハ之ヲ告示ス

第四條 遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二條第二號乃至第八號及第十號ノ事項ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第五條 放送字語數ヲ變更セムトスルトキハ少クトモ一月以前ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

放送字語數ハ發信人ノ都合ニ依リ月ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第六條 放送電報ノ放送内容ハ受信人名宛略符號及本文トス

第七條 放送電報ハ和文又ハ歐文ノ普通辭ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

第八條 電報差出時刻ヲ經過シタル後ニ差出シタル放送電報ハ之ヲ取扱フ爲ササルコトアルヘシ

第九條 廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタルモノハ放送電報ノ取扱ヲ爲サス

第十條 放送電報ノ實際字語數ハ認可字語數ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條 放送電報ハ切手ヲ貼附スヘキ場所ニ「無線放送」ト朱書シタル電報賴信紙ヲ使用シテ一通ニ之ヲ記載シ受取人名宛ハ受信人名宛略符號ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第十二條 放送電報ハ電信官署ノ設置ナキ船舶及無線電信ニ依ル託送電報ヲ發受セサル船舶ニ在リテモ名宛船舶ニ限り之ヲ受信スルコトヲ得

第十三條 放送電報ノ料金ハ發信一通ニ付左ノ區別ニ依ル金額及一名宛船舶毎二月額金五圓トス

和 文		歐 文	
放送字語數	月 額	放送語數	月 額
一千字以内	百四十圓	二百語以内	百四十圓
一千五百字以内	二百圓	二百語以内	二百圓
二千字以内	二百六十圓	四百語以内	二百六十圓

第十四條 放送電報料ハ一月分毎ニ計算シ發信電信官署ヨリ翌月十日迄ニ之ヲ發信人ニ通知ス

發信人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ月二十五日迄ニ其ノ料金を發信電信官署ニ通貨ヲ以テ納付スヘシ

第十五條 放送電報取扱ノ開始又ハ廢止カ月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ放送電報料ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス月ノ中途ニ於テ名宛船舶數ニ増減アリタル場合亦同シ

第十六條 放送電報ノ實際字語數認可字語數ニ達セサル場合ニ於テモ之カ爲第十三條ノ料金ハ之ヲ減額セス

第十七條 船舶内電信官署業務上ノ支障ニ依リ放送電報ヲ受信シ得サリシ場合ニ於テモ之カ爲第十三條ノ料金ヲ減額又ハ還付セス

第十八條 放送電報料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り日割ヲ以テ之ヲ減額ス

一 月ノ中途ニ於テ第二十一條ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第四條ニ依リ放送字語數ヲ減少シタル場合其ノ當日以後ニ相當スルモノ

二 設備ノ故障其ノ他業務上已ムヲ得サル事由ニ依リ放送電報ノ放送ヲ爲ササルコト引續キ三日以上ニ及ヒタル場合其ノ日數ニ相當スルモノ

第十九條 發信人第十四條第二項ノ期日迄ニ料金を納付セサルトキハ其ノ滯納ノ期間放送電報ノ取扱ヲ停止ス

前項ノ取扱停止期間三十日以上ニ及ヒ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ヒタルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十條 放送電報ノ發信ヲ停止セムトスルトキハ十五日前迄ニ其ノ旨ヲ所轄遞信局ヲ經テ遞信大臣ニ届出ツヘシ

第二十一條 遞信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十二條 第十九條第二項ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第二十條ニ依リ發信ヲ廢止シタル場合ニ於テ認可後一年ニ滿タサルトキ

ハ其ノ一年ニ滿タサル期間ノ放送字語數ニ對スル料金を一時ニ徵收ス

第二十三條 本令ニ明文ナキ事項ハ新聞電報ノ取扱ニ關スル他ノ規定ニ依ル但シ電報規則第十章無線電報規則第三條第四條第

二項第十條乃至第十條ノ三新聞電報規則第六條第七條第十二條第三項第十六條第三項ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年十一月一日改正 無線電報規則は其の制定當時に於いて、無線通信が専ら船舶發着電報に限られてゐたる關係上、主として船舶發着電報に關する事項に就いてのみ規定せられてゐたのであるが、其の後無線技術の進歩に伴ひ、陸地間通信其他之が利用上長足の發達を遂げたるため、改正増補を要する事項尠からざるに至りたるのみならず、無線電報の取扱に關し、一般電報規則中又は其他の規則中に規定せられたる事項多く、一般電信官署に於ける取扱上關係規定の參照解釋等は不便甚だしきものありたるに鑑み、本規則の全文改正を行ひ、以て一面無線電報の取扱をして進歩せる無線科學の現狀に即せしむると共に、他面一般電信官署の事務簡捷にも資することとせられたのであるが、改正規則の要點は大體左の通りである。

一、無線電報の取扱に關し、從來左の諸規則等に散在したる規定事項を、凡て無線電報規則及之に基く告示に編入統一したること

一 無線電報規則

二 放送無線電報規則

三 大正六年遞信省令第七號海軍艦船發着電報の件

- 四 電報規則第三條第四項、第七十六條、第七十七條ノ二、第七十九條、第七十九條ノ二、第八十條及第一百十條
- 五 新聞電報規則第十八條ノ二
- 六 大正六年遞信省令第三十九條南洋發着電報の件
- 七 明治四十四年告示第千貳百一號船舶局碇泊中取扱中止の件
- 八 大正四年告示第八百六十三號官設局に於ける託送電報取扱の件
- 九 大正十一年告示第千九百十六號無線電信取扱所に於ける託送電報取扱の件
- 十 大正四年告示第四百七號ラサ島發着無線電報に關する件
- 十一 大正六年告示第五百五十七號南大東島發着無線電報に關する件
- 十二 大正十二年告示第四百九十四號内地臺灣間無線電報に關する件
- 十三 大正十三年告示第六百九十三號臺灣澎湖島發着無線電報に關する件
- 十四 大正八年告示第千四百四十五號幌筵島發着無線電報に關する件
- 十五 大正十一年告示第千九百十七號無線電信官署名に關する件

二、規則の内容を整理し之を左の五章に分けたること

第一章 總則

第二章 艦船發着無線電報

第三章 陸地間無線電報

第四章 放送無線電報

第五章 料金

三、左の如く改正又は新に規定したること

(一) 總則關係

- (イ) 無線電報の定義を改め、新に無線電話に依り送受する電報をも無線電報としたること。
 - (ロ) 無線電信官署中に新に固定局を加へ、且つ無線電信官署及託送發受所の名稱及呼出符號は之を告示する旨を設けたること。
 - (ハ) 電報取扱時間外に於いて全く電報の取扱を爲さざる電信官署に在りては、電報取扱時間外無線電報の取扱を爲さざる旨を明示したること。
 - (ニ) 從來無線電信に依る託送電報は無線託送電報として電報規則に依り異なる取扱を爲したるを改め、之を電信官署相互間に發着する無線電報と同様無線電報と稱することとし、且つなるべく兩者同様に取扱ふこととしたること。
 - (ホ) 無線電報の指定「ナイ」は無線電報に依らざれば送達し得ざる地域又は船舶宛電報に對しては、特に之が指定の要なきを以て、之等無線電報に對しては其の指定を要せざることとしたること。
- (二) 艦船發着無線電報關係
- (イ) 名宛艦船入港等に依り無線電信上傳送の要なく陸上電信官署より配達する場合に於て、錨地の關係等にて配達上必要あるときは無線電報料を配達料に充當して、別使又は解船配達を爲し得ることとしたること。
 - (ロ) 從來艦船發着無線電報全部に對し、認められたる有線又は無線上の一部同文取扱は、其の取扱煩瑣なるのみならず一般の利用多からざるに鑑み、實用價值ある多數船舶宛新聞無線電報に限り此の種取扱を存続し、一般無線電報に付ては之を認めざることとしたること。
 - (ハ) 船舶局の中繼を要する無線電報には、例外なく指定略號「ナラ」又は「RS」を記載するを要することとしたること。

- (二) 艦船託送發受所著無線電報に付ても返信料前納の取扱を爲すこととし、此の種返信料前納無線電報の著信電信官署に於ける取扱方には現行の通規定したること。
 - (ホ) 艦船宛新聞無線電報に付ては、從來各著信艦船毎に各船主が其の取扱認可を遞信大臣に申請するを要したるが、不便多きに鑑み、發信新聞通信社に於いて之を取經め、遞信局長の許可を得れば可なることとし、且つ發受の際發信證票又は受信證票の提示を要せざることに改め、其の取締方法として、發信局所を一定したること。
 - (ヘ) 船舶託送發受所の施設者に於いて、其の電報料金又は私設無線電信規則第五條の料金を納付せざるときは、當該託送發受所との間の無線電報送受を停止することあるべき旨を規定し、料金滞納期間中に限り、託送し得ざることとしたる從來の規定を改めたること、尙此の規定は陸地間無線電報の託送發受に付ても、準用することとしたること。
 - (三) 陸地間發著無線電報關係
 - (イ) 陸地間發著無線電報の取扱方を明定し、從來の艦船發著無線電報に關する規定の準用を廢したること。
 - (ロ) 固定局間傳送を要する無線電報にして、特に告示するものに限る、無線電報の指定を附するを要する旨規定したること。
 - (ハ) 陸地間無線電報は傳送上必要あるときは、有線電報に依り、又は所定の固定局間傳送に代ふるに他の固定局間傳送を爲すことあるべき旨規定したること。
 - (ニ) 陸地間無線電報は原則として、其の取扱及料金を一般有線電報と略同様ならしむることとし、特に其の取扱を制限し又は特定の料金を課する場合は之を告示すべきこととしたること。
- 四、放送無線電報規則關係
- (一) 放送無線電報と爲し得べき範圍を擴張し、航行中の船舶に宛つるものは、日本船舶のみに限らず、外國船舶をも之に含め

且つ別に告示する地域に在る受信人をして、其の所屬團體に公示せしめ、又は其の地域内の新聞紙に掲載せしむる目的を以て發信するものをも放送無線電報として、取扱ふこととしたること。

(二) 放送無線電報に付ては、一切の特殊取扱を爲さざる旨明示したること。

五、料金關係

- (一) 艦船發著無線電報の有線電報料の調一化を計り、其の傳送地域に拘らず、内地相互間發著電報と同額の料金を課することとし、以て内地及植民地海岸局間相互傳送の爲め生ずる料金追徴等の不便を除くこととしたること。
- (二) 海岸局を兼ねる固定局に於いて、固定局間傳送に付特定料金を課する無線電報を艦船との間に送受する場合は、其の送受到關し無線電報料を課せざることとしたること。
- (三) 固定局間傳送に對しては、原則として無線電報料を課せざることとしたる等に伴ひ、有線電報系上傳送を要せざる無線電報には、全然無料となるものを生ずべきを以て、之等無線電報にして、無線電報料を課せざるものに付ては、其の無線局所に於ける取扱を有線電報系上の取扱と看做し、有線電報料を課すべき旨の規定を設けたること。
- (四) 託送發受所著無線電報の無線託送料は、從來通信局に於いて、調定し當該施設者より徴收したるを改め、之を一般無線電報の無線電報料と同様受付の際電報料に包含して徴收することとしたること。
- (五) 當該施設者に於いて納付すべき託送發受に關する料金は、從來翌月二十日迄に無線電信官署に通貨又は切手を以て納付すべきこととなりたるが、由來無線電信に依る託送は、孤島又は僻遠の地より發し又は航海中の船舶局に託送するものなるを以て、右の如き納付期間を明定し置くことは、料金納付義務消滅期間に關する法律との關係上支障あるのみならず、實際取扱上實行困難なるを以て、凡て船舶發託送電報と同様電信官署の便宜に従ひ、其の都度納付期を指定して、調定徴收することに改め、且つ船舶及陸上託送發受所廢止の際の料金即納の從來の規定は之を適用せざることとしたること。

(六) 船舶託送發受所著無線電報の返信料前納證書を當該施設者に送付のため要したる日数は、料金還付請求期間に算入せざる旨を規定したること。

(七) 放送無線電報の料金は、從來放送字語數一千字又は二百語のものを最低としたるが、實際の利用狀況に照らし過大の嫌あるを以て、一千字又は二百語以内のものを細分して、其の料金を定め現行の如く改正したること。

昭和二年十一月改正 惡疫豫防に資するため、航行中の各艦船に對し、無線電信に依り傳染病情報を放送する目的を以て、官廳より毎月定期に發信する電報は放送無線電報に準じ之を取扱ふこととし、名宛數に依る料金は之を課せない旨規定せられた。

昭和四年一月改正 規則第四章の放送無線電報の名宛料月額五圓を月額一圓に改められた。

昭和六年八月改正 無線通信業務の改善を圖るため、右の諸點に關し改正せられた。

一、艦船發著無線電報に關しては翌朝配達及配達日時指定の取扱をなさざること。

二、艦船著無線電報の保管期間は從來九日なりしを五日に改めたること。

三、海岸局に於ける無線電報の保管期間延長の請求は、從來發信人より海岸局又は發信電信官署に請求し得たるを發信電信官署に限り請求せしむることとし、且つ保管日數を指定しないときは延長期間九日なりしを五日とし、發信人は海岸局に對する通知に要する電報の料金を納付すべきことに改めたること。

四、海岸局に於いて無線電報を艦船に送信し得ること確實なるときは適宜保管期間を延長し得ることとしたこと。

五、船舶中繼の指定略號を改めたること。

六、電波長を周波數と改め、その他條文を整理したること。

昭和七年九月改正 無線電報利用の實績に鑑み左の諸點に就き改正が施された。

一、從來無線電報は凡て電報取扱時間外の取扱に對し時間外料を課せられなかつたのを、艦船發著無線電報のみに限ることとしたること。

二、航行中の船舶内に公示の目的を以て發する新聞無線電報は從來和文のみに限られてゐたのを、歐文に付ても之が取扱をなすこととしたること。

三、前號の電報にして陸上電信官署間に限り同文電報取扱となす場合の歐文指定略號を規定したること。

四、歐文新聞無線電報の料金、同文料に付規定したること。

五、内地と南洋群島(ヤップ島を除く)との間に發著する無線電報の料金に付規定したること。

昭和九年一月一日改正 馬德里締結國際電氣通信條約及同條約附屬規則の實施並に私設無線電信規則及電報規則の改正實施に伴ひ、左の通り必要な改正が加えられた。

一、新に航空局、航空機局、陸上局、移動局及無線局の定義を規定したること。

二、前號の定義に従ひ、關係各條の字句を整理したること、但し船舶中繼と同様の取扱を航空機業務に及ぼし得ないため、現行通としたること。

三、電報規則中改正の結果、外國郵送の特殊取扱を廢止せられたので、本規則中よりも之を削除したること。

四、船舶中繼の指定及固定局間傳送に對する無線電報の指定は同文無線電報に付ては至急、照校、時間外の場合と